

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月31日
【計算期間】	第４期（自 平成23年５月１日 至 平成24年４月30日）
【ファンド名】	マンIP 220インターナショナル償還時元本確保型ファンド３ (Man IP 220 International Principal Protected Fund 3)
【発行者名】	三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター 皆川 宏
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、ア - ロン通り 287 - 289番 (287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中 野 春 芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中 野 春 芽
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

- （注１）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成24年８月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝78.60円）による。以下同じ。
- （注２）マンIP 220インターナショナル償還時元本確保型ファンド３は、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、受託証券（以下「ファンド証券」ということがある。）は米ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。
- （注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入または切り捨てて記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入または切り捨てて記載している。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- （注４）本書の中で、会計年度とは、５月１日に始まり４月30日に終わる期間を指す。ただし、第１会計年度は平成20年７月11日に始まり平成21年４月30日に終了した期間を指す。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

マン IP 220インターナショナル償還時元本確保型ファンド3（Man IP 220 International Principal Protected Fund 3）（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、平成20年7月11日付信託証書に従って同日付で設定されたユニット・トラストである。

ファンドの投資目的は、中期的な投資により、ボラティリティを相応の水準に保ちつつ着実な値上がり益を目指すことである。運用実績については保証されていない。

ファンドにおける信託金の最低限度額は、2,500万米ドルである。

ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）は、ファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権利を有する。各受益者は、書面による通知を三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）を通じて管理会社に送付することにより、毎取引日（別紙A「定義」にて定義される。）において、管理会社にそのファンド証券の買戻しを請求することができる。

買い戻された各受益証券について支払われる買戻価格は、買戻しが行われる取引日の直前の評価日現在の受益証券の一口当たり純資産価格を参照して計算される。なお、発行日後の約6年間は、保有期間により異なる料率の手数料が受益証券の一口当たり純資産価格から控除される。

（２）【ファンドの沿革】

昭和49年4月11日 管理会社設立

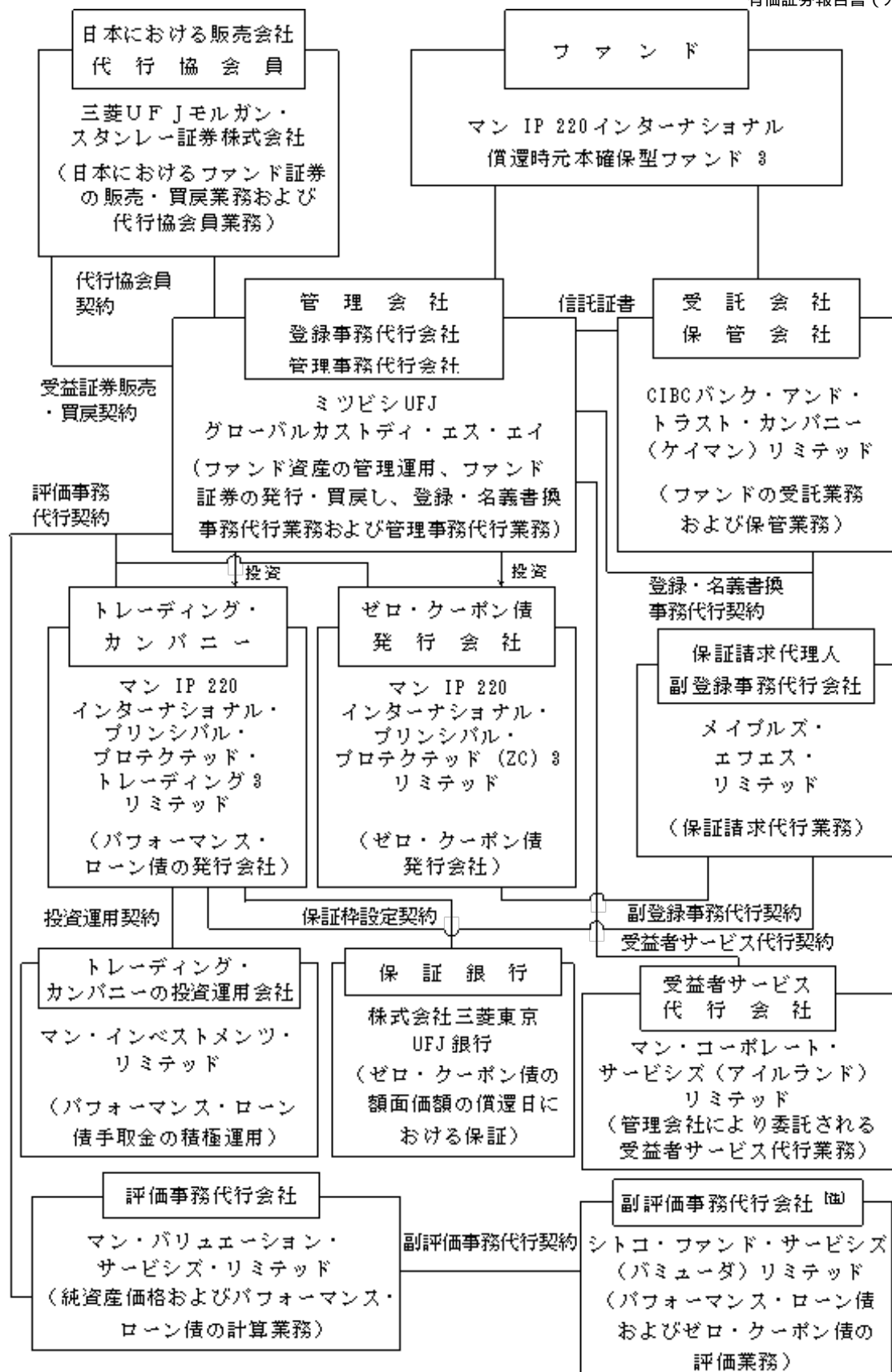
平成20年7月11日 信託証書締結

平成20年8月25日 日本におけるファンド証券の募集開始

平成20年9月30日 ファンドの運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



（注）評価事務代行会社は、平成23年8月24日付でシトコ・ファンド・サービスズ（バミューダ）リミテッドと副評価事務代行契約を締結し、評価業務を再委託している。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
-----	------------	--------

三菱UFJグローバル カストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)	管理会社 登録事務代行会社 管理事務代行会社	平成20年7月11日付で信託証書を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了について規定している。平成20年7月28日付で登録・名義書換事務代行契約 ^(注1) を受託会社および保証請求代理人と締結。同契約は、登録・名義書換事務代行業務および管理事務代行業務について規定している。
CIBCバンク・アンド・ トラスト・カンパニー (ケイマン)リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社 保管会社	平成20年7月11日付で信託証書を管理会社と締結。信託証書は、上記に加え、ファンドの資産の受託および保管について規定している。
マン・コーポレート・ サービスズ(アイルランド) リミテッド (Man Corporate Services (Ireland) Limited)	受益者サービス代行会社	平成20年7月14日付で受益者サービス代行契約 ^(注2) を管理会社と締結。同契約は、受益者サービスについて規定している。
マン・バリュエーション・ サービスズ・リミテッド (Man Valuation Services Limited)	評価事務代行会社	平成20年7月14日付で評価事務代行契約 ^(注3) を管理会社、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社と締結。評価事務代行契約は、受益証券およびパフォーマンス・ローン債に関する評価業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成20年8月6日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注4) を締結。代行協会員契約は、代行協会員業務について規定している。 平成20年8月6日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注5) を締結。受益証券販売・買戻契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

(注1) 登録・名義書換事務代行契約とは、登録・名義書換事務および管理事務代行業務の提供を約する契約である。

(注2) 受益者サービス代行契約とは、管理会社によって任命された受益者サービス代行会社が、ファンドに対し、受益者サービスを提供することを約する契約である。

(注3) 評価事務代行契約とは、管理会社、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社によって任命された評価事務代行会社が、受益証券の一口当たり純資産価格の算定等ファンド証券に関する評価業務を提供することを約する契約である。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券の一口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

（注５）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概況

（イ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年８月10日付商事会社法（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて昭和49年４月11日に設立された。1915年法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ロ）事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

（ハ）資本金の額（平成24年７月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約29億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

（ニ）会社の沿革

昭和49年４月11日 設立

平成18年１月１日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイに変更

平成19年４月２日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更

（ホ）大株主の状況

（平成24年７月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	285,900株	28.53%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「信託法」という。）に基づき登録されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2012年改訂）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）（以下、併せて「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

準拠法の内容

（イ）信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、英国の信託法を土台とし、（ケイマン諸島の特定の法律により補足される）信託法として定められている。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島

の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

一旦設定された信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、平成33年10月31日に終了する。

信託法において特定の要件は定められていないが、免税信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することを慣行として推奨されている。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ロ）ミューチュアル・ファンド法（2012年改訂）

後記「（６）監督官庁の概要」の項を参照のこと。

（ハ）一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）（以下「ケイマン規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はケイマン規則に従って事業を行わなければならない。

ケイマン規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には、証券の募集に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻し、または買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格および買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

一般投資家向け投資信託は、会計年度が終了してから６か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に交付するか、作成および交付を手配しなければならない。年次報告書にはケイマン規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報およびケイマン規則に基づいて要求される情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後６か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- （ ）弁済期に債務を履行できないこと、または履行できないであろうこと。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

() 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。

() 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。

- ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
- 金融庁法（2011年改訂）
- マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）
- 認可条件

ファンドの監査人は、アーンスト・アンド・ヤング（Ernst & Young）のケイマン諸島事務所である。ファンドの会計監査は、英国において一般に認められた会計原則に基づいて行われる。

ファンドは、毎年10月31日までには同年4月30日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、（a）ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社もしくは管理会社がその設立文書または目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、（i）当該事実を受託会社に書面で報告し、（ ）当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、ファンドの次の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、（a）ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（b）ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- （a）すべての旧名称を含むファンドの名称
- （b）投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- （c）前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- （d）純資産価額
- （e）当該報告期間の新規募集口数および価額
- （f）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- （g）報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、（a）受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（b）ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

(ロ) 受益者に対する開示

ファンドの会計年度末は、毎年4月30日である。第一回の監査済年次財務書類は、平成21年4月30日までの期間について作成された。会計書類は、英国で承認されている国際財務報告基準またはその他の会計基準に従って作成される。会計年度末から6か月以内で、毎年の年次受益者集会前までに、監査済会計書類の写しが受益者に送付される。また、管理会社によって、未監査の半期報告書の写しが受益者に送付

される。受益者は、受益証券勘定の純資産総額、発行済受益証券口数、受益証券の一口当たり純資産価格および前月の各投資戦略に関するトレーディング・カンパニーの取引活動に関する報告の記載された月次報告書を入手することができる。ファンドは、これらの報告書および通知をマンのウェブサイトにおいて電子形式で開示し、特別の請求がある場合にのみ報告書および通知を送付するものとするができる。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

a．金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において閲覧することができる。

b．投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

（6）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法における「規制された投資信託（regulated mutual fund）」の定義に該当し、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託の免許を所持している。ファンドはまた、ケイマン規則を遵守している。ケイマン規則のパート 1 は、ファンドの英文目論見書について開示要件を規定している。ファンドの英文目論見書は、ミューチュアル・ファンド法およびケイマン規則にしたがって、CIMAに提出されている。

規制された投資信託として、ファンドは、CIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監

査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。いずれの場合も、ファンドは、CIMAに監査済財務書類を毎年提出しなければならない。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンドのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、受託会社の適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2 【投資方針】

（１）【投資方針】

・投資目的および投資方針

投資目的

ファンドの投資目的は、中期的な投資により、ボラティリティを相応の水準に保ちつつ着実な値上がり益を目指すことである。運用実績については保証されていない。

当初投資の仕組み

受託会社は、ファンドのために、申込期間終了時に、受益証券の募集金額の一部を、マン IP 220 インターナショナル・プリンシパル・プロテクトド（ZC）3 リミテッド（Man IP 220 International Principal Protected（ZC）3 Limited）（以下「ゼロ・クーポン債発行会社」という。）が割引発行するゼロ・クーポン債の買付け（安定運用部分）に充当し、一方、初期費用を控除後のファンドの残余資産を、マン IP 220 インターナショナル・プリンシパル・プロテクトド・トレーディング3 リミテッド（Man IP 220 International Principal Protected Trading 3 Limited）（以下「トレーディング・カンパニー」という。）が割引発行するパフォーマンス・ローン債の買付け（積極運用部分）に充当する。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、ケイマン諸島会社法（2011年改訂）に基づき、有限責任の免税会社として平成20年6月30日に設立された。

設立時において、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の授權株式資本は、それぞれ、券面額1米ドルの普通株式50,000株により構成される50,000米ドルであった。トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社のそれぞれ普通株式1,000株は、コードン・トラスト・カンパニー・リミテッド（Codan Trust Company Limited）が作成した平成17年12月14日付信託約款にしたがってバミューダの法律に基づき設立された特定目的会社であるマスター・マルチ・プロダクト・パーパス・トラスト（Master Multi-Product Purpose Trust）の受託会社としての地位を有する。バミューダの免税会社であるマスター・マルチ・プロダクト・ホールディングス・リミテッド（Master Multi-Product Holdings Ltd.）に対して発行され、同社により継続的に保有される。普通株式は100%の議決権を有する。

パフォーマンス・ローン債の申込手取金は、トレーディング・カンパニーにより、後記「投資手法」に詳述されている各種の投資手法に充当され、一方、ゼロ・クーポン債の発行手取金は、ゼロ・クーポン債発行会社により、後記「元本確保」に詳述されている元本確保のために充当される。後記「プロフィット・ロックイン構造」に詳述されているとおり、償還日にゼロ・クーポン債について支払われる金

額は、追加金額分により増額されることがある。償還日にゼロ・クーポン債について支払われる金額は、後記「 、保証および保証銀行 保証」および「プロフィット・ロックイン構造」に詳述されている通り株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「保証銀行」という。）により（保証状の要項および同要項に記載されている規制および制限に従い）保証される。

本書における各投資スタイルへのファンドの投資に関する説明は、ファンドのために受託会社が、トレーディング・カンパニーによって発行されるパフォーマンス・ローン債を保有することを通じて行われる投資と解されるべきである。

投資手法

ファンドは、トレーディング・カンパニーを通じてAHLダイバーシファイド・プログラム（AHL Diversified Programme）およびファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・ポートフォリオ（Fund of Hedge Funds Portfolio）に投資することにより投資目的の達成を追求する。

上記の投資手法はそのすべてを網羅するものではなく、ファンドの投資目的を達成するため、投資運用会社は、上記の投資手法以外の投資手法にトレーディング・カンパニーの資産を配分することができる。複合的な投資手法は、広範にわたる世界中のヘッジファンド・マネジャー、投資戦略および市場への投資を通して中期的なキャピタル・ゲインを生み出し、かつリターンのボラティリティを低減することを策定するものである。AHLダイバーシファイド・プログラムは、主な収益源となることが予定されており、一方、ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・ポートフォリオは、広範囲にわたるマネジャーによる様々なヘッジ・ファンド・スタイルおよび戦略に取引元本を配分することにより、安定性と分散化を提供する。受益者は、AHLダイバーシファイド・プログラムおよびファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・ポートフォリオへのトレーディング・カンパニーを通じた投資からもたらされる（信用枠に基づく借入金額の返済後の）運用純益を享受することとなる。

投資配分

ファンドは、トレーディング・カンパニーにより発行されたパフォーマンス・ローン債への投資を通じて、受益証券の当該時点の純資産総額の約160%の目標投資配分（AHLダイバーシファイド・プログラムに対する目標投資配分を100%とし、ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・ポートフォリオに対する目標投資配分を60%とする。）の提供を追求する。

投資運用会社の裁量により、後記「 、投資手法」に記載されている投資手法への投資配分が達成される日またはその前後に、目標投資配分が達成されることになる。

投資運用会社は、望ましい目標投資配分を維持するために必要となる十分なトレーディング・キャピタルが存在することを確保するため、ファンドを継続的に監視する。トレーディング・キャピタルが当初の水準よりも相当程度減少した場合、長期的な投資目的を達成するためにファンドが最良の状態におかれていることを確保するため、残りのトレーディング・キャピタルを保護する目的で、積極的に投資配分に対する管理を行う場合がある。市況が変化した場合、投資運用会社は、ファンドの投資目的について最善の状態で業務提供するために、上記の投資配分の目標を変更することがある。

目標投資配分を達成するために、トレーディング・カンパニーは、金融機関や投資ピークルと共に、信用枠を含む様々な取決めを活用することができる。かかる取決めは、特定の状況において、投資戦略への投資配分を減額することを要求する条項を含むことがあり、また、特定の状況において、かかる取決めの期限前解約に関する規定を含むこともある。

すべての信用枠に基づくレバレッジ残高の上限は、いずれの一時点においても、当該時点の純資産総額の75%またはトレーディング・カンパニーの取締役が随時同意するその他の金額となる予定である。

独立した第三者による信用枠の提供に加えて、信用枠（そのすべてまたは一部）は、マン・グループ内の一もしくは複数の法的主体および／または保証銀行もしくはその一関連会社により提供されることが

ある。トレーディング・カンパニーは、直接または間接的に、信用枠、社債の発行、デリバティブ商品およびレバレッジ商品を含む、様々な種類の信用または金融のアレンジを利用するピークルに対して投資することができる。

また、トレーディング・カンパニーは、短期的流動性ニーズを満たすために、担保付または無担保の流動性ファシリティを活用することができる。かかる流動性ファシリティ（そのすべてまたは一部）は、独立した第三者、マン・グループ内の一もしくは複数の法的主体または保証銀行もしくはその関連会社により提供されることがある。

元本確保

ファンドのための投資運用は、元本確保の仕組みに基づいて行われる。ゼロ・クーポン債発行会社がファンドのために行為する受託会社に対して割引発行する各ゼロ・クーポン債には、保証銀行による元本保証が付されている。かかる保証状には、償還日現在で発行済みかつ償還される各ゼロ・クーポン債について、償還日に当該ゼロ・クーポン債額面金額（１米ドル）の100%に相当する金額および追加額をゼロ・クーポン債発行会社が受託会社に対し支払う義務を遂行することを、保証銀行が、保証要項に基づき保証する旨規定されている（注）。ゼロ・クーポン債発行会社は、ゼロ・クーポン債の発行手取金の全額または大部分を、保証状に基づく保証銀行の債務全額に関する担保を保証銀行に提供するために充当する。ゼロ・クーポン債発行会社により発行され、かつファンドのために受託会社により引き受けられるゼロ・クーポン債の発行総数は、ファンドにより発行される受益証券の口数の100%相当とする。ファンドは、受益者に対し償還日において受益者の当初投資額の少なくとも100%相当の償還を達成することを目標とする。

（注）保証状の要項に従う。保証状の重要な規定の要約は、本書の「保証および保証銀行 保証」の項に記載されている。償還日において発行されていないゼロ・クーポン債または償還日以前に償還されたゼロ・クーポン債は、保証の恩恵を受けることはない。

プロフィット・ロックイン構造

ゼロ・クーポン債は、以下に詳述されるプロフィット・ロックイン構造の恩恵も受ける。プロフィット・ロックイン構造は、ゼロ・クーポン債の償還時にゼロ・クーポン債発行会社により支払われる金額およびゼロ・クーポン債に関する保証額を増額するために、保証額の増額の提案に関する管理会社および保証銀行の事前の同意を得ることを条件として、パフォーマンス・ローン債の発行要項に基づき受託会社が受領した利息を、受託会社がゼロ・クーポン債発行会社に対して支払うことを可能とする。

パフォーマンス・ローン債勘定に帰属する新規純運用収益の一部は、トレーディング・カンパニーが運用収益をあげたこと、すなわちトレーディング・キャピタルの許容度を条件として、また投資配分の目標レベルの達成を条件として、投資運用会社および保証銀行の同意を得て、パフォーマンス・ローン債の発行要項に基づき、ファンドのために行為する受託会社に対してクーポンを支払う方法によりトレーディング・カンパニーにより配分されることがある。受託会社は、管理会社および保証銀行の同意が付与されることを条件として、上記クーポンの支払を受けた額を、ゼロ・クーポン債発行会社が追加の適格担保（ゼロ・クーポン債発行会社から担保保管会社に移転され、保証銀行に差し入れられるもの）を購入する原資として、ゼロ・クーポン債発行会社に対して支払う。かかる適格担保の差入れの後、保証銀行は、受託会社、投資運用会社、管理会社、ゼロ・クーポン債発行会社および登録事務代行会社に対して、書面により、各ゼロ・クーポン債についての保証額の増加額を証明し、これに伴い、ゼロ・クーポン債発行会社がゼロ・クーポン債に基づき支払うべき金額も増額される。受益者は、登録事務代行会社から、保証銀行による、かかる証明書の写しを入手できる。保証額の増額は、管理会社により、プロフィット・ロックイン実行後の月次報告書によって通知されるが、受益者は、保証額の増額の証拠として、保証銀行による上記の証明書にのみ依拠できる。

ゼロ・クーポン債発行会社は、一定の状況下において、プロフィット・ロックインの条項に従い、追加の適格担保を買い付けることができる。これに代えて、トレーディング・カンパニーは、新規純運用収益の一

部を長期預金とすることができ、この場合、預金額はプロフィット・ロックインおよび保証の対象とはならない。

投資運用会社は、現時点では、トレーディング・カンパニーの取締役に対し、パフォーマンス・ローン債の保有者としてファンドのために行為する受託会社にはクーポンを支払うことを推奨する意向である。ただし、

（ ）パフォーマンス・ローン債勘定に帰属するトレーディング・カンパニーの新規純運用収益が純資産総額の10%程度増加したと投資運用会社が判断する場合で、かつ

（ ）各会計年度末現在、当該会計年度中のパフォーマンス・ローン債勘定に帰属するトレーディング・カンパニーの運用収益（過年度の損失控除後）に基づくこととする。

新規純運用収益のみが本目的のために用いられる（疑義の回避のため述べると、新規純運用収益は、クーポンの支払が行われる場合にのみ考慮される。）。投資運用会社は、現時点では、下記に記載される通り、適格担保を追加購入するための十分な金額のクーポンを支払うことをトレーディング・カンパニーの取締役に推奨する意向であり、また、トレーディング・カンパニーの取締役はこれを支払う予定である。

管理会社による相反する推奨がない場合には、受託会社は、現時点では、パフォーマンス・ローン債に関するクーポンの支払について、償還時点での価値がトレーディング・カンパニーの新規純運用収益（過年度の損失控除後）の50%にほぼ相当する適格担保の購入のためにゼロ・クーポン債発行会社により活用され则认为している。

ただし、管理会社は、かかる状況において、パフォーマンス・ローン債に関するいかなるクーポンも支払わないこと、よって、プロフィット・ロックインが実行されないようにすること、また、適格担保を追加購入しないことを推奨することもある。

保証銀行は、現時点では、保証枠設定契約の要項に従い、プロフィット・ロックインの条項に従い、ゼロ・クーポン債に関する保証額の増額に同意することを意図している。しかし、保証銀行は、その絶対的裁量において、保証額の増額に関する一切の提案を拒否する権利を有する。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社

受託会社は、ファンドのために、管理会社の同意および助言を得て、（ ）トレーディング・カンパニーにより受託会社に対し発行されるパフォーマンス・ローン債および（ ）ゼロ・クーポン債発行会社により受託会社に対し発行されるゼロ・クーポン債に投資する。

ゼロ・クーポン債の購入およびファンドの設立費用（後記「4 手数料等及び税金」の項に記載される。）の支払のために必要な金額の控除後、受益証券の発行手取金の未使用残高は、トレーディング・カンパニーにより発行されるパフォーマンス・ローン債の買付申込みに使用される。トレーディング・カンパニーは、かかる申込金を、信用枠に基づき借り入れた資金と共に後記「投資手法」の項に記載されている投資戦略への投資額を得るために使用する。

各パフォーマンス・ローン債には、パフォーマンス・ローン債勘定に対し比例する持分権が表章されている。パフォーマンス・ローン債の発行要項には、いずれの取引日においてもパフォーマンス・ローン債が償還可能であることが規定されている。これにより、受託会社は、受益者からの買戻請求があった場合に受益証券を買い戻す受託会社の義務を履行するために、いずれの取引日においても適切な数のパフォーマンス・ローン債の償還を請求することができる。パフォーマンス・ローン債は、償還日に支払期日を迎え満期となる。パフォーマンス・ローン債の発行要項には、プロフィット・ロックイン構造の実行のため、受託会社に対し随時支払われる利払いについて規定されている。

各ゼロ・クーポン債は、ファンドのために行為する受託会社に対しゼロ・クーポン債発行会社により割引発行される。各ゼロ・クーポン債は、償還日前に償還、買戻しまたは取消しをされない限り、償還日にゼロ・クーポン債発行会社によりゼロ・クーポン債額面金額（1米ドル）に追加額を加算した金額で償還される。

各ゼロ・クーポン債は、保証銀行の保証付きで発行される。保証状には、その要項に従い、保証銀行は、ゼロ・クーポン債発行会社が受託会社に対し、償還日時点で発行済みかつ償還される各ゼロ・クーポン債について、償還日にかかるゼロ・クーポン債額面金額（１米ドル）の100%相当の金額と追加額を支払う義務を遂行することを保証する旨規定されている（注）。

ゼロ・クーポン債発行会社により発行され、かつファンドのために行為する受託会社により購入されるゼロ・クーポン債の総数は、ファンドにより発行される受益証券の口数の100%相当とする。これにより、ファンドは、受益者に対し償還日において受益証券への当初投資額の少なくとも100%の償還を達成することを目標とする。

ゼロ・クーポン債発行会社は、重要契約（保証枠設定契約を含むがこれに限られない。）の条項に基づき、その行為に関し相当の制限を受ける。

（注）保証状の要項に従う。保証状の重要な規定の要約は、本書の「保証および保証銀行 保証」の項に記載されている。償還日において発行されていないゼロ・クーポン債または償還日以前に償還されたゼロ・クーポン債は、保証の恩恵を受けることはない。

管理事務、委託売買および助言業務

トレーディング・カンパニーは、その取引活動に関して、清算業務を提供するブローカーを複数任命することができる。マン・グループの一員であるマン・インベストメンツ・エイ・ジー（Man Investments AG）は、トレーディング・カンパニーに対する取次ブローカーに任命されており、トレーディング・カンパニーに適切なブローカーを推薦すること、その関係性を積極的に管理すること、ならびに適切な業務提供のレベルおよびブローカーの適切な分散化を確保することに責任を負う。

マン・グループの一員であるマン・バリュエーション・サービスズ・リミテッド（Man Valuation Services Limited）は、評価事務代行契約に従いファンド、ゼロ・クーポン債発行会社およびトレーディング・カンパニーに対して評価業務および会計業務を提供する任務に任命されている。

受託会社は、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S. A.）を、登録・名義書換事務代行契約の要項に従いファンドの登録事務代行会社に任命している。登録事務代行会社は、受益者サービス代行会社に、または受託会社の事前承諾を得て第三者に、その任務を委託することができる。本書の日付現在、マン・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッド（Man Corporate Services（Ireland）Limited）が登録事務代行会社により受益者サービス代行会社に任命されている。

登録事務代行会社の任務には、ファンドの登録簿の維持とかかる登録簿への記入が含まれるが、これらに限定されない。

マップルズ・ファイナンス・リミテッド（Maples Finance Limited）は、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社のそれぞれに対して登録事務業務を提供する副登録事務代行会社に任命されている。

登録・名義書換事務代行契約に基づく任命に従い、保証請求代理人としての資格で行為するマップルズ・ファイナンス・リミテッドは、保証請求証書の要項に基づき、保証状に基づく請求の実行および保証状に基づく請求に関して支払われるべき金銭の分配に対して受託会社の代理人として行為する義務を負う。

信託証書に基づき、管理会社は、受託会社が承認した者（受託会社自身を含む。）に対して、その役割および機能を委託することができるが、受益証券の募集と発行に関しては、その役割を委託することができない。

IP 220

平成8年に、マンは、最初のIP 220投資プロダクトであるマン-IP 220リミテッド（Man-IP 220 Limited）を設定した。

その後10年以上の間に、マンは、投資者に中期的に堅固な元本成長をもたらすことを可能にするIP 220投資プロダクトを提供している。これらのIP 220ストラクチャーの銘柄の多くは、オーストラリア、カナ

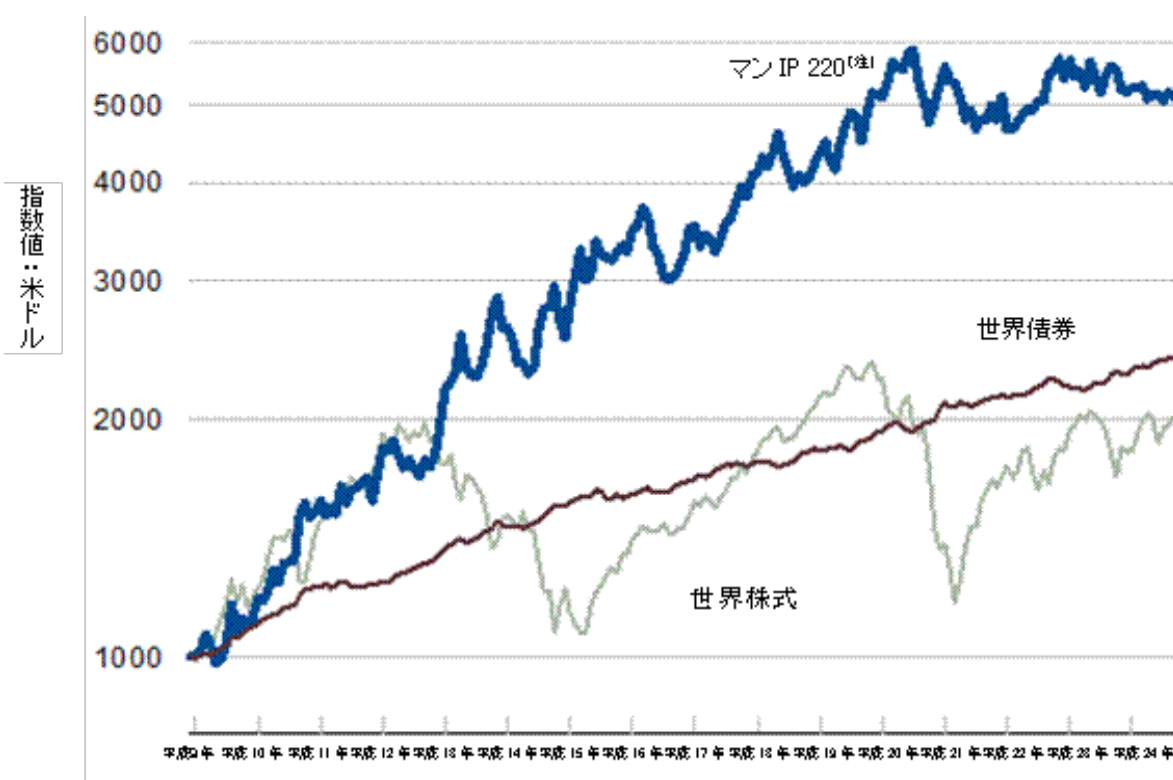
ダ、ドイツ、日本、アラブ首長国連邦および米国といった様々な国における一流の金融機関と協働して策定されてきた。

IP 220投資プロダクトは、後記「 投資手法」の項で詳述されるとおり、数年にわたり改善を重ねられた2種類の相互補完的な投資手法を複合した構造を有している。IP 220投資プロダクトは元本保証付で提供される。

以下で示されるとおり、マンIP 220^(注)は好調に収益をあげており、従来の株式および債券市場への投資との相関性は低い。

<マンIP 220と世界株式および世界債券のパフォーマンスの比較>

平成8年12月18日から平成24年8月31日^(注)



	マンIP 220 ^(注)	世界株式	世界債券
総合収益率	414.2%	101.3%	139.8%
年率複利収益率	11.0%	4.5%	5.7%
年率標準偏差	16.8%	15.4%	2.9%
最大下落率	-20.8%	-50.4%	-3.3%
シャープ・レシオ	0.46	0.08	0.84
マンIP 220との相関性	1.00	-0.10	0.36

出所：マン・データベース、ブルームバーグおよびMSCI。

（注）マン・IP 220リミテッド（平成8年12月18日から平成17年12月31日まで）およびマン・IP 220リミテッド米ドルクラス債券（平成18年1月1日から）の運用結果に基づき算出している。マンIP 220の平成24年8月のデータは推定値であることに留意されたい。世界株式：MSCI世界純総合収益率指数（対米ドル・ヘッジ）。世界債券：シティグループ世界国債指数（対米ドル・ヘッジ）（総合収益率）。作成時点において利用できる最新のデータが使用された。上記のマンIP 220のデータは代表例に過ぎない。ファンドは異なる報酬体系を有するため、ファンドの運用実績はマン・IP220リミテッドの運用実績とは異なる。運用結果について保証はなく、過去の運用実績またはパフォーマンスの予測は、将来のパフォーマンスの信頼できる指標とはならない。リターンは為替変動により増減することがある。

シャープ・レシオは、リスク調整後の運用実績を示すものであり、受益証券の一口当たりリスクフリー・レート超過リターンのリスクの水準を示すものである。シャープ・レシオは、当該期間における該通貨のリスクフリー・レートの平均値に基づき算出している。投資対象がリスクフリー・レートの実績を下回る場合、シャープ・レシオはマイナスとなる。シャープ・レシオはリスク調整済リターンの絶対尺度であるため、マイナスのシャープ・レシオは誤解を避けるため「該当なし」と表示される。

・投資手法

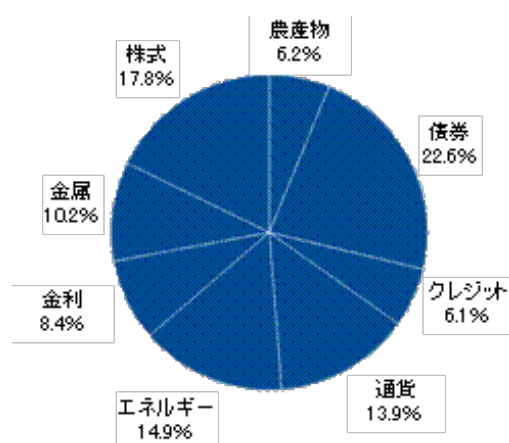
トレーディング・カンパニーが発行したパフォーマンス・ローン債を受託会社が保有することにより、受益者は、AHLダイバーシファイド・プログラムおよびファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・ポートフォリオへの資産配分を通じてトレーディング・カンパニーが獲得した（信用枠に基づく借入金額の返済後の）純利益を享受することとなる。

AHLダイバーシファイド・プログラム

AHLダイバーシファイド・プログラムは、主に世界中の市場のトレンドおよびその他の投資機会を見極めるためコンピュータ化された方法を活用している。その上で、かかる取引機会を利用するため取引および実施のインフラストラクチャーが用いられる。かかるプロセスは定量的であり、主として、実際のところディレクショナルなプロセスであり、またリスク管理、継続的リサーチ、分散化および一貫した効率性の追求によって裏打ちされている。

AHLダイバーシファイド・プログラムは、世界市場の様々な領域における先物および先渡契約に分散投資している。かかる市場は、直接または間接にアクセスすることができ、株式、債券、通貨、短期金利、エネルギー、金属および農産物を含むことがあるが、これらに限られない。

以下の表は、平成24年8月31日現在、AHLダイバーシファイド・ピーエルシーの市場セクターによって代表されるAHLダイバーシファイド・プログラムにより取引が行われている市場セクターの分散を示している（注）。



- ・ 世界中の約300の先物および高い流動性のある商品に投資し、1日24時間、40の規制された取引所にわたり取引されている。
- ・ 商品例：
 - ・ 農産物：コーヒー、ココア、とうもろこし、オレンジジュース、砂糖
 - ・ 債券：オーストラリア債、ユーロBOBL、英国国債（Gilt）、米国10年物国債
 - ・ クレジット：欧州アイトラックス指数（5年物）、米国CDX指数（5年物）

- ・ 通貨：ユーロ、ポーランド・ズロチ、日本円、スイス・フラン
- ・ エネルギー：ブレント原油、灯油、ガソリン
- ・ 金利：ユーロボ、ユーロドル、ユーロ円、スターリング・ボンドのショート
- ・ 金属：アルミニウム、銅、金、銀、亜鉛
- ・ 株式指数：CAC40株価指数、香港ハンセン株価指数、S&P500指数

出所：マン・データベース。

（注）セクター配分は、ポートフォリオ中の他のセクターと比較した各セクターの長期的予想リスク・エクスポージャーを反映すべく策定されている。数値は、現在のポートフォリオの各セクターのリスク予想に基づくものである。ポートフォリオの構成および構成要素は投資運用チームにより定期的に精査され、これに従いセクター配分は変更される。運用実績について保証はなく、過去の運用実績またはパフォーマンスの予測は、将来のパフォーマンスの信頼できる指標とはならない。

AHLのリスク管理

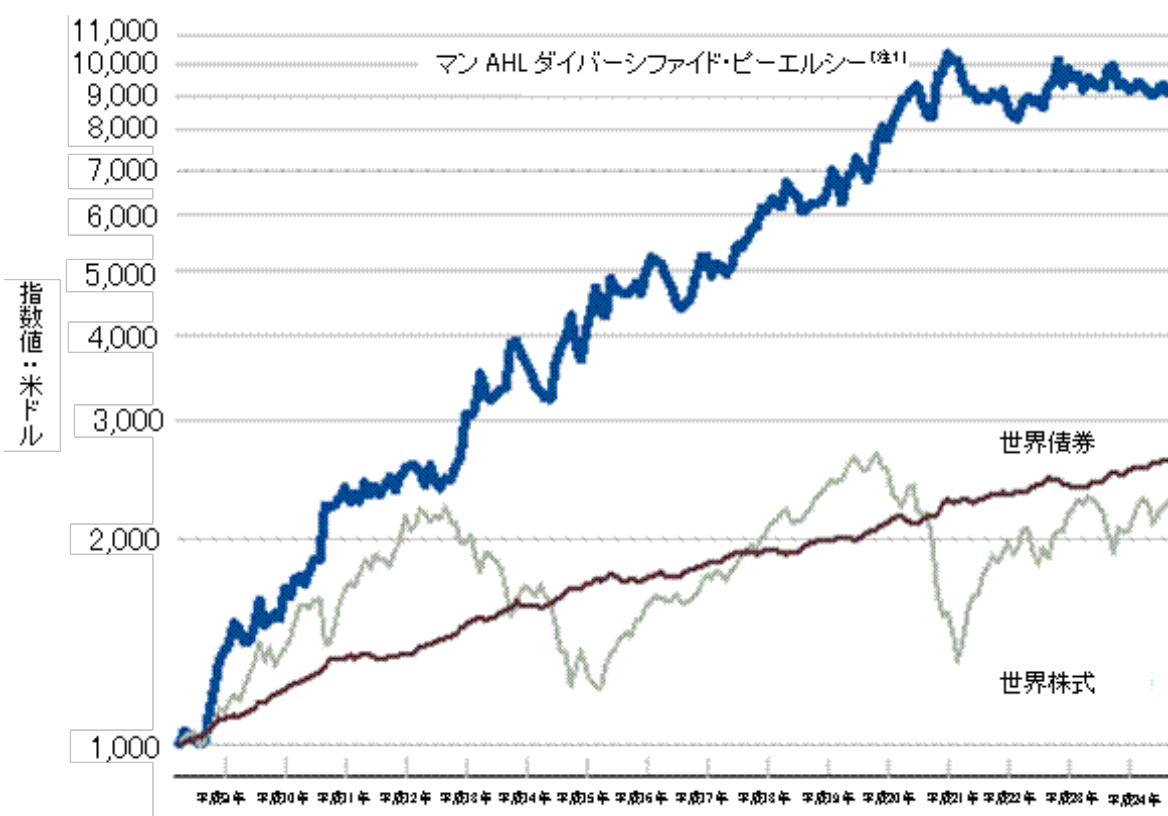
リスク管理は、AHLの投資運用プロセスにおいて不可欠な要素である。AHLは、ポートフォリオおよびAHLの運営に関連する運営・外注リスクを見極め、監視しかつ軽減するよう設計されたリスク管理の枠組みを導入している。AHLのリスク管理の枠組みは、マン・グループ・ピーエルシーの包括的なリスク管理の枠組みの一部であり、またこれにより支援されている。

AHLのリスク管理の枠組みに関する主要な原則は、重大な利益相反が起こる可能性がある場合の機能および職務の分離、ならびに事業活動に関して独立の監視と経営幹部の監視を適切な程度で有することを含む。かかる独立の監視の一部として、AHLの活動は、マン・グループ・ピーエルシーの社内監査機能による定期的な見直しの対象となる。

リスク管理は主に、リスク手法を監視し、システムが規定範囲内に保たれることを確保することにより成り立っている。主要なリスク監視手法と重点領域は、バリュー・アット・リスク、ストレス・テスト、インプライド・ボラティリティ、レバレッジ、証拠金自己資本比率ならびにセクターおよび異なる通貨に対する純エクスポージャーである。

< AHLダイバーシファイド・ピーエルシー（米ドル）と世界株式および世界債券の比較 >

平成8年3月26日から平成24年8月31日



	マン・AHL ダイバーシファイド・ ピーエルシー ^(注1)	世界株式	世界債券
総合収益率	807.4%	127.1%	161.6%
年率複利収益率	14.4%	5.1%	6.0%
年率標準偏差	17.2%	15.3%	2.9%
最大下落率	-19.4%	-50.4%	-3.3%
シャープ・レシオ	0.64	0.12	0.92
AHL ダイバーシ ファイド・プログラム との相関性	1.00	-0.18	0.33

出所：マン・データベース、MSCIおよびブルームバーグ。

（注１）マンAHLダイバーシファイド・ピーエルシーは、週次で評価される。ただし、比較のため、統計値は各月の最終週の評価を用いて算出されている。投資者は、オルタナティブ投資には相当のリスクを伴うことがあり、投資商品の価値は、上昇することもあるれば下落することもあることに留意すべきである。これらの指標は、ファンドの投資戦略を表すものではないので、ベンチマークとなるものではない。運用実績について保証はなく、過去の運用実績またはパフォーマンスの予測は、将来のパフォーマンスの信頼できる指標とはならない。作成時点において入手可能な最新のデータに基づく。通貨の値動きにより、収益は増減しうる。

（注２）シャープ・レシオは、リスク調整後の運用実績を示すものであり、受益証券一口当たりリスクフリー・レート超過リターン（注）のリスクの水準を示すものである。シャープ・レシオは、当該期間における該当通貨のリスクフリー・レートの平均値に基づき算出している。投資がリスクフリー・レートの実績を下回る場合、シャープ・レシオはマイナスとなる。シャープ・レシオはリスク調整済みリターンの絶対尺度であるため、マイナスのシャープ・レシオは誤解を避けるため「該当なし」と表示される。

世界株式：MSCI世界総合収益率指数（対米ドルヘッジ）。世界債券：シティグループ世界国債指数（対米ドル・ヘッジ）（総合収益率）。

ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・ポートフォリオ

FRMは、IP220ポートフォリオのファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ部分を担当している。FRMは、広範なオルタナティブ投資戦略へのアクセスを提供する。長年にわたり業界に存在し、優れた名声を得ていることから、当該ビジネスは、その投資者のために多くの最高のパフォーマンスを収める戦略を伴う能力を追求することができる。

投資手法は以下の二つの重要原則に基づいている。

- ・アクティブ運用が実際の価値を追加する。
- ・明確に定められたプロセスに沿って運用を行う経験豊富な専門家が優れたリターンを生み出すことができる。

安定的かつ大規模に実現可能な投資プロセスの創出は、確信と説明責任をもって行為する上級投資チームに依拠している。したがって、FRMは、鍵となる決断者に責任を割り当てるにあたり、経験、知識および情熱の深遠さに高い価値を置いている。

まず、各ポートフォリオについて、一連の目的および制限が設定される。FRMは、続いて、こうした制限の中で、当該ポートフォリオの目的を達成する最大の可能性を確保するよう相互補完的なマネジャーを組み合わせるために、一連の定量的および定性的な手段およびプロセスを採用する。

FRMは、現在、5種類のヘッジファンド・スタイルおよび戦略で取引を行う70^(注)超の国際的ヘッジファンド・マネジャーに取引元本を配分することにより分散化を提供する。ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・ポートフォリオによりアクセスされる投資スタイル、戦略およびマネジャーの数は、FRMの単独裁量により、債券の存続期間中に変更することが予想される。

（注）平成24年6月1日現在

FRMによりアクセスされる投資スタイルは、現在、以下を含むが、これらに限られない。

株式ヘッジ：株式ヘッジファンドは、ヘッジファンド業界の最大のスタイル・セグメントにあたる。各種株式およびセクターのパフォーマンスの相違により、世界中の先進市場および新興市場における様々な収益機会が提供される。株式ヘッジのマネジャーは、主に、それぞれ割安および割高とみなす公開取引株式においてロングおよびショート・ポジションをとることにより利益を得よう目指す。戦略は、株式の成長もしくは価値、特定の地域または産業セクターを重視したものとなることがある。マネジャーは、市場リスクに対する自己のエクスポージャーを中和するか、または一貫したもしくは変動するロングもしくはショートの純エクスポージャーを採用するよう追及することができる。株式ヘッジファンドは、一般的に、分散化されたグローバル・エクイティ・ポートフォリオの長期的リターンに匹敵するプラスのパフォーマンスを達成するよう目指すが、著しく低いリスク水準を追求する。

イベント・ドリブン：イベント・ドリブン・ファンドは、主に、資産／事業ラインの売却、市場参入および撤退、資本構成の変更、買収、合併、公開買付け、株式交換、清算ならびにその他の企業再編等、大幅な企業変革に関与する会社の証券の購入および空売りを行う。典型的なイベント・ドリブン戦略は、ディストレスト証券、合併アービトラージおよび特別状況を含む。かかる戦略は、ある企業イベントまたは状況の開始時点の証券価格と、当該イベントまたは状況の完了または解決時に最終的に実現される価値との差額により利益を得る。「投資適格以下」の証券、資産により担保される証券および保険イベント・リスクを担保する証券への投資を含むイベント・ドリブン戦略もある。収益性は、マネジャーの業界知識、証券選択に関する専門的知識ならびに証券に関連するリスクの正確な見極めおよび分散化に大いに依拠する。

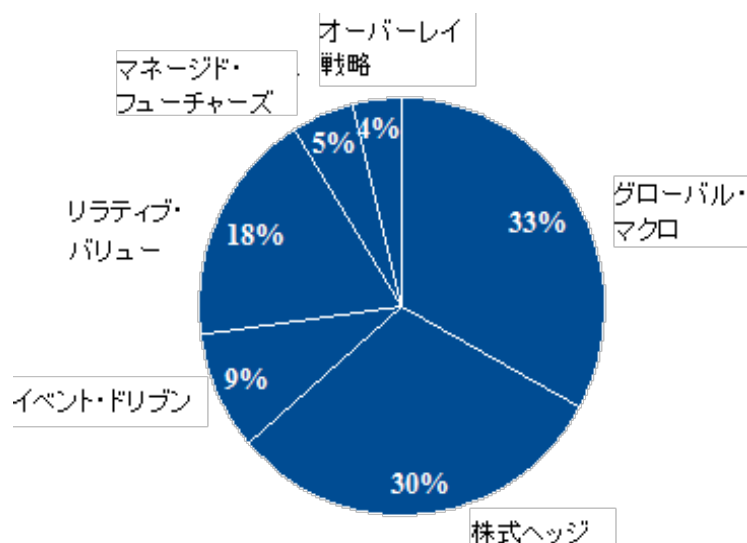
グローバル・マクロ：グローバル・マクロ・ファンドは、マクロ経済動向の変化を有利に活用するために投資機会を捕らえる取引戦略を実施する。取引戦略は、市場、資産クラス（株式、債券、通貨、コモディティ）および金融商品（現金、先物、デリバティブ等）に幅広く適用される。マネジャーは、金利、インフレ、経済サイクルおよび政治状況の変更にかかる自己の予測および予想ならびに変更料率に基づき投資決定を行う。明らかな上昇または下落する価格変動は、グローバル・マクロ・ファンドに対して最も好ましい市場環境を提供し、グローバル・マクロ・ファンドのリターンは、一般的に、従来の資産クラスおよびその他のヘッジファンド・スタイルと相関関係がない。

マネージド・フューチャーズ：マネージド・フューチャーズ・ファンドは、国債、株価指数、通貨、短期金利、およびコーヒー、原油または金等の実物商品の先物およびデリバティブを取引する。その戦略は、主にシステムティック戦略および一任運用戦略の2種類に分類される。システムティック・マネージド・フューチャーズ戦略は、将来の価格変動を予想するために定量的な枠組みの中で過去の価格データを使用する、長期的なトレンド追従手法を含む。短期的なシステムティック取引戦略を実施するマネジャーもいる。一任運用戦略を利用するマネジャーは、ファンダメンタルおよびテクニカルな市場分析に基づく機会を捕える戦略を適用する。マネージド・フューチャーズ・ファンドは、市場において明らかな上昇または下落の価格変動が見られる場合に成功する傾向がある。マネージド・フューチャーズ・ファンドは、その他のヘッジファンド・スタイルおよび従来型の資産クラスと全般的に相関関係が低いため、有益な分散化の可能性を提供する。

リラティブ・バリュー：リラティブ・バリュー・ファンドは、類似のまたは関連する証券間の割高感または割安感を有利に活用するために、主に世界中の株式および債券市場において裁定取引（アービトラージ）戦略を適用する。割安の資産においてロング・ポジションをとり、割高の資産においてショート・ポジションをとることにより、マネジャーは、関連する証券間の価格関係の変化により生じる収益機会をとらえることを目指す。主な戦略として、転換社債アービトラージ、債券アービトラージおよびマーケット・ニュートラル／スタティスティカル・アービトラージを含む。相当数の大規模マネジャーは、様々なアービトラージ戦略を包含するマルチ・ストラテジー・リラティブ・バリュー・ファンドを提供する。リラティブ・バリュー取引として、転換社債、優先証券、オプション、ワラントおよび新株予約権証券、ソブリン債、スワップ契約、スワップション、先渡契約ならびに先物契約等の商品の使用を含む。一般的に、リラティブ・バリュー戦略は、不安定かつ変動しやすい市況においても一貫したパフォーマンスを目指すものであ

り、従来型の株式および債券市場と相関関係が低いという利益を提供する。

以下の表は、平成24年8月31日現在のファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・ポートフォリオのスタイル別配分を示すものである（注）。



（出所）マン・データベースおよびブルームバーグ、運用実績について保証はなく、過去の運用実績またはパフォーマンスの予測は、将来のパフォーマンスの信頼できる指標とはならない。

（注）戦略の範囲および各戦略への配分は、継続的なリサーチに基づき、投資運用会社により定期的に見直される。世界株式：MSCI世界指数（対米ドル、NDTRヘッジ）。世界債券：シティグループ世界国債指数（対米ドルヘッジ）（総合収益率）。

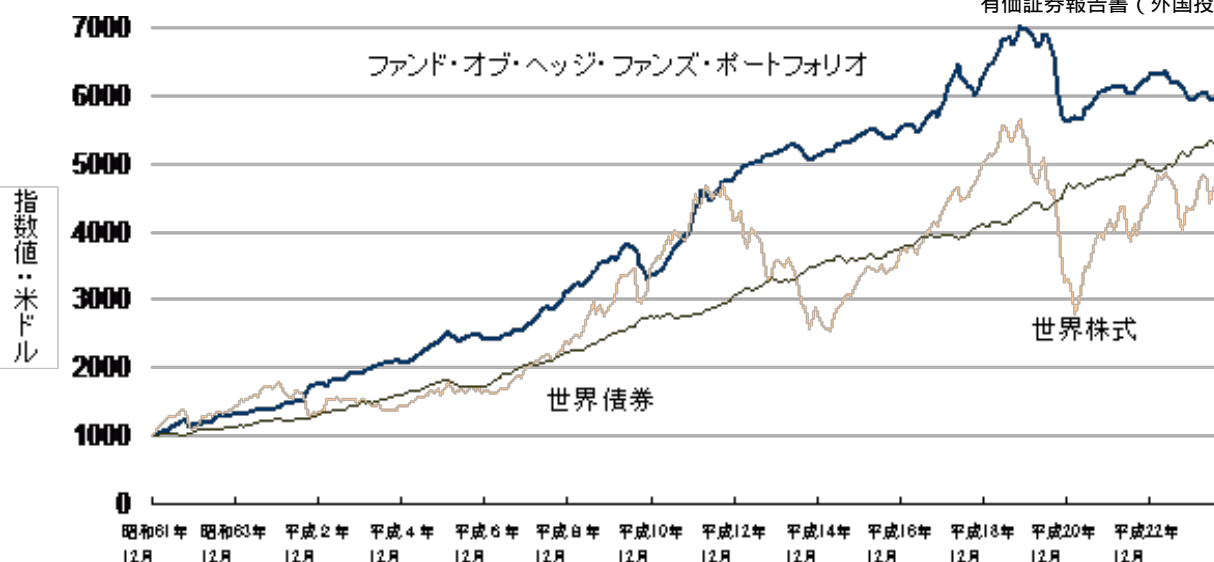
分散化されたポートフォリオの成功には、厳格なマネジャー・リサーチおよびデュー・ディリジェンスが必要不可欠である。FRMは、最大のヘッジファンド・リサーチ機能であり、北米、スイス、イギリスおよびシンガポールを本拠とする世界的な投資チームの一部を構成する専門的知識に依拠することができる。経験豊富なポートフォリオ・マネジャー・チームは、非常に優秀かつ高い成果をあげるマネジャーにより構成される十分に分散化されたポートフォリオを構築し、また維持するため、リサーチ結果の使用およびその他のサポート機能につき責任を負う。

ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・ポートフォリオは、かかる手法の強みを実証する。

FRMは、本書に記載されていない新たな投資手法または投資戦略に資産を配分することがあり、かかる新たな投資手法の構成および概要は、時間の経過とともに変更することもある。また、FRMは、個々の組入スタイルまたはその他の投資手法の構築および管理を、提携マネジャーおよび外部マネジャーに委託することもある。

<ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・ポートフォリオ（注¹）と世界株式および世界債券のパフォーマンスの比較>

昭和61年12月31日から平成24年8月31日



	ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・ポートフォリオ ^(注1)	世界株式	世界債券
総合収益率	495.3%	378.6%	436.9%
年平均利収益率	7.2%	6.3%	6.8%
年平均標準差	5.9%	14.9%	3.2%
最大下落率	-20.1%	-50.4%	-5.1%
シャープ・レシオ ^(注2)	0.47	0.12	0.72

（出所）マン・データベースおよびブルームバーグ。

（注１）ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・ポートフォリオ：昭和62年1月1日から平成7年3月31日までのシリーズの費用および報酬（1.5%の年間管理報酬、10.00%の成功報酬および0.25%の年間営業費用）を反映するために、見積みベースで遡及的に調整されたマン・マルチ・マネジャー・エルビーの運用実績に基づき算出されている。昭和62年のリターンは、前身の事業体に帰するものである。グレンウッドの顧客が公表された実績を達成したことは表明されていない。調整された報酬体系における純リターンには、固有の制限がある。平成7年4月1日以降の運用実績は、マン・グレンウッド・ホールディングスの運用実績に基づき算出されている（1.5%の管理報酬、10%の成功報酬による調整済み）。手数料、レバレッジ、投資マネジャーの配分は随時変更されており、将来のマン・インベストメンツが助言を行う商品の運用結果も変動することがあることに留意すべきである。世界株式：MSCI世界株式指数（対米ドルNDTRヘッジ）。世界債券：シティグループ世界国債指数（対米ドル・ヘッジ）（総合収益率）。運用結果の保証はなく、過去の運用実績またはパフォーマンスの予測は、将来のパフォーマンスの信頼できる指標とはならない。

（注２）シャープ・レシオは、リスク調整後の運用実績を示すものであり、受益証券の一口当たりリスクフリー・レート超過リターンのリスクの水準を示すものである。シャープ・レシオは、当該期間における該当通貨のリスクフリー・レートの平均値に基づき算出している。投資対象がリスクフリー・レートの実績を下回る場合、シャープ・レシオはマイナスとなる。シャープ・レシオはリスク調整済みリターンの絶対尺度であるため、マイナスのシャープ・レシオは誤解を避けるため「該当なし」と表示される。

受益証券の投資配分の増加

ファンドは、トレーディング・カンパニーを通じて投資することにより、投資配分を、受益証券の当該時点の純資産総額の160%（AHLダイバーシファイド・プログラムへの目標投資配分を100%とし、ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・ポートフォリオへの目標投資配分を60%とする。）とすることを目標とする。これら2つの投資手法は、以下により互いにバランスをとる。

- ・AHLダイバーシファイド・プログラムは、高いボラティリティを通じてより高いリターンを得ることを目標としている。同プログラムは様々な市場に分散投資を行っている。
- ・ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・ポートフォリオは、現在、数種類のヘッジファンド・スタイルおよび広範囲にわたるヘッジファンド・マネジャーに資産を配分することにより、分散投資を行っている。

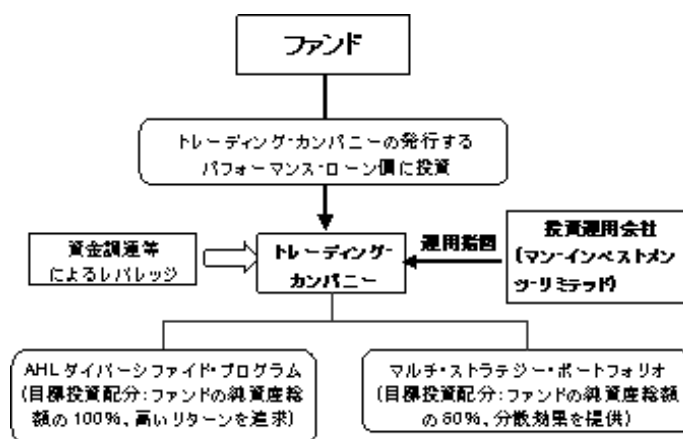
上記のとおり構築されるポートフォリオは、様々な市場環境において強固なパフォーマンスを維持する可能性を有する。

上記の投資配分の目標は、本書の日付現在のFRMによる推奨に基づくものである。配分の目標は、ギアリング・オーバーレイおよび原投資対象のパフォーマンス等の他の要因により実際の配分と異なることがある。FRMの投資運用プロセスの一部として、資産配分は継続的に見直され、そのため、FRMの推奨により、随時変更されることがある。したがって、ファンドの払込日時点およびその存続期間中の実際の配分は、必ずしも上記の配分を反映しないことがある。

< ファンドの投資対象 >

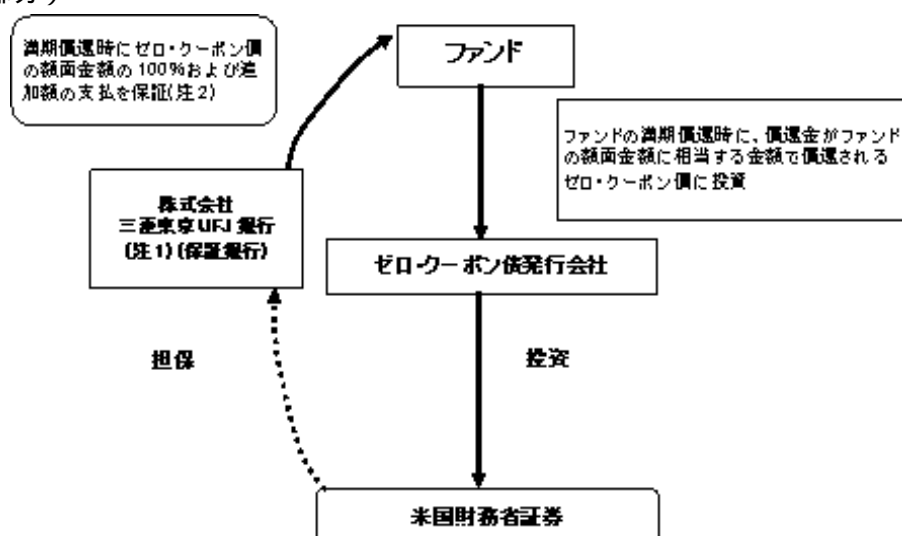


（積極運用部分）



投資配分の上限はファンドの純資産額の160%程度を目標

（安定運用部分）

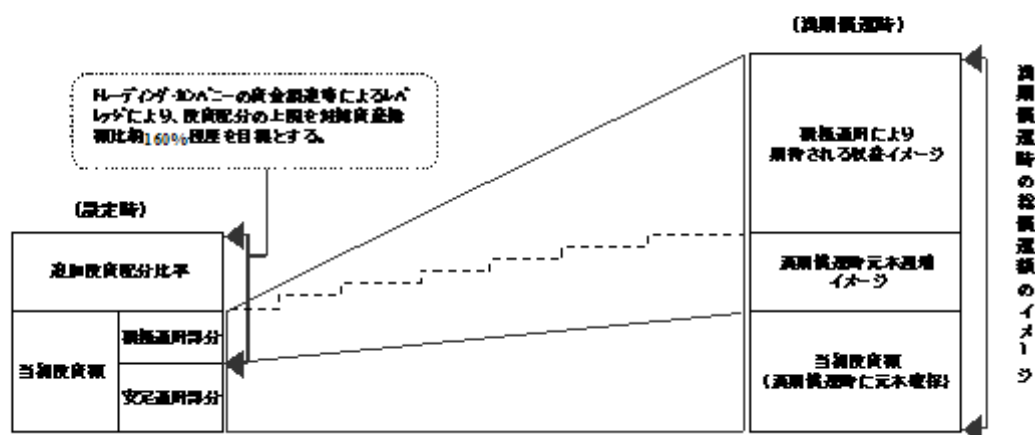


(注1) 株式会社三菱東京UFJ銀行に対しては、長期信用格付に関して、ムーディーズ社よりAa2格、スタンダード・アンド・プアーズ社よりA+格の格付が付与されている。

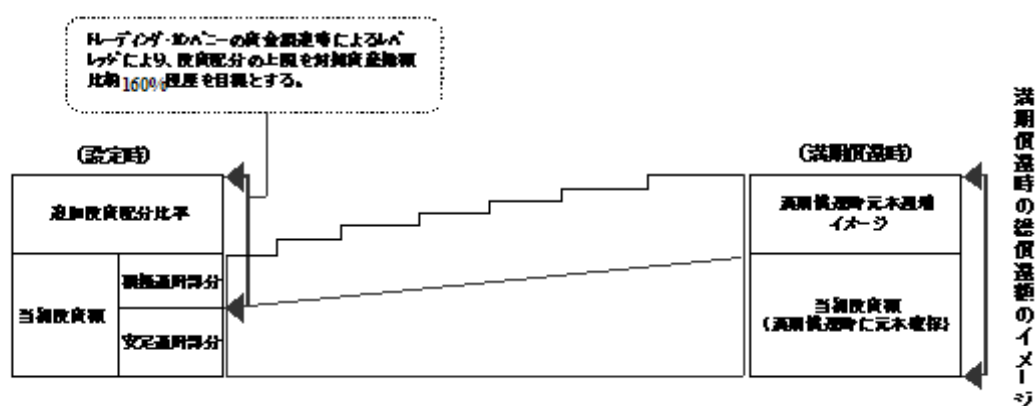
(注2) 保証銀行は、ゼロ・クーポン債の額面金額の100%にあたる金額の満期償還時における支払を保証する。運用益が生じた場合、一定の手続きを経て保証額を増額することがある。

< 満期償還時のイメージ図 >

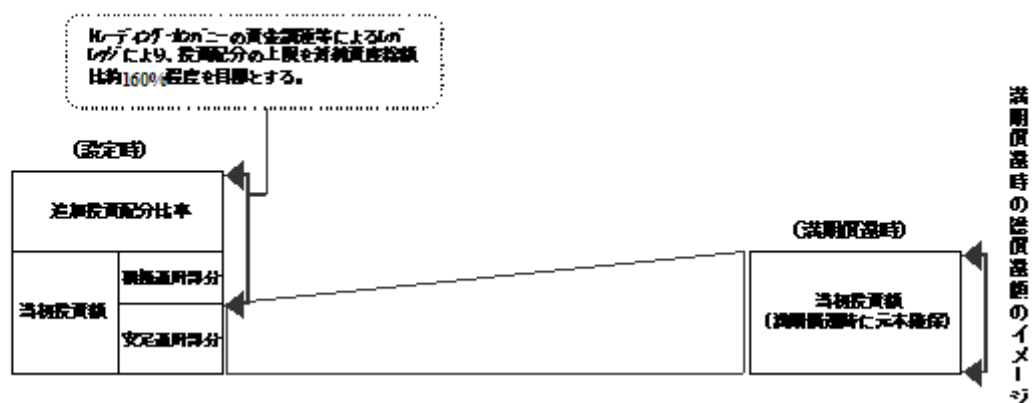
（ケース1）積極運用部分における運用収益がプラスであり、かつ、プロフィット・ロックインによって確保された収益を上回ったと仮定した場合



（ケース2）積極運用部分における運用収益が、プロフィット・ロックインによって確保された収益と同額かこれを下回ったと仮定した場合



（ケース3）積極運用部分において運用収益を実現できなかったと仮定した場合



（注1）上記のケース1、ケース2およびケース3におけるスキーム図は実際の縮尺ではなく、イメージ提供を目的としており、実際の運用とは異なることがある。記載されているような運用実績をファンドが上げる保証はなく、実際に運用実績がない場合には、受益者は満期償還時の元本確保額のみを受け取る。実際に当初投資配分比率が160%になること、またファンドの運用期間中に当該比率が維持されることの保証はない。

（注2）元本確保に必要な有価証券または現金等の資産額は、設定時の市場環境によって変動する。

（注3）上記のケース1およびケース2は、プロフィット・ロックインが行われた場合のイメージである。

・保証および保証銀行

保証

保証銀行は、保証枠設定契約に規定された一定の条件が充足されることを条件に、ゼロ・クーポン債発行会社が保証状の発行を要求する日付で、ファンドのために行う受託会社に対し、保証状を発行する。

保証銀行は、保証状の要項に基づき、かつ保証状に規定された一定の制限を前提に、償還日に発行済みでかつ償還される各ゼロ・クーポン債について、ファンドのために行為する受託会社に対し、ゼロ・クーポン債発行会社が、期限を遵守して保証金額相当額（かかるゼロ・クーポン債の額面（１米ドル）の100%に、プロフィット・ロックインの実行による追加額を加算した額）を支払うことを保証する。ゼロ・クーポン債発行会社により発行され、かつファンドのために行為する受託会社により購入されるゼロ・クーポン債の総発行数は、ファンドにより発行される受益証券の口数の100%相当とする。ファンドは、これにより、受益者に対し償還日において受益者の当初投資額の少なくとも100%の償還を達成することを目標とする。保証銀行は、償還日以前に償還されるゼロ・クーポン債に関して、一切、保証状に基づく支払義務を負わない。

保証銀行は、ゼロ・クーポン債発行会社に対し、ゼロ・クーポン債の発行手取金のすべてまたは大部分を適格担保の買付に充当することを要求する。ゼロ・クーポン債発行会社は、担保関連契約に基づき、保証状に基づく保証銀行の義務の担保として、保証銀行に対し、適格担保に質権を設定する。ゼロ・クーポン債発行会社は、保証枠設定契約に従い、償還日における保証状に基づく保証債務を担保するに十分な額の適格担保を随時買い付け、全額を担保に供する。また、保証枠設定契約の規定の通りトレーディング・カンパニーの資産額から負債額を差し引いた額がファンドの純資産総額の15%未満である場合には、ゼロ・クーポン債発行会社およびトレーディング・カンパニーが保証銀行に対して支払うべき未払いの保証手数料について追加の適格担保を買い付け、担保に供する場合もある。

保証銀行は、一旦発行された保証状を取り消す権利を有しないが、保証債務は、保証状の要項に基づき、以下の割合で減少することがある。

- （a）ゼロ・クーポン債発行会社が、ゼロ・クーポン債の発行日またはその前後に、保証枠設定契約に基づく義務を履行するため、担保として保証銀行に供することを要する適格担保（つまり、少なくとも発行日における保証上限額と等価の、保証銀行によって決定される満期日における価額での適格担保）の担保保管会社に対する交付および保証銀行への提供を行わなかった範囲。
- （b）ゼロ・クーポン債発行会社またはトレーディング・カンパニーが、担保資産の満期時の価値が、保証状に従った保証銀行の義務の担保、ならびに保証枠設定契約に規定された状況において、ゼロ・クーポン債発行会社およびトレーディング・カンパニーが連帯して負担している保証銀行に対する未払いの保証手数料に関する担保として十分な額であることを確保する必要があるため、合理的に行為する保証銀行が認証するとおり、担保および質権設定契約に基づき、追加の適格担保を取得するための保証枠設定契約に基づく義務を履行しなかった範囲。
- （c）税金の賦課または適切な租税の支払の結果として生じた担保資産の価値の減少の範囲。
- （d）担保資産に対する担保物権その他の付着物の設定、賦課または確定（保証銀行またはその関連会社が課したものを除く。）の結果として生じた担保資産の価値が減少する範囲。当該担保物権その他の付着物によって利益を得る者が、保証銀行に優先し、または同等の順位で求償権を有する場合に限定する。
- （e）法令の変更により、保証状に明記されている当該変更内容（保証状は、法令の変更による担保資産の価値の減少のみなし額を算定する基準を規定している。）に起因する担保資産の価値のみなし減少の範囲。
- （f）保証銀行が保証状に基づく義務（もしくは追加的義務）を負担し続けること、または、担保資産に関し担保権者に留まることが違法となる範囲。

特定の状況下において、保証銀行に担保として提供された適格担保は、担保および質権設定契約の条項に基づき、ゼロ・クーポン債発行会社に対して解消されることがある。ゼロ・クーポン債の早期償還の場合には、償還日以前に、また償還日時点で発行済みでかつ償還されるゼロ・クーポン債のゼロ・クーポン債発行会社による償還の場合には、償還日に、かかる措置がとられることがある。かかる状況において、保証状に基づく、ゼロ・クーポン債に関する保証銀行の債務は、担保を解消された適格担保の範囲内で消滅する。

保証状に基づく時宜を得た保証請求および支払を円滑に行うため、かかる請求が必要となる稀有なケースでは、受託会社のために保証請求を行うための代理人として、登録・名義書換事務代行契約において任命される保証請求代理人が当該請求を行う。保証請求証書の要項においては、保証請求代理人が、償還日に発行済みで償還されるゼロ・クーポン債に関し、保証額またはその一部が未払いのままである場合、受託会社に代わり、保証状に基づいて、時宜を得た保証請求を行う旨規定されている。保証状のもとでは、保証請求代理人のみが、保証銀行に対し請求をなし得るのであり、他の何人（受益者を含む。）もこれをなし得ない。また、保証請求証書においては、保証請求代理人が、指定された期間内に、保証銀行に対し、証拠書類および証明書を提出する旨規定されている。保証請求代理人が義務を履行しないケースにおいては、保証銀行が、保証請求証書の要項に従い、保証状に基づく請求の便宜を図るため代替の仕組みを設定する義務を負う。ただし、保証銀行は、受託会社が保証請求できる旨を受託会社に通知する義務も、受託会社に対し保証請求を提出するよう要求する義務も負わない。保証状に基づく保証請求に関し、保証銀行から保証請求代理人に支払われる金額は、受託会社のための受託者でありかつ受託会社のために行為する保証請求代理人により、分別管理される信託口座に入金されまた保管される。分別信託口座において保管される金額は、信託証書の規定に基づき、保管され分配される。

保証銀行は、保証請求代理人に対してまたは受託会社に対し直接に、保証状および保証請求証書の要項に従って必要な保証額を支払うことにより、保証状に基づく保証債務の支払義務から解放される。保証銀行は、保証請求代理人を監視または監督する責任を負わず、また、保証請求代理人が保証請求証書に基づく義務（受託会社に対し、保証請求証書の要項に基づいて保証銀行により保証請求代理人に支払われた金額についての説明義務を含む。）を遂行することを確保する責任も負わない。

保証状の要項に基づき、保証状に基づく保証銀行によるいかなる支払も、あらゆる控除、源泉徴収または税金を差し引いた後に支払われる。保証銀行は、いかなる場合でも、かかる控除や源泉徴収に関し追加的な支払を行う義務を負わない。

保証銀行は、受益証券に起因して、または、受益証券に関して生じた直接的もしくは間接的な損失、損害、費用または経費について、（受託会社またはかかる行為のために任命されたその他の企業がゼロ・クーポン債の償還金を送金しなかった場合や、保証状に基づいて受領した金額を受託会社または保証請求代理人が送金しなかった場合を含む。）受益者に対して何ら責任を負わない。

保証銀行

保証銀行である株式会社三菱東京UFJ銀行は、日本における主要な商業銀行組織であり、日本および海外の本支店から国内外の幅広い銀行サービスの提供を行っている。保証銀行は、三菱UFJフィナンシャル・グループの全額出資子会社である。

保証銀行は、ムーディーズからAa3格、スタンダード・アンド・プアーズからA+格の格付を得ている。

本書に記載される保証銀行に関する情報は、保証銀行に関する限定的な紹介情報のみの提供に留まり、包括的な情報の提供は意図されていない。

本書の配布は、本書の日付以降、保証銀行の業務に一切変更がないことを意味するものではなく、また、本書に含まれる情報または上記の情報が本書の日付以降のいずれかの時点において正確であることを意味するものでもない。

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」の項参照。

（３）【運用体制】

・投資運用担当会社

投資運用会社

トレーディング・カンパニーの投資運用会社は、英国において規制対象行為の遂行に関してFSA（英国

金融サービス機構）の認可および規制を受けているマン・インベストメンツ・リミテッドである。

マン

マンは、オルタナティブ投資および長期投資にのみに専念している世界一流の独立系資産運用会社である。マンは、市場サイクルを通じ堅固で安定した元本の成長を目指す広範なオルタナティブ投資および従来型の投資ポートフォリオへのアクセスを投資者に提供している。平成24年6月30日現在の運用資産は、約527億米ドルである。



(注) ネフィラは、マンの関連マネジャーであり、マン・グループの完全子会社ではない。

マン・グループ・ピーエルシー

その前身組織を通じて、1783年より取引に従事しているマンの持株会社であるマン・グループ・ピーエルシーは、FTSE250種総合株価指数に含まれる。マンの健全な財務および強固なバランスシートによる支えをもって、世界的な規模での活動および競争に必要なリソースをマンの投資マネジャーに提供している。

AHL

マンの一部門であるAHLは、業界の主要定量的マネージド・フューチャーズのマネジャーであり、20年を超える運用歴を有する。AHLは、AHLダイバーシファイド・プログラムの投資運用者であり、マンの中核的な投資運用者である。その資産は、定量的であり、主にトレンド指向的な性質を持つ独自の取引プログラムに投資される。平成24年6月30日現在、AHLは、167億米ドルの運用資産を有している。

FRM

FRMは、広範囲にわたる世界中のヘッジファンドへのアクセスを提供している。かかるヘッジファンドは、パフォーマンスの最大化とリスク管理を図るポートフォリオの組合せを通じてまたは企業の優秀なカスタマイズ能力を利用するオーダーメイドのソリューションを通じてアクセスすることができる。

マーケティング・アドバイザー

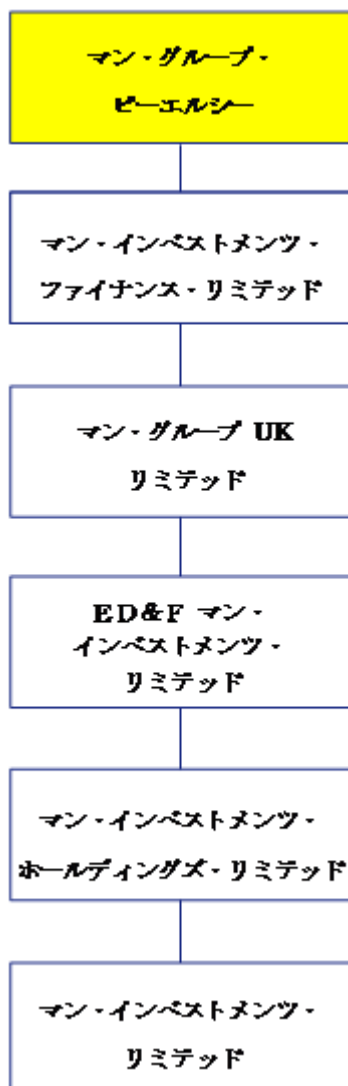
マーケティング・アドバイザーであるマン・インベストメンツ・エイ・ジー（マン・グループのメンバー）は、投資運用契約上、商品のストラクチャリングに関してトレーディング・カンパニーに助言を行うという主な責任を負う。マーケティング・アドバイザーは、保証状に関して保証銀行と連携を取り、信用枠の実施を手配する。

・運用体制

（ ）運用体制

ファンドの運用体制は、以下の記載の通りである。

<マン・インベストメンツ・リミテッドの法律上の位置付け>



（ ）運用方針の意思決定プロセス

AHL

AHLのプログラムは、世界中の流通市場における分散投資において投資機会を見極め、利用するためにシステムを組み合わせ使用する。

AHLは、リサーチおよび新規採用において強固な伝統を有しており、業界において最大のリサーチ・チームの一つを有している。過去20年間にわたり、AHLは、市場の動向の分析に重点を置き、特殊な独自のソフトウェア環境を作り出してきた。かかる分析は、AHLの取引手法を強化するために使用される。リサーチ結果は、一貫した方法で変更が行われ、かつ、効率的にリスクが監視・統制されている規律ある枠組み内の投資行為に利用される。新たなアイデアおよび戦略はすべてマンの自己資本の取引を含む様々なテスト段階を経る。有効性を証明するアイデアのみが、関連する顧客のポートフォリオに組み込まれる。

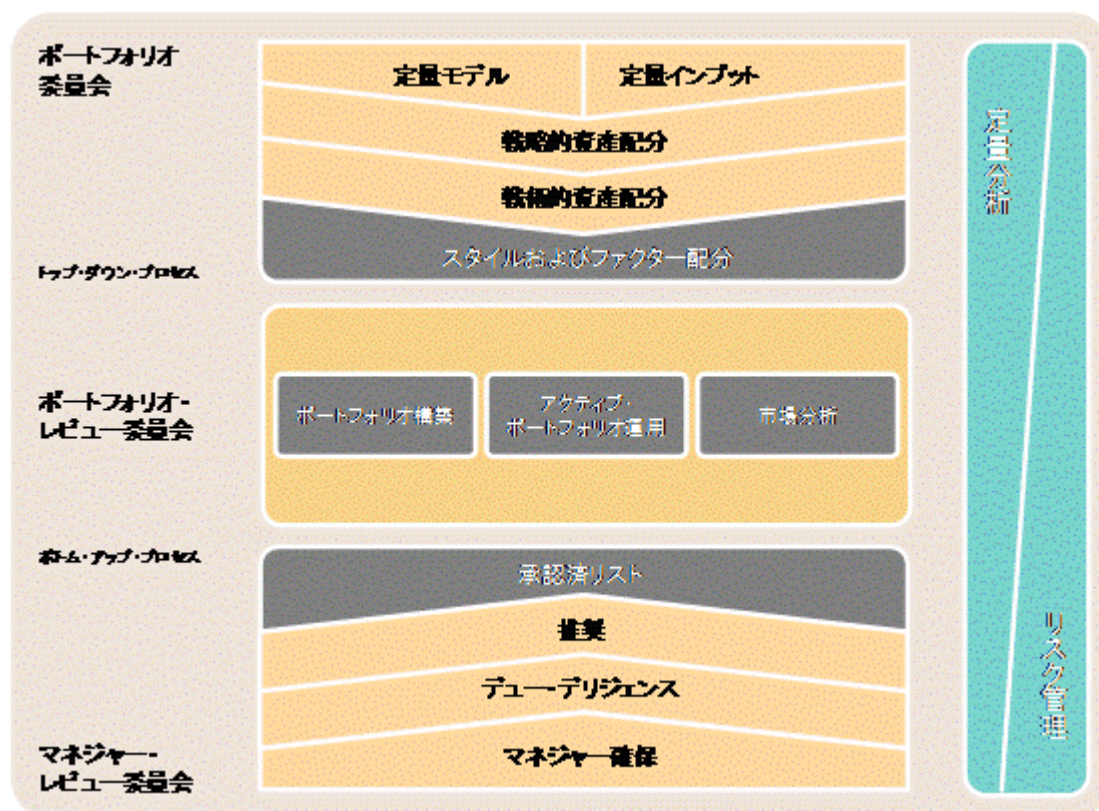
リターンは、原資産の値上がりに依拠するよりむしろ投資スキルに基づいている。かかるリターンは、一連の安定した主要な原則をAHLの取引プログラムに用いることにより達成されてきた。

- ・分散化
- ・効率性
- ・厳格なリスク管理

ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・ポートフォリオ

FRMは、適切なチェック機能と均衡を有する健全なガバナンス構造により管理される資本配分のための統制された投資プロセスを展開している。

<投資プロセスの概要>



FRMの手法は、トップ・ダウン・スタイル配分、ボトム・アップ・ヘッジ・ファンド・リサーチ、定量的分析／リスク管理およびポートフォリオ構築／ポートフォリオ運用の4段階を統合している。一連のプロダクト、マンドートおよび様々なリスク／リターン態様を提供する構造的ソリューションにおいて同社のトップ・ダウンおよびボトム・アップの考察を実施するため、その他の多数の部門とともに、ポートフォリオ運用およびヘッジ・ファンド・リサーチが協働している。

投資プロセスの全体にわたりリスク管理が組み込まれており、投資、オペレーション、プロダクトおよびポートフォリオの各レベルにおいて独立の分析を提供している。定量分析は、FRMの各部門の専門家により行われる。ポートフォリオのモデリングはポートフォリオ運用チームが実施し、投資戦略チームは資産配分プロセス上のトップダウン分析を提供し、またリスク管理チームは一連のボトムアップの単一マネジャー・リサーチを実行する。

() 職務および権限

プロセスの統制は、3つの委員会により提供されている。

ポートフォリオ委員会は、四半期毎に開催され、翌年のトップ・ダウンの資産配分戦略および次の四半期の資産配分戦術を決定する。決議は、多数決で行われ、委員長が決定票を有する。必要な場合、委員会は、四半期毎以外にも招集され、特別な市場事象に速やかに対応する。決議は、多数決で行われ、CIOが決定票を有する。

マネジャー・レビュー委員会は、定期的に行われ、承認済マネジャーを再承認する。委員会は、毎月、承認済投資リストに含めるためヘッジファンド・リサーチ・チームにより提案された新たなマネジャーを承認または拒否する。既存のマネジャーへの投資配分もまた、決済することができる。四半期毎

に、すべてのマネジャーが全面的に見直されかつ再承認され、これに従い各マネジャーの評価が再確認または調整される。マネジャーに関係する特別な事象を協議するため、不定期に委員会を開催することもできる。マネジャー・レビュー委員会は、投資対象であるマネジャーについて問題点の喚起、意見投入および協議のためのフォーラムとしての役割を果たす。また、CROは、定められた基準に従い、マネジャーを拒否することができる。

ポートフォリオ・レビュー委員会は、四半期毎に開催され、すべてのポートフォリオ運用活動を継続的に監視する。当該委員会は、採用されたすべての決定を検討し、ポートフォリオ・ガイドラインを遵守し、ファンドのパフォーマンスを査定し、またガイドライン、レバレッジ、ヘッジおよび報酬に関する問題を監視する。

（a）管理会社が（ ）受託会社、保管銀行、管理事務代行会社、投資運用会社等ファンドの関係法人の活動を監視し、また（ ）リスク管理、投資運用の査定および法務を管理する方法

マン・グループ・ピーエルシーのメンバーが業務を提供する場合、マン内の業務提供者管理チーム（以下「SPM」という。）が、投資プロダクトについて任命される第三者の管理業務提供者の選任および継続的監視全般について責任を負う。

SPMチームは、主要実績指標報告および相互に有益なフィードバック・プロセスに加え、定期的な現場視察訪問および定期的業務検査のための電話／会議を行う。

（b）上記のポイントを監視および管理する特定の構造

上記に記載されるとおり、マン内のSPMは、マンの投資プロダクトに対して任命される第三者の管理業務提供者の選任および継続的監視全般について責任を負う。

（4）【分配方針】

ファンドは、存続期間中、収益の分配を行うことを予定していない。

（5）【投資制限】

ファンドの投資ポートフォリオは、管理会社の助言と同意に基づく受託会社によるパフォーマンス・ローン債とゼロ・クーポン債の買付である。ファンドの投資ポートフォリオの管理は、下記の投資制限に従い管理会社によって行われる。

（ ）「有価証券」に対する投資の下限

ファンドは、ファンドの全資産の50%以上を、日本国金融商品取引法に定義される有価証券（同法第2条第2項に規定される有価証券を除く。）（公社債、コマーシャル・ペーパー、株式、証券投資信託受益証券または投資証券等）または有価証券に関連するデリバティブ商品に投資する。パフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債は、本項にいう「有価証券」に該当する。

（ ）空売りの制限

空売りを行った証券の時価総額が、ファンドの純資産総額を超えてはならない。

（ ）借入れの制限

ファンドの純資産総額の10%を超えることとなる借入れを行ってはならない。ただし、合併等により、一時的にこの10%の制限を超える場合はこの限りではない。

（ ）価格の透明性

ファンドの資産が流動性に欠ける資産（私募証券、非上場証券または不動産等）に投資される場合、当該投資対象の価格の透明性を確保する方法が取られるものとする。

（ ）集中投資の制限

管理会社が運用を行う証券投資信託または投資法人の全体において、一発行会社の発行済株式総数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資してはならない。

（注）百分率の計算は、買付時点基準および時価基準のいずれでもよいこととする。

（ ）不適切取引の禁止

管理会社は、ファンドのために、自己または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、もしくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を行ってはならない。

ケイマン諸島の規則

管理会社は、適用あるケイマン諸島の規制に基づき、「投資顧問会社」（ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）において定義される。）として遵守することを要求される規則に服する。管理会社は、かかる規則に則り、以下の行為を、ファンドのためにしてはならない。

- （i）いずれかの証券の空売りを行うことにより、ファンドのために空売りされるすべての証券の総額が、当該空売りの直後にファンドの純資産価額を超えることとなる場合に、当該証券を空売りすること。
- （ ）金銭の借入れを行うことにより、ファンドのために実行される借入残高が、当該借入れの直後にファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合に、当該金銭の借入れを行うこと。ただし、以下の場合を除く。
 - ・ 特別な状況（ファンドが他のミューチュアル・ファンド、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含むが、これらに限定されない。）において、12か月を超えない期間において、本項で言及される借入制限を超過することができる。
 - ・ 以下に該当する場合、本項で言及される借入制限を超えることができる。
 - （A）ファンドの目的が、自己の証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産（不動産に対する持分権を含む。）に投資することである場合。
 - （B）ファンドの資産の健全な管理運用を確保するためまたはファンドへの投資者の利益を保護するために、かかる制限を超える借入れが必要であると投資顧問会社がかかる場合。
- （ ）投資会社ではないいずれか一発行会社の株式を取得することにより、投資顧問会社が管理運用するすべてのミューチュアル・ファンドにより保有される当該会社の議決権付株式の総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、当該会社の株式を取得すること。
- （ ）取引所に上場されていない、または即時に現金化することのできない投資証券を取得することにより、ファンドにより保有される当該投資証券の総額が、当該取得の直後にファンドの純資産価額の15%を超えることとなる場合に、当該投資証券を取得すること。ただし、本書に当該投資証券の評価方法が明確に開示される場合には、投資顧問会社は、一切の投資証券を取得することにつき制限を受けないものとする。
- （v）ファンドの投資者の利益を害するか、またはファンドの資産の適切な管理運用に反する何らかの取引（投資顧問会社またはファンドへの投資者以外の第三者に利益を与えること意図した取引を含むが、これらに限定されない。）を行うこと。
- （ ）自己またはいずれかの取締役との取引を、本人として行うこと。

ただし、ファンドのために管理会社により自己の株式、証券、持分その他の投資証券の全部または一部が取得される会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者が、以下のいずれかに該当する場合、上記のいかなる制限も、ファンドのために管理会社が、当該会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者の株式、証券、持分その他の投資証券の全部または一部を取得をすることを妨げない。

- （i）ミューチュアル・ファンド、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合。
- （ ）マスター・ファンドもしくはフィーダー・ファンドの一部を構成するか、または複数の会社もしくは事業体のその他の類似する組織もしくは団体を構成する場合。

- （ ）ファンドの投資目的もしくは投資戦略の全部またはその一部を直接的に促進する特別目的事業体である場合。

トレーディング・カンパニーに対する制限

トレーディング・カンパニーは、取引所に上場されておらずまたは換金が困難な投資対象（信用枠を除く。）について、これを取得する結果、その直後にトレーディング・カンパニーがかかる投資対象をファンドの純資産総額の15%を超えて保有することとなる場合には、投資運用会社の助言に従い、当該投資対象を取得することができない。

3 【投資リスク】

（１）リスク要因

ファンドへの投資は、リスク要因の影響を受ける。

投資者は、受益証券の取得および保有にかかるリスクを慎重に検討すべきである。以下は、受益証券の取得および／またはその保有に伴うリスクのすべてを網羅した説明として提示することを意図したものではない。投資手法の展開次第で、ファンドの投資は本項に記載されていないリスクを負うことがある。

投資に関する適性

- （a）受益証券は、投資を行おうとするすべての投資家にとり適切な投資対象ということではない。ファンドへの投資は、かかる投資の利点およびリスクを評価する能力があり、かつかかる投資により生じることがある一切の損失を負うことのできる十分な資金を有する投資家にのみ適している。すべての申込者は、本書において記載されているファンドの投資目的を慎重に検討すべきである。ファンドの投資目的が達成される保証はなく、達成を確保することはできない。
- （b）ファンド、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社に対し助言およびその他のサービスを提供する管理会社、投資運用会社、マーケティング・アドバイザー、先物委託売買会社、取次ブローカー、弁護士、会計士およびその他の業務提供者は、ファンドのために行為する受託会社、または場合により、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社に対してのみ責任を負うものであり、受益者に対しては責任を負わない。
- （c）投資を行おうとする者は、ファンドへの投資を決定する前に、本書に記載されるリスクおよびその他に関する情報を慎重に検討し、評価すべきである。投資を行おうとする者は、また、投資を行う前に自身の独立したフィナンシャル・アドバイザーから個別の助言を受けるべきである。

受益証券への投資

- （a）各申込者は、本項に記載されるリスク要因ならびに本書および申込書に記載される要項を考慮して受益証券への投資額を決定すべきである。トレーディング・カンパニーが投資戦略を通じて投資する投資対象は、突発的で予測不可能な大幅な価格変動に見舞われる可能性があるため、この種の投資に内在するリスクは、他のタイプの投資に通常付随するリスクに比べ、より大きいことに留意すべきである。その結果、かかる投資対象の取引は、短期間で受益証券の一口当たり純資産価格の大幅な低下および上昇につながる可能性がある。申込者は、特に、ゼロ・クーポン債の保証状による元本確保の恩恵を受けるためには、（保証状の条項に従い）償還日まで投資を維持しなければならないことに注意すべきである。償還日前に受益証券を買い戻す受益者は、発行価格を下回る可能性のある当該時の受益証券の一口当たり純資産価格を受領するものであり、また、買い戻し手数料を請求される可能性もあるため、買い戻される受益証券の価額は発行価格を下回る場合もある。
- （b）受益証券の購入価格と受益証券の買戻価格（即ち、受益証券の一口当たり純資産価格から該当する買い戻し手数料を差引いた金額）には、差が生じることがある。このことは受益証券への投資を中期的投資と捉えるべきであるということを意味している。

- (c) 市況は常に変動しており、いずれかのトレーディング・アドバイザーまたは投資戦略が過去に成功を収めたという事実は将来の収益性に関連するとは限らない。過去の実績が必ずしも将来のパフォーマンスの指標となるとは限らない。利益が発生する、または多額の損失が発生しないという保証はない。
- (d) 受益者は、買戻しを行う予定の取引日の前暦月の15日（当該日が営業日ではない場合、直前の営業日）までに書面による買戻請求通知を提出しなければならない。現在、受益証券に関して、流通市場はない。したがって、受益者は、買戻請求通知を提出する前に、買戻請求通知に基づく受益証券の買戻価格を知ることができない。買戻請求通知の提出後当該取引日までの期間において、各受益証券の一口当たり純資産価格（即ち受益者に支払われる買戻価格）は、市況により大きく変動することがある。受益者は、管理会社が受託会社と協議の上別途判断した場合、または本書の条項に記載されているところにより評価および/または計算の停止が宣言された場合を除き、買戻請求を取り消す権利を付与されていない。
- (e) 受益証券の買戻しは、ファンドの資産の減少をもたらす、したがって、残存する受益証券に帰属する費用を増やすことになる。
- (f) 本書に記載されるとおり、純資産総額の決定が停止された場合、または保証枠設定契約に基づくトレーディング・カンパニーまたはゼロ・クーポン債発行会社の不履行を受けて保証銀行が保証枠設定契約または担保および質権設定契約の条件に基づき適格担保に担保権を行使するかまたは権利を行使する場合を含む様々な状況において、受益証券の買戻しが停止される場合がある。管理会社は受託会社と協議の上、買戻額の縮減、取引日後かつ支払前に生じる状況による買戻代金の支払停止、および取引日の決定または取引日の変更を行うことができる。買戻しにかかる制限は、非流動的な資産または買戻期間が1か月以上の資産にしばしば分配を行う投資戦略そのものから生じる場合がある。また、投資運用会社は、トレーディング・カンパニーのためだけでなく、トレーディング・カンパニーと同時に原資産の清算を要するその他多数の顧客の代理としても、かかる原資産に分配を行っている場合がある。投資運用会社が流動性を監視し、流動性ファシリティおよび流動性にかかる制限のリスクの削減に関するアンコミットメント取引契約を利用する場合があるものの、特に買戻しが停止される一定の状況は、ファンドおよび投資運用会社の管理の範疇ではないため、ファンドが買戻請求を充足することができるとの保証はない。保証枠設定契約に基づくトレーディング・カンパニーまたはゼロ・クーポン債発行会社の不履行を受けて保証銀行が当該保証枠設定契約または担保および質権設定契約の条件に基づき適格担保に担保権を行使するかまたは権利を行使する場合、受益者は償還日まで受益証券の買戻しを行うことができないことがある。

投資アプローチ全般

- (a) 受益証券についての受益者のリターンは、売買益および投資収益に依拠して、受益証券の存続期間中に大幅に変動することがあり、下落することもあれば上昇することもある。ファンドは、受益者が受益証券について獲得するリターンについて表明することはなく、本書に記載されている管理会社、投資運用会社、トレーディング・アドバイザーまたは投資手法についての情報は、（収益性または他の投資対象との相関関係において）将来これらがどのような成績を上げるかについて保証するものではない。
- (b) 投資運用会社またはトレーディング・アドバイザーが追求すべき投資戦略の見極めおよび活用は、高度の不確実性を伴う。投資運用会社またはトレーディング・アドバイザーが、割当資産の全額を分散するための適切な投資の機会を設定できるという保証はない。
- (c) ファンド、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社には、過去の投資実績がない。受託会社、管理会社、投資運用会社およびトレーディング・アドバイザーには投資実績があるが、その投資実績の中には比較的短期間のものもあり、適用される戦略はトレーディング・カンパニーと同種の投資会社によって利用されていない可能性がある。投資家は、投資実績がある場合

でも、かかる実績が必ずしも将来の運用成績の指標となるものではないことを認識すべきである。

- (d) ファンドは、トレーディング・カンパニーへの投資を通じて、前記「2 投資方針（1）投資方針・投資手法 受益証券の投資配分の増加」に記載された目標投資配分を達成し維持する予定であるが、ファンドの運用結果によっては、かかる水準の配分を達成することができないことがある。さらに、通常の分散された投資戦略の維持に不十分な水準までトレーディング・キャピタルの価値が例外的に下落した場合には、ファンドは、（トレーディング・カンパニーを通じて）投資戦略の一部または全部に関する取引活動に対する投資配分を低減または停止しなければならないことがある。
- (e) トレーディング・カンパニーによる投資は、集中的に行われることがあり、その資産の大部分は、直接または間接に、一発行体もしくは政府当局の有価証券または単一のトレーディング・アドバイザーにより運用される投資戦略に投資されることがある。このように投資が集中的に行われる場合、当該発行体もしくは当該政府当局またはトレーディング・アドバイザーの事業に関する、または当該有価証券の基準通貨に関連する悪材料による全般的な影響は、かかる投資が集中的に行われなかった場合に比べ相当大きくなる可能性が高い。
- (f) トレーディング・カンパニーは、変動性が高く、かつ流動性が乏しくなる可能性のある市場へ、直接的または間接的に投資を行うことができる。したがって、中には株式投資よりも流動性が高い投資対象もあるが、トレーディング・カンパニーが変動している市場でポジションを現金化することが、（取引市場における取引停止または日々の価格変動制限等がある場合）不可能であるか、または費用がかかることがある。一方、状況によっては、（関連市場等での取引状況が不十分な場合）直ちにポジションを開始したりまたは現金化することができない可能性もある。ショート・ポジションを解消するために必要な有価証券が購入できる保証はない。これらのリスクは、トレーディング・カンパニーが証拠金請求、追加証拠金請求またはその他の資金需要を充足するためにポジションの現金化を必要とする場合により高くなる可能性がある。
- (g) 投資戦略の中には空売りを含むものがあり、この場合、有価証券を将来取引することを約した売り手が、契約の時点では売却すべき有価証券を所有していないことがある。売り手は、随時、買い手への引渡しのために同種の有価証券を借り入れなければならない。売り手にはこうして借り入れられた有価証券を後日返却する義務が課される。投資家は、空売りにより市場価格が下落し、かつ下落幅が取引費用および有価証券の借入費用を超える場合、収益を上げることができる。しかし、ショート・ポジションを手仕舞いするために市場価格で有価証券を購入することにより借入証券を返却しなければならない場合、借入証券価格の上昇により、損失が生じることがある。ショート・ポジションを手仕舞いするための有価証券の購入自体が、有価証券の価格をさらに押し上げ、損失を拡大させることもある。ショート・ポジションをカバーするために必要な有価証券を購入できるという保証はない。また、直近売却価格を下回る価格での空売りが禁止されている市場があり、これにより最も望ましい時期に空売りを実行できないこともある。
- (h) デリバティブへの投資は、重大なリスクを伴うものであり、損失が発生することがある。先物契約およびデリバティブの価格は非常に変動性が高い。これらの価格は、中でも、金利、インプライド・ボラティリティ、配当利回り、変化する需給関係、貿易、財政、金融および為替管理制度ならびに政治・経済事象の影響を受ける。投資運用会社およびトレーディング・アドバイザーは、これらの影響をモニターして予測することを目指す。これらの正確になされる保証はなく、損失が生じる可能性がある。
- (i) 先物契約とは異なり、先渡し契約は取引所において取引されておらず、標準化されていない。先渡し契約および「現金」取引は、大部分が規制されていない。日々の価格変動に制限はなく、投機的ポジションの制限は適用されない。先渡し市場において取引を行う者は、取引の対象となっている通貨または商品のマーケット・メイクを続ける必要はなく、これらの市場は、かなりの期間、流動性を欠くこともあり得る。かかる取引が行われる市場においては、異常に高い売買高、政治的介入

またはその他の要因により混乱が生じる場合もある。市場の流動性の低下または混乱により損失が生じる場合もある。

- (j) トレーディング・アドバイザーにより運営されることがある複雑な取引システム／プログラムならびに取引の速度および規模により、事後的に考えれば取引システム／プログラムが必要としなかった取引が行われる結果を招くことが不可避である。受益者は、このような方法で実行される意図していなかった取引の結果、利益を得たり損失を被ることがある。
- (k) トレーディング・カンパニーおよびトレーディング・カンパニーが直接または間接に投資を行う投資対象ビークルは、投資運用会社またはトレーディング・アドバイザーの分析モデルの信頼性および正確性に依拠する戦略を利用することがある。このようなモデル（またはそのモデルが基礎とする前提条件）が正確であると証明されない範囲において、トレーディング・カンパニーの投資対象は予想した実績を上げることができず、多額の損失を被ることがある。
- (l) 投資運用会社は、トレーディング・カンパニーの投資対象のパフォーマンスを監視するものの、裏付となる投資信託に関する投資決定または投資戦略については、管理するものではなく、また、影響を及ぼすこともない。かかる裏付となる投資信託に関する投資決定または投資戦略は、投資マネージャーにより独立して行われ、トレーディング・カンパニー、ファンドまたは受益者の利益を斟酌しない。裏付となる投資信託または投資戦略は、規制機関による監督が行われない、または規制機関による監督が制限されている法域において設定されることがあり、新興市場、および格付のない、流動性の乏しい、変動性の高い、または低い格付の資産への投資を行うことがある。裏付となる投資信託または投資戦略により採用することができる投資手法に関する規制は、非常に限定されている。
- (m) 受益証券の純資産総額は、一部、概算価額を含む評価に基づくものであり、かかる概算および／またはその基礎となる前提条件が正確でないことが後日判明するリスク、および計算に誤りが生じる事務処理上のリスクを伴う。
- (n) 投資運用会社は、投資先のリスクが予測の範囲内に確実に収まるよう試み、これにより、トレーディング・カンパニーのリスクを管理する。それでもなお、トレーディング・カンパニーのトレーディング対象元本の価値が通常の分散投資手法を維持できない水準まで大幅に下落した場合、トレーディング・カンパニーが投資戦略の全部または一部についてトレーディング活動を停止する必要が出てくることに受益者は留意すべきである。このような状況において、償還日の到来前に、受託会社は、ファンドが（保証状の要項に従い）償還日にゼロ・クーポン債に関して保証額を受領するという保証付で、ファンドのためにゼロ・クーポン債の保有を続ける。
- (o) 担保資産に含まれるいかなる資産も、トレーディング・カンパニーが被った取引上の損失およびその他の負債に充当できない。
- (p) 投資アプローチの一部は、現時点では企図されていない戦略を含む様々な戦略に投資を行う柔軟性をトレーディング・カンパニーに許容することに依拠する。その結果、トレーディング・カンパニーが直接または間接的にエクスポージャーを有する投資スタイルが発展し、ファンドに対する投資が本項に記載されないリスクにさらされる可能性がある。

元本確保

- (a) 保証状は、保証銀行の信用リスクの影響を受けるため、保証銀行の債務超過または類似の事態が起こった場合、保証銀行は、保証状に基づく受託会社に対する支払義務を果たせないことがあり、その場合、投資家は、元本確保の恩恵を享受することができないことになる。
- (b) 保証は、また、重大な規制、制限および留保事項に従うものとし、受益者となろうとする者は、前記「2 投資方針（1）投資方針」保証および保証銀行保証」の項に記載されている保証の概要に注目すべきである。受益証券（およびこれについての収益）は、保証銀行によって保証されていない。保証状は、受益者がその受益証券について何らかの収益を受領することを保証していな

い、保証銀行は、保証状の条項に基づき保証銀行が保証請求代理人に対し支払う金額の、保証請求代理人、受託会社または管理会社による支払について責任を負わない。

- (c) ファンドは、担保保管会社により保有される適格担保に関し、取引の相手方に関するリスク（支払不能、破産またはその他の原因のいずれによるかにかかわらず、いずれかの取引の相手方が取引を遂行することができなくなるリスク）にさらされる。
- (d) 投資家は、償還日において発行されており償還される受益証券のみが、ゼロ・クーポン債および保証額に関する保証状による元本確保の恩恵を受けるということをよく理解すべきである。
- (e) 投資家は、償還日における保証額（プロフィット・ロックイン構造により増加した部分を含む。）の実際の価値がインフレの影響により減少する可能性があり、償還日における受益証券のリターンが低くなる可能性があることを理解すべきである。投資家は、償還日において当初の投資分のみを受領した場合、当該金額がインフレの影響により減少し、リスクを伴わない資産に投資した場合に受け取ることができた収益率を下回る可能性があることを認識すべきである。

手数料および取引コスト

- (a) ファンドおよびトレーディング・カンパニーは、投資運用報酬、成功報酬および売買委託手数料ならびに／または保証および信用枠に基づく手数料を含む後記「４ 手数料等及び税金」の項において開示されている相当の費用を支払う義務を負うものとし、かかる費用は、トレーディング・カンパニーのパフォーマンスに影響を及ぼす。かかる報酬および取引手数料は、マン・グループにその大部分が支払われる。
- (b) トレーディング・カンパニーおよびトレーディング・カンパニーが直接または間接に投資を行う投資対象ピークルは、高水準の投資を行い、その結果これに伴うトレーディング費用の上昇を招くことがある。典型的な例として、ポートフォリオの取引高が大きいと、これに応じて取引費用が上昇する。発生が見込まれる証券取引および関連取引手数料の正確な金額は、提供される市場での投資機会の内容および頻度、取引規模ならびに随時有効となる取引レートを含む多くの要因により異なる。
- (c) 成功報酬は、各投資戦略毎に計算および請求される。投資戦略の間で再配分が行われる場合、成功報酬の計算基準は再配分に比例して調整されることがある。これにより、かかる再配分が行われなかったら支払われなかったであろう成功報酬の支払義務が生じることもある。また、成功報酬は一定の手数料および費用の控除前に課されることもある。成功報酬は、成績に基づく報酬がない場合に比べ、投資運用会社およびトレーディング・アドバイザーに対し、よりリスクの高い投資を行うインセンティブを与えることになる。
- (d) ファンドおよび／またはトレーディング・カンパニーにより支払われる手数料および取引コストは、ファンドの存続期間中、再交渉されることがある。

取引の相手方に関するリスク

- (a) 投資対象は、通常、トレーディング・カンパニーおよび本人たるブローカー（代理人としてではない。）の間で決定される。したがって、トレーディング・カンパニーは、ブローカーが債務超過または同種の事態に陥った場合、トレーディング・カンパニーに対する契約上の支払義務を履行できなくなるというリスクにさらされる。トレーディング・カンパニーが直接的または間接的に投資を行う投資対象ピークルは、利用するブローカーに関連して同種のまたはより高いリスクを負うことがある。
- (b) トレーディング・カンパニーおよびトレーディング・カンパニーが直接的または間接的に投資を行う投資対象ピークルは、保有する店頭取引銘柄に関し取引の相手方に関するリスクを負う。トレーディング・カンパニーまたはトレーディング・アドバイザーが取引を行う取引相手方当事者またはブローカーが債務超過に陥った場合、トレーディング・カンパニーまたはその投資対象

ピークルは、証拠金取引勘定等について支払期限が到来した金額に関し、無担保債権者としての順位しか与えられないことがあり、その損失をトレーディング・カンパニーまたはその投資対象ピークルが負うことになる。

- (c) トレーディング・アドバイザーは、また、為替先物予約および金利オプション等の他の商品の代わりとなり得る通貨スワップ、金利スワップ、トータル・リターン・スワップまたはその他のスワップ取引を締結することができる。かかる商品の価額は、通常、裏付資産の価格変動および取引の相手方に関するリスクに左右される。トレーディング・カンパニーが直接または間接に投資を行う投資対象ピークルは、これらの投資により同等またはそれ以上のリスクを負うことがある。

信用枠

- (a) 信用枠により、さらなるレバレッジが可能となるが、トレーディング・カンパニーの投資対象元本が減少しリターンがマイナスになる場合、運用実績に悪影響を及ぼすことがある。
- (b) 投資戦略を実行するために、トレーディング・カンパニーは、借入れを行い、また、スワップおよびその他のオフ・バランスのデリバティブ取引ならびにその他の形式のレバレッジを活用することができる。トレーディング・カンパニーが直接または間接に取引を行う投資対象ピークルもまた、レバレッジを活用することができる。レバレッジはトータル・リターンの上昇の可能性を提供するが、潜在的に損失を拡大させることもある。借入資金による投資の収益および価格上昇がレバレッジのコストを下回る場合、トレーディング・カンパニーの純資産総額および受益証券の一口当たり純資産価格は下落する。したがって、トレーディング・カンパニーまたはトレーディング・カンパニーが直接もしくは間接に投資を行う投資対象ピークルによる投資価格に悪影響を及ぼす事態は、レバレッジが活用される範囲まで拡大する。トレーディング・カンパニーによる高いレベルのレバレッジの活用により、ファンドは投資対象の早期の損失のリスクを負うことがある。
- (c) レバレッジがかけられた投資と逆の動きをする市場におけるレバレッジ活用の累積的效果によって、損失が拡大する可能性があり、その損失はレバレッジが利用されない場合より大きくなる可能性がある。
- (d) 一般的に、レバレッジ取引には、担保設定が含まれる。証拠金または同様の支払が増加した場合、トレーディング・カンパニーまたはトレーディング・カンパニーが直接もしくは間接に投資を行う投資対象ピークルにとって不利な時期および価格で取引を行う必要が生じ、多額の損失が生じる場合がある。
- (e) 投資戦略の中には、相当なレバレッジの活用を必要とするものもある。信用枠が常に利用可能であるという保証はなく、信用枠における損失または低下による影響で、トレーディング・カンパニーがそのすべての投資配分を削減することができる。利用可能な信用枠についての条件は、変更されることがある。
- (f) レバレッジの結果、支払利息が、トレーディング・カンパニーの資産に占める比率が大きくなる可能性がある。トレーディング・カンパニーは、支払利息により、該当する投資戦略へのエクスポージャーの削減を強いられることになり得る。かかるレバレッジの使用は、比較的少額の損失または費用を相殺するのに不十分な利益でさえも、トレーディング・カンパニーの利用可能な取引資本を急速に減少させ、また、トレーディング・カンパニーおよびファンドの潜在的収益力を減少または喪失させ得ることを意味する。
- (g) 信用枠が更新されるという保証はない。特に、第三者は信用提供者となることができないことがあり、マン・グループ自身は、規則、業務上その他募集または信用枠の更新ができなくなる制約に直面する可能性がある。また、信用枠はその条項により早期償還の条件を付されることがあり、相手方当事者により終了されることがある。信用枠の喪失または縮小による影響で、トレーディング・カンパニーの全体的投資配分が制限され、これに従い該当する投資実績の期待値が低下する可能性もある。信用枠の更新により、かかる信用枠の条項の変更（該当する利ざやの変更を含むが、こ

れに限られない。)が必要になることがある。

金利リスクおよび為替リスク

- (a) ファンドへの投資は、米ドル貨で行われなければならない。他の通貨で取引を行う受益者は、為替レートの変動により自身の投資金額が増減する可能性があることに留意すべきである。為替レートの変動により、受益証券の価格の日本円相当額が、投資家の投資金額を下回ることがあり、投資家は、その投資金額の一部（投資金額の大部分にあたることもある。）を失うことがある。
- (b) トレーディング・カンパニーは、為替リスクおよび/または金利リスクにさらされる可能性がある。実勢為替レートまたは金利の変動の範囲内で、受益証券の一口当たり純資産価格が悪影響を受ける可能性がある。トレーディング・カンパニーは、随時、為替リスクおよび/または金利リスクを軽減するよう努めるが、そうした場合でもかかるリスクは依然として存在することがある。為替リスクおよび/または金利リスクを緩和させるための複雑なシステムおよびプログラムは、事後的に考えれば必要ではない取引の執行および/または事後的に考えれば適切であった取引の執行の遅れまたは不執行の結果となる可能性がある。受益者は、かかる状況において利益を獲得することもあるれば、損失を被ることもある。更に、トレーディング・カンパニーが直接的または間接的に投資を行う投資対象ビークルもその投資に関し同様またはより高いリスクを負うことがある。

税金および法律の変更

- (a) 管理会社および受託会社は、ファンドの行為が、いずれの国においても直接課税の対象にならないようこれを取り扱うことを意図している。ファンドがいずれかの国において、直接課税に服する場合、受益証券の運用実績に悪影響を及ぼすおそれがある。
- (b) 本書は、ファンドへの投資に関する課税について考慮していない。
- (c) 投資を行おうとする者は、自己の管轄法域における税制および受益証券への投資に対する当該税制の影響を理解すべきであり、また、適当な場合には、独立した税務専門家からの助言を得るべきである。
- (d) 投資を行おうとする者は、ファンドまたはその投資に影響を及ぼす可能性のある法律、規制または税制の変更の計り知れないリスクにさらされていることに留意すべきである。

監査人の責任制限

- (a) ケイマン諸島の法律は、監査人の責任を限定することについて制限を規定しておらず、したがって、監査人とのエンゲージメント・レターには、かかる規定が含まれており、また状況により監査人を補償する規定を含んでいる。

(2) リスクに対する管理体制

FRMは、投資プロセスの各段階において積極的なリスク管理を行い、また対象商品の投資方針に沿うことを確保するため、総合的なリスク要因の解析を行う。投資運用者のレベルにおけるリスク管理は、当初時点およびそれ以降におけるデュー・ディリジェンス手続に必須の側面であり、またオペレーション要因に関するリスクを低減する上でも重要性を有する。加えて、確立された解析手続は、投資手法の不成功、リスクの増大または投資運用者の運用悪化について、早期に警戒することを可能とする。投資手法のレベルにおいて、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクは、資産配分手続において勘案され、各投資手法の実績およびリスクに影響を与える要因が注意深く監視される。ポートフォリオのレベルにおいては、実績およびリスク影響分析に加え、資産配分の再検討、バリュエーション・アット・リスク（VaR）の計算、ストレス・テストが、ポートフォリオの堅固さをより確実なものとする。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

日本国内における申込手数料

該当事項なし。

海外における申込手数料

該当事項なし。

(2) 【買戻し手数料】

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は、以下の通りである。一定期間内における取引日の買戻しと取扱われるためには、当該取引日の前暦月の15日（営業日でない場合、直前の営業日）までに買戻通知書が送付されなければならない。

下記期間中（両端の日を含む。）の 取引日における買戻し	当該買戻しのための通知期間 （両端の日を含む。）	買戻し手数料
平成22年11月1日から 平成24年10月31日の間	平成22年9月16日から 平成24年9月14日の間	受益証券の一口当たり 純資産価格の3%
平成24年11月1日から 平成26年10月31日の間	平成24年9月15日から 平成26年9月12日の間	受益証券の一口当たり 純資産価格の1%
平成26年11月1日以降	平成26年9月13日以降	なし

* 上記「当該買戻しのための通知期間」は、非営業日、日本の祝日または不測の事態等により日程が変わることがある。

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は、以下の通りである。一定期間内における取引日の買戻しと取扱われるためには、当該取引日の前暦月の15日（営業日でない場合、直前の営業日）までに買戻通知書が送付されなければならない。

下記期間中（両端の日を含む。）の 取引日における買戻し	当該買戻しのための通知期間 （両端の日を含む。）	買戻し手数料
平成22年11月1日から 平成24年10月31日の間	平成22年9月16日から 平成24年9月14日の間	受益証券の一口当たり 純資産価格の3%
平成24年11月1日から 平成26年10月31日の間	平成24年9月15日から 平成26年9月12日の間	受益証券の一口当たり 純資産価格の1%
平成26年11月1日以降	平成26年9月13日以降	なし

* 上記「当該買戻しのための通知期間」は、非営業日、日本の祝日または不測の事態等により日程が変わることがある。

(3) 【管理報酬等】

() 管理報酬および登録事務代行報酬

管理会社（管理会社兼管理事務代行会社）は、ファンドから、純資産総額の0.11%の年間報酬を受領する権利を有する。

平成24年4月30日に終了した会計年度中の管理報酬は、合計517,193米ドルであった。

登録事務代行会社は、ファンドから、純資産総額の0.06%の年間報酬を受領する権利を有する。

これらの報酬は、毎月発生し、後払いされる。

平成24年4月30日に終了した会計年度中の登録事務代行報酬は、合計282,105米ドルであった。

() 投資運用報酬および成功報酬

トレーディング・カンパニーのレベルにおいて、運用報酬は、AHLダイバーシファイド・プログラムへの投資配分（すなわち、投資運用会社によって、トレーディング・カンパニーから直接または間接的にAHLダイバーシファイド・プログラムに随時配分される金額）の毎月0.25%（年率約3%）の料率で計算され、請求される。

また、20%の月次の成功報酬が、AHLダイバーシファイド・プログラムに帰属する純増加額に基づいて請求される。

さらに、トレーディング・カンパニーのレベルにおいて、運用報酬は、ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・ポートフォリオへの投資配分（すなわち、投資運用会社によって、トレーディング・カンパニーから直接または間接的にファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・ポートフォリオに随時配分される金額）の毎月0.125%（年率約1.5%）の料率で計算され、請求される。

また、10%の月次の成功報酬が、ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・ポートフォリオに帰属する純増加額に基づいて請求される。

成功報酬は、当該投資戦略に帰属する純増加額が、当該投資戦略の従前の到達価額を超える場合にのみ支払われる。また、成功報酬は、特定の報酬および費用を控除する前に請求されることがある。運用報酬および成功報酬は、各投資戦略ごとに個別に計算され、投資戦略間において相殺されたり、平均化されるものではない。

これらの報酬のすべてまたは一部は、マンまたはその関連会社により受領されることがある。

投資戦略を実行するにあたり、資産配分は、他の投資ファンドもしくはマネジド・アカウントへの投資を通じて、または原投資対象の投資マネジャーを通して等様々な方法により行われる。トレーディング・カンパニーは、間接的に、これらの取引に関連するすべての費用および仲介手数料を負担する。適用ある場合には、運用、デュー・デリジェンス、リスク管理および成功報酬を含む、さらなる報酬および費用が、配分された割合に比例して原資産レベルで負担される。

ファンドおよび/またはトレーディング・カンパニーにより支払われる上記の報酬および取引費用は、例えば、原投資対象または投資配分目標が変更された場合等において、ファンドの存続期間中に変更および/または再交渉されることがある。

平成24年4月30日に終了した会計年度中の投資運用報酬は、12,542,776米ドルであった。同会計年度中、成功報酬は支払われなかった。

（ ）受託報酬および保管報酬

受託会社（受託会社兼保管会社）は、ファンドから、純資産総額の0.01%（最低17,000米ドル）の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎月発生し、後払いされる。更に、受託会社は、ファンドから一定の取引報酬とファンドの管理について生ずるすべての立替金および実費を受領する権利を有する。

平成24年4月30日に終了した会計年度中の受託報酬および保管報酬は、合計47,710米ドルであった。

（ ）代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドから、毎評価日の受益証券の一口当たり純資産価格に当該評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.5%の料率で計算される報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎月発生し、後払いされる。

平成24年4月30日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、合計2,335,398米ドルであった。

（4）【その他の手数料等】

トレーディング・カンパニーは、マンに対して支払われる、純資産総額の年率1%に相当するリスク移転およびストラクチャリング報酬を負担する。かかる報酬は、毎月計算され、後払いされる。

トレーディング・カンパニーはまた、直接的または間接的に、以下の手数料および費用を負担する。

- （a）関連する投資戦略への投資エクスポージャーの年率1%を上限とする取次ブローカーの報酬を含むことがある、売買取引に関するすべての費用および売買委託手数料、金融の利息およびかかる金融に関する手数料（信用枠に関連して以下に詳述される。）、ケイマン諸島における年間会社登録

手数料および登記上の事務所維持手数料、定期的および年次の報告書および書類の印刷および配布費用ならびにその他すべての営業費用

（b）トレーディング・カンパニーが特定の職能を委託した業務提供者の報酬および費用（評価事務代行会社および副登録事務代行会社の報酬および費用を含む。）

トレーディング・カンパニーは、純資産総額の年率0.15%を上限とする評価報酬の支払（毎月最低2,083.33米ドル）および費用の求償を評価事務代行会社に対して行う必要がある。

受託会社とトレーディング・カンパニーは報酬契約を締結しており、同契約に基づき、トレーディング・カンパニーは、パフォーマンス・ローン債の購入後、受託会社がファンドの受託者として支払わなければならない報酬、または管理会社がファンドのために支払わなければならない報酬（登録・名義書換事務代行契約に基づき計算される保証請求代理人の報酬および費用を含む。）について、受託会社に支払うか、または資金を提供するものとする。

ゼロ・クーポン債発行会社とトレーディング・カンパニーは報酬契約を締結しており、同契約に基づき、トレーディング・カンパニーは、様々な設立費用および一般管理費（ケイマン諸島の年次の会社登録費、登記上の事務所および副登録会社の報酬を含む。）について、ゼロ・クーポン債発行会社に支払うか、または資金を提供するものとする。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は連帯して、一回限りのアレンジメント報酬として5,000米ドルおよび保証上限額を基準として計算される30/360ベースでの年率0.25%の保証手数料を、随時保証銀行に支払うことに合意している。かかる手数料は、ゼロ・クーポン債発行日に発生し、四半期毎に後払いされる。さらに、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は連帯して、保証状を発行する費用のいかなる増加、または保証関係書類の執行費用についても、保証銀行に補償を付与し、また、保証銀行のその他の様々な費用を連帯して支払うことに合意している。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は連帯して、担保保管会社に保管報酬を支払い、また立替費用を返済することに合意している。

信用枠のもとで発生したいずれのレバレッジも、LIBORにマージン（変更を前提とするが、2%を超えないと予想され、より少なくなる可能性がある。）を加えた料率の、信用枠のもとで発生したレバレッジの元本額について計算され四半期毎に後払いされる利息を負担することになる。アレンジメント手数料は、レバレッジの観点からトレーディング・カンパニーに申込期間終了後に支払われており、もし更新されれば、信用枠に係るレバレッジは更新された年間報酬を前提とすることになる。

アンコミットメント取引契約の締結に関連し、トレーディング・カンパニーは、マン・インベストメンツに対し、トレーディング・カンパニーの投資配分の年率0.05%に相当する報酬を支払うものとする。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の取締役は、その合理的な報酬および費用の一部または全部について、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社に請求する権利を、それぞれ支払を得られるよう留保している。トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の取締役は、上限5,000米ドルの年間報酬を受領する。マン・インベストメンツに雇用されている取締役はこれらの報酬を放棄する。取締役はまた、その他の報酬を受領し、取締役会への出席についての費用を含め、自己負担した費用について求償を受ける。

ファンド、トレーディング・カンパニー、ゼロ・クーポン債発行会社の設立および受益証券の当初発行について生じた初期費用は、424,264米ドルであり、場合に応じてファンド、トレーディング・カンパニーおよび/またはゼロ・クーポン債発行会社により支払われる。かかる費用は、発行日後最初の3年間で償却される。

ファンドは、ファンドの登録、英文目論見書の届出および財務書類のケイマン諸島金融庁への届出に関するすべての費用を負担する。

ファンドおよび/またはトレーディング・カンパニーによって支払われる報酬および費用に関しては、本書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」に関する記載を併せて参照のこと。

なお、ファンドは、上記に加えて、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書、年次報告書ならびに目

論見書などの印刷および配布費用、ならびに弁護士および公認会計士の報酬および費用などを負担する場合があります。

平成24年4月30日に終了した会計年度中のその他の費用は、合計11,450,183米ドルであった。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

（Ａ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- （２）日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となる。）。この場合支払調書は提出されない。
- （３）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- （４）受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成25年1月1日以後は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- （４）日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成25年1月1日以後は7.147%、平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成25年1月1日以後は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5) と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金および譲渡ならびに買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税またはキャピタル・ゲイン税がなく、源泉徴収される税がなく、財産税、相続税または贈与税もない。また、受託会社は、信託法第81条に基づき、ケイマン諸島総督に対し、ファンドの設定日から50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得している。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島におけるキャピタル・ゲイン課税または印紙税はない。年次の登録手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、いずれも、ケイマン諸島の法律に基づき免除会社として設立され、2008年7月8日から20年の間に制定される、収益もしくは利益またはキャピタル・ゲイン等に対して税金を課す法律がトレーディング・カンパニーもしくはゼロ・クーポン債発行会社（場合による。）または各々の運用に対して適用されず、また、資産税もしくは相続税の性質を有する税金がトレーディング・カンパニーもしくはゼロ・クーポン債発行会社の株式、社債もしくは債務に対して、もしくは、ケイマン諸島税金減免法（2011年改正済）第6条（3）項に定義された支払の一部または全部を源泉徴収する方法により、課税されることがない旨の誓約をケイマン諸島総督より取得している。

ファンド、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、現在、ケイマン諸島において課税されないが、ファンドおよび/またはトレーディング・カンパニーおよび/またはゼロ・クーポン債発行会社（場合による。）は、それぞれの投資対象（場合による。）から生じる収益または利益に関して、ケイマン諸島以外の国々において源泉課税の対象となることがある。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

（資産および地域別の投資状況）

（平成24年７月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ゼロ・クーポン債	ケイマン諸島	378,133,468	89.45
パフォーマンス・ローン債	ケイマン諸島	44,582,688	10.55
現金・預金およびその他の資産（負債控除後）		150	0.00
合計 (純資産総額)		422,716,306 (33,226百万円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成24年７月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	利率 (%)	満期日	額面 (米ドル)	取得価額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	ゼロ・ク ーボン債	ケイマ ン諸島	債券	0.000	2021 / 10 / 31	431,510,992	248,377,727	378,133,468	89.45
2	パフォー マンス・ ローン債	ケイマ ン諸島	債券	0.000	2021 / 10 / 31	344,937,565	146,391,503	44,582,688	10.55

【投資不動産物件】

該当事項なし（平成24年７月末日現在）

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（平成24年７月末日現在）

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および平成24年７月末日前一年間における各月末の純資産の推移は、以下の通りである。

	純資産総額		一口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第１会計年度末 (平成21年４月末日)	703,184	55,270	0.8989	71
第２会計年度末 (平成22年４月末日)	632,780	49,737	0.9125	72
第３会計年度末 (平成23年４月末日)	551,135	43,319	1.0335	81
第４会計年度末 (平成24年４月末日)	423,335	33,274	0.9739	77
平成23年８月末日	497,089	39,071	1.0282	81

9月末日	490,362	38,542	1.0284	81
10月末日	460,765	36,216	0.9738	77
11月末日	455,371	35,792	0.9752	77
12月末日	456,714	35,898	0.9923	78
平成24年1月末日	452,623	35,576	0.9956	78
2月末日	447,958	35,209	0.9960	78
3月末日	420,782	33,073	0.9544	75
4月末日	423,335	33,274	0.9739	77
5月末日	428,363	33,669	0.9986	78
6月末日	415,791	32,681	0.9817	77
7月末日	422,716	33,225	1.0086	79

（注）上記に記載された各月末の数値は、評価および買戻しのために計算されたものである。そのため、各会計年度末の純資産総額および一口当たり純資産価格は、財務書類中の数値と一致しないことがある。

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

計算期間	収益率（注）
第1会計年度	- 10.11%
第2会計年度	1.51%
第3会計年度	13.26%
第4会計年度	- 5.77%

（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の一口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の一口当たり純資産価格（第1会計年度については、当初発行価格1米ドル）

（4）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下の通りである。

	販売口数 (口)	買戻し口数 (口)	発行済口数 (口)
第1会計年度	790,670,000 (790,670,000)	8,450,000 (8,450,000)	782,220,000 (782,220,000)
第2会計年度	0 (0)	88,780,000 (88,780,000)	693,440,000 (693,440,000)
第3会計年度	0 (0)	160,210,000 (160,210,000)	533,230,000 (533,230,000)
第4会計年度	0 (0)	98,560,000 (98,560,000)	434,670,000 (434,670,000)

（注1）（ ）の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

（注2）第1会計年度の販売口数は、当初募集期間中の販売口数を含む。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はない。

2【買戻し手続等】

（1）日本における買戻し手続等

日本における投資者は、日本における販売会社を通じ、管理会社に対して買戻しを請求することができる。買戻しは、以下の買戻し手数料に従い、各取引日（第1取引日は平成20年11月の第1営業日である。）に行われる。一定期間内における取引日の買戻しと取扱われるためには、当該取引日の前暦月の15日（営業日でない場合、直前の営業日）までに買戻し通知書が送付されなければならない。

下記期間中（両端の日を含む。）の 取引日における買戻し	当該買戻しのための通知期間 （両端の日を含む。）	買戻し手数料
平成22年11月1日から 平成24年10月31日の間	平成22年9月16日から 平成24年9月14日の間	受益証券の一口当たり 純資産価格の3%
平成24年11月1日から 平成26年10月31日の間	平成24年9月15日から 平成26年9月12日の間	受益証券の一口当たり 純資産価格の1%
平成26年11月1日以降	平成26年9月13日以降	なし

* 上記「当該買戻しのための通知期間」は、非営業日、日本の祝日または不測の事態等により日程が変わることがある。

ファンド証券の一口当たり買戻し価格は、原則として、関連する取引日の直前の評価日（各暦月の最終日または毎暦月に少なくとも一回は評価日が設けられることを条件に受託会社が随時決定するその他の日）における受益証券の一口当たり純資産価格から、発行日後約6年間は保有期間により異なる料率の買戻し手数料を控除して、計算されるものとし、買戻し代金は、日本における販売会社が応じる場合は円貨以外で支払われる。受益証券の買戻しは10,000口以上10,000口単位とする。買戻しについては、各評価日の翌日から起算して28営業日目が日本における約定日とみなされ、買戻し代金は、約定日から起算して日本における4営業日目に支払われる。一旦申し込まれた買戻しは、取り消すことができない。

受託会社は、管理会社と協議の上、一取引日におけるすべての買戻し口数の合計を、直前の評価日における発行済受益証券の15%までに制限する権利を有する。上記制限を超える買戻し請求が受領された場合、それらの請求は按分して縮減され、残りについては次のまたはその後の取引日に繰り越される。

受益者からの受益証券の買戻し請求を受けた受託会社が償還を請求したにもかかわらず、トレーディング・カンパニーおよび/またはゼロ・クーポン債発行会社がパフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債に関して償還金を支払わない場合、受託会社は、受益者の買戻し請求の一部または全部について、トレーディング・カンパニーおよび/またはゼロ・クーポン債発行会社（場合による。）が当該償還金を支払うまで、買戻し代金の支払を延期することができる。受託会社は、実務上可能な限り早急に延期された買戻し代金の支払を行うためのすべての合理的努力を払わなければならない。

償還日前の受益証券の買戻しの場合、かかる買戻しに応じる目的で、ファンドのために受託会社の請求によりゼロ・クーポン債発行会社が償還したゼロ・クーポン債は、（償還日に発行済であり償還されるゼロ・クーポン債にのみ適用される）保証の恩恵を受けない。

（2）海外における買戻し手続等

概説

平成20年11月の第1営業日である第1取引日以降の各取引日において、受益証券の一口当たり買戻し価格は、直前の評価日のケイマン諸島の営業終了時刻における受益証券の一口当たり純資産価格から償還日前の買戻しに際して支払われるべき手数料を控除して、0.01セント未満を切り捨てた金額とする。

受託会社もしくは管理会社またはいずれかの代理人により誠実に交付された純資産総額、受益証券の一

口当たり純資産価格、および／または受益証券の一口当たり買戻価格の証明は、全当事者を拘束する。

受益証券の買戻しに際して行われる受益者に対する支払は、受益者サービス代行会社または受託会社により、受益者（または共同受益者の場合は第一名義人）が受託会社に対して提供した銀行送金の指示に従って、受益者のリスク負担で銀行送金される。受益者への買戻代金の支払は、通常、受益者サービス代行会社が当該買戻しに関して適用される受益証券の一口当たり純資産価格の計算額を受領した日から10営業日以内に行われる。受益者に対する買戻代金の支払に関連してファンドの取引銀行により請求される銀行電信送金手数料は、買戻しを行う受益者ではなく、ファンドが負担する。

受託会社は、管理会社と協議の上、一取引日におけるすべての買戻口数の合計を、直前の評価日における発行済受益証券の15%までに制限する権利を有する。上記制限を超える買戻請求が受領された場合、それらの請求は按分して縮減され、残りについては次のまたはその後の取引日に繰り越される。

受益者からの受益証券の買戻請求を受けた受託会社が償還を請求したにもかかわらず、トレーディング・カンパニーおよび／またはゼロ・クーポン債発行会社がパフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債に関して償還金を支払わない場合、受託会社は、受益者の買戻請求の一部または全部について、トレーディング・カンパニーおよび／またはゼロ・クーポン債発行会社（場合による。）が当該償還金を支払うまで、買戻代金の支払を延期することができる。受託会社は、実務上可能な限り早急に延期された買戻代金の支払を行うためのすべての合理的努力を払わなければならない。

償還日前の受益証券の買戻しの場合、かかる買戻しに応じる目的で、ファンドのために受託会社の請求によりゼロ・クーポン債発行会社が償還したゼロ・クーポン債は、（償還日に発行済であり償還されるゼロ・クーポン債にのみ適用される）保証の恩恵を受けない。

買戻し手続

受益証券は、買戻しを要求する取引日の前暦月の15日（当該日が営業日でない場合にはその直前の営業日）の午後5時（グリニッジ標準時間）までに書面による買戻通知を発送して、毎取引日に買い戻すことができる。上記に特定された時間よりも後に受領された買戻通知は、その直後の取引日には処理されず、以降の取引日に処理される。受益証券の買戻しができる最初の取引日は、平成20年11月の第1営業日である。買戻しは、最低買戻口数（10,000口）以上10,000口単位で行わなければならない。かつ、当該受益者により保有されるすべての受益証券が買い戻される場合を除き、当該買戻しにより当該受益者の保有する受益証券口数が最低保有口数（10,000口）を下回ることとなる場合には、買戻しを行わない。ある取引日において認められる買戻口数に一定の制限があることがある。それらの制限に服することを条件として、受益証券の一口当たり純資産価格の計算が停止された場合を除いて、買戻しが行われる。

買い戻された各受益証券について支払われる買戻価格は、買戻しが行われる取引日の直前の評価日現在の受益証券の一口当たり純資産価格を参照し、発行日後約6年以内の買戻しに対して課せられる、保有期間により異なる料率の手数料を控除して、計算される（後記「受益証券の早期買戻し手数料」の項を参照のこと。）。受益者は、管理会社が別途決定する場合、または受益証券の一口当たり純資産価格の決定が停止された場合（後記「評価の停止」の項を参照のこと。）を除いて、買戻請求を撤回することができない。

受益者サービス代行会社は、ファンドのために、（ ）申込書の原本およびマネー・ロンダリング防止関係書類を受益者サービス代行会社が受領し、かつ（ ）買戻通知がファックスで送付された場合、買戻通知の原本を受益者サービス代行会社が受領するまで、買戻代金の支払義務を負わない。

受益者（ファンドの受益者名簿に受益証券の保有者として記載される日本における販売会社）への買戻代金の支払は、通常、受益者サービス代行会社が評価額を受領した日から10営業日以内に行われる。当該受益者の買戻通知の原本およびその他必要な書類の受領後、買戻代金の支払は、当該受益者のリスクにおいて、当該受益者により提供されるSWIFTバンキング・インストラクションに従い、銀行間のSWIFT送金により行われる。受益者は、買戻通知と共に受益者サービス代行会社に対してSWIFTバンキング・インストラクションの提供を要求される。代金は、SWIFTバンキング・インストラクションが受益者サービス代行会社に提供されるまで、支払われない。受益者に対する買戻代金の支払に関連してファンドの取引銀行により請求される銀行電信送金手数料は、買戻しを行う当該受益者ではなく、ファンドが負担する。

償還日前の受益証券の買戻しの場合、かかる買戻しに応じる目的で、ファンドのために受託会社の請求に

よりゼロ・クーポン債発行会社が償還したゼロ・クーポン債は、（償還日において発行済であり償還されるゼロ・クーポン債にのみ適用される）保証の恩恵を受けない。

管理会社は、受託会社と協議の上、その単独裁量で、特定の場合または一般的に、最低買戻口数および最低保有口数の要件を放棄することができる。また、管理会社は、受託会社と協議の上、その単独裁量で、特定の場合または一般的に、買戻通知の要件を放棄し、または期間を短縮もしくは延長することができる。

受益証券の早期買戻し手数料

受益証券は、償還日まで保有する資力を有し、かつ保有を希望する投資家による購入が企図されている。申込期間中のすべての販売促進費用および関連費用（管理報酬、登録事務代行報酬、投資運用報酬および成功報酬、受託報酬および保管報酬、ならびに代行協会員報酬を除く。）は、マーケティング・アドバイザーにより負担される。かかる費用は、ファンドが負担しないものとする。したがって、平成26年11月1日より前の取引日における買戻しの場合、受益者サービス代行会社は、ファンドのために、買い戻された受益証券の買戻価格から下記の手数料を控除して受益者に対して支払を行う。かかる買戻し手数料は、主として受益証券の販売促進費用をかけたことの対価として、マーケティング・アドバイザーに支払われる。

下記期間中（両端の日を含む。）の 取引日における買戻し		買戻し手数料
平成22年11月1日から平成24年10月31日の間		受益証券の一口当たり純資産価格の3%
平成24年11月1日から平成26年10月31日の間		受益証券の一口当たり純資産価格の1%

平成26年11月1日以降の取引日における買戻しには手数料は課せられない。

受益者サービス代行会社が買戻通知を受領した受益証券の全部または一部に関して、受益者サービス代行会社が、ファンドのために、ある取引日におけるその買付を確保することができる場合がある。かかる状況においては実際の買戻しが行われないが、買戻しを行った受益者は、当該取引日に実際の買戻しが行われた際に受領するであろう代金に相当する金額（即ち、買付が効力を発生する取引日の直前の評価日における受益証券の一口当たり純資産価格から買戻し手数料を控除した金額）を受領する。かかる状況においては、買戻し手数料は、マーケティング・アドバイザーに支払われる事務手数料として機能する。

信託証書に従い、買戻通知は、自動的に、当該通知の対象である受益証券の全部または一部の譲渡を遂行するための権限を受託会社に付与する。ただし、買戻し手数料を控除後の譲渡および売却代金は、常に実際の買戻しが行われた場合に受益者に支払われる代金に等しいものとする。

償還日における受益証券の買戻し

受益証券はすべて、管理会社および受託会社の同意を得て受益者の選択（受益者集会の特別決議）により償還日を延期する場合（かかる場合、ゼロ・クーポン債は、保証の利益を享受できない。）を除いて、平成33年10月31日（当該日が営業日ではない場合には翌営業日）を存続の最終日とする。受益証券の償還日に、各発行済受益証券に関する支払に十分な資金が当該時点で存在することを条件として、各受益証券は、実際の受益証券の一口当たり純資産価格で買い戻される。

受益証券の早期償還

管理会社は、受託会社と協議の上、一定の状況（例えば、受益証券が予想されたパフォーマンスのレベルに達しない場合）において、すべての受益証券について早期償還日に買い戻されるとする旨決定することができる。ただし、各発行済受益証券について、少なくとも（ ）発行価格の100%および（ ）追加額（もしあれば）の合計を支払うため十分な資金が当該時点で存在することを条件とする。

受益証券の強制買戻し

ある受益証券が非適格者により取得されたかまたは保有されていると受託会社と協議の上管理会社が判断する場合、管理会社は、信託証書に基づき、当該受益証券の買戻しを要求することができる。受益者（または受益者が保有する受益証券の実質的な最終保有者）において、管理会社が受益者サービス代行会社と協

議の上合理的に満足するような身元確認を提示することができない場合、管理会社は、当該受益者が保有する受益証券の全部（または当該実質的最終保有者のために保有されている口数）を強制的に買い戻すことができる。

評価の停止

管理会社は、受託会社と協議の上、一定の状況において、受益証券の一口当たり純資産価格の決定の停止を宣言することができる。受益証券は、かかる停止の期間中譲渡または買戻しできない。当該停止の間、買戻通知は、受益者サービス代行会社に対する書面による通知により撤回することができるが、かかる通知が、停止期間の終了前に受益者サービス代行会社により受領されることを要する。なお、買戻通知が撤回されない場合、かかる通知は、停止終了後の最初の取引日に処理される。

3【受益証券の譲渡】

受益者は、マンの譲渡請求書用紙（受益者サービス代行会社から入手可能）に必要な事項をすべて記入し、申込制限に従い譲渡人と譲受人のために署名して、非適格者以外のいずれのものに対しても受益証券を譲渡することができる。

受益証券の譲渡を希望する受益者は、正確な登録名義で、特別な地位に基づいて署名する場合にはその旨、およびその他要求される詳細事項を記述して、譲渡証書に署名することを要する。

譲渡人と譲受人の双方は、最低保有口数（10,000口）を遵守する義務を有する。

管理会社と協議の上、登録事務代行会社または（その代理として）受益者サービス代行会社は、各社の裁量により、譲渡の登録を拒否することができる。受託会社と協議の上、登録事務代行会社は、毎年合計して30営業日を超えない期間譲渡登録を停止することができる。

管理会社と協議の上、登録事務代行会社または（その代理として）受益者サービス代行会社は、（ ）申込書およびマナー・ロンダリング防止関係書類の原本が受益者サービス代行会社によって受領されるまで、および、（ ）譲渡請求書がファックスによって送付された場合、譲渡請求書の原本が受益者サービス代行会社によって受領されるまで、譲渡の処理を行う義務はない。

4【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

受益証券の評価

評価日における受益証券の一口当たり純資産価格は、米ドル建てで決定され、評価事務代行会社により当該評価日の受益証券口座の金額として計算される金額を当該評価日において発行済の受益証券口数で除した金額に相当する。受益証券口座の金額は、毎月、各評価日現在で以下に掲げる金額の合計を計算することにより、決定される。

- a．ファンドが保有するゼロ・クーポン債発行会社が発行するゼロ・クーポン債の価額
- b．ファンドが保有するトレーディング・カンパニーが発行するパフォーマンス・ローン債の価額
- c．（評価事務代行会社はその合理的な裁量に基づき決定する）ファンドのその他の資産および負債の価額

ゼロ・クーポン債の評価

ゼロ・クーポン債の価額には、担保資産の価額を含む。

パフォーマンス・ローン債の評価

パフォーマンス・ローン債の価額には、以下に掲げるものが含まれる。

- a．トレーディング・カンパニーの投資資産および負債（評価事務代行会社の合理的な裁量に基づき決定される。）
- b．トレーディング・カンパニーの負債に関しては、未返済の信用枠のレバレッジの残高
- c．トレーディング・カンパニーのその他の資産および負債（評価事務代行会社の合理的な裁量に基づ

き決定される。）

パフォーマンス・ローン債勘定の資産および負債の価額は、以下の通り、パフォーマンス・ローン債の要項に従い算定される。

（a）評価の基準となる価格：

- ・先物取引所において値付けされ、上場され、売買され、または取引されている投資対象の価額に基づくすべての算定は、当該算定が行われる日における当該先物取引所における取引終了時点の決済価格を基準として行われる。
- ・その他の取引所（即ち、先物取引所以外の取引所）において値付けされ、上場され、売買され、または取引されている投資対象の価額に基づくすべての算定は、当該算定が行われる日における当該投資対象の主たる取引所の取引終了時点の当該取引所における最終売買価格を基準として（または、取引の約定がない場合には、最終の売り呼び値と買い呼び値の仲値を基準として）行われる。
- ・当該投資対象の主たる取引所である店頭市場にて売買されまたは取引されているその他の投資対象の価額に基づくすべての算定は、かかる各投資における最終の売り呼び値と買い呼び値の仲値を基準として行われる。ただし、常に以下の記載に従う。

（ ）トレーディング・カンパニーの取締役会は、評価事務代行会社の助言に基づき、同取締役会の裁量で、主たる取引所以外の取引所における実勢価格があらゆる状況において当該投資対象に関してより公正な価値基準を提供すると合理的に判断する場合、当該投資対象の算定にかかる価格を使用させることができる。

（ ）トレーディング・カンパニーの取締役会は、評価事務代行会社の助言に基づき、同取締役会の絶対的な裁量で、他のいくつかの評価方法が公正価値をより良く反映すると合理的に判断する場合、かかる評価方法の使用を許可することができる。

（b）先物為替予約は、評価日において同一の規模および満期の先物為替予約が新規に締結可能な価格を基準にして評価される。

（c）合同運用投資スキームまたは集団投資スキーム（ヘッジファンドを含む。）への投資は、その最終の純資産価格で評価され、最終の純資産価格が入手不能の場合には、当該ファンドの管理事務代行機関または投資運用機関によって算定される直近の予想純資産価格（どちらの場合も買戻し費用（適応ある場合）によって調整されうる。）により評価される。

（d）発生済であるが受領されていない手元現金、預金、売掛債権、未回収の前払費用、現金配当は、その全額が評価計上される。ただし、その全額が支払われまたは回収されないであろうとトレーディング・カンパニーの取締役会が判断する場合には、その真の価値を反映するために適切とトレーディング・カンパニーの取締役会が考える割引が行われた後の価格で算定される。

（e）上記記載の方法で価格相場を利用することができない場合、その価格は、随時、トレーディング・カンパニーの取締役会が評価事務代行会社の助言に基づき合理的に決定する方法で決定される。

（f）米ドル以外の通貨建ての（証券または現金の）価額は、トレーディング・カンパニーの取締役会が、評価事務代行会社の助言に基づき、その絶対的な裁量で、同取締役会が該当すると合理的に判断する割増（プレミアム）または割引（ディスカウント）および為替費用等を勘案した上で、当該状況において適切であると合理的に判断する（公式その他の）為替レートにて、米ドルに換算される。

ファンドがポートフォリオを毎月リバランスして、受益者に流動性を提供するために、トレーディング・カンパニーは、（投資運用会社の助言を得て）買戻しのための通知期間が長い投資について毎月の流動性を高めるため、アンコミットメント取引契約またはアンコミットメント流動化契約（その相手方としてマン・グループのメンバーが含まれることがある。）を活用し、締結することができる。

報告

受益証券の一口当たり純資産価格は毎月計算され、月次評価の確認書および市場の現在の状況に対する運用成績の分析を記載した管理会社からの月次報告書が受益者（ファンドの受益者名簿に、日本の受益者

の代理として受益証券の保有者として記載される販売会社）に向けて準備され送付される。

管理会社は、各評価日における受益証券の一口当たり純資産価格は、当該評価日の20営業日後またはその後合理的に実現可能な限り早い時点に提供可能になると予想する。通常の状況において、管理会社は、評価事務代行会社から適時に受益証券の一口当たり純資産価格が提供されることを条件として、各評価日後27営業日目に受益証券の一口当たり純資産価格を代行協会員に通知する。受益証券の一口当たり純資産価格の公表の遅滞が、評価事務代行会社から適時に受益証券の一口当たり純資産価格が提供されないことに起因する場合、管理会社は、当該遅滞について責任を負わない。

純資産価格の計算の停止

管理会社は、以下の場合、受託会社と協議の上、受益証券の一口当たり純資産価格の決定および／または受益証券の買戻しおよび譲渡を停止することができる。

- a．受益証券口座および／もしくはパフォーマンス・ローン債勘定中の大きな部分を占める投資対象が上場され、値付けされ、売買され、もしくは取引されている取引所もしくは市場が閉鎖されている期間（通常の週末および休日を除く。）、または、上記の取引所もしくは市場における売買が制限されている期間
- b．投資運用会社と協議の上、管理会社の意見によれば、受益証券勘定および／もしくはパフォーマンス・ローン債勘定を構成する投資対象のファンドおよび／もしくは（適切な場合）トレーディング・カンパニーによる処分を合理的に実務上不可能とする状況が存在する場合、または処分が受益者に対して重大な悪影響を及ぼす場合
- c．投資対象の価格を確認するために通常用いられている手段が故障した場合、またはその他の理由により、受益証券口座および／もしくはパフォーマンス・ローン債勘定を構成する投資対象もしくはその他の資産の価格が合理的もしくは公正に確認できない場合
- d．ファンドおよび／またはトレーディング・カンパニーが受益証券の買戻しおよび／またはパフォーマンス・ローン債の償還に際しての支払を行うために必要な資金を送金することができない場合
- e．投資対象の換金もしくは取得、または受益証券の買戻代金および／もしくはパフォーマンス・ローン債の償還金の支払に関する資金の送金が、管理会社および／またはトレーディング・カンパニーの取締役会の意見によれば、通常の為替レートで実行できない場合
- f．トレーディング・カンパニーおよび／またはゼロ・クーポン債発行会社を清算することまたはすべての受益証券を強制的に買い戻すことが決定された場合において、かかる決定が公表されることを示す通知が最初に受益者になされた場合
- g．任意または強制的な清算もしくは破産もしくは支払不能もしくは類似の手続のために、トレーディング・カンパニーによる投資が影響を受け、または投資が国営化され、没収され、もしくはその他政府機関に対して譲渡することが要求された場合
- h．いずれかの政府機関、中央銀行またはこれらに匹敵する機関によるいずれかの法律、ルールもしくは規則の変更もしくは採択により、またはかかる機関により発せられる指令もしくは要求により、投資対象の売却、取得または譲渡について制限が課せられると管理会社および／または受託会社が考える場合
- i．トレーディング・カンパニーまたはゼロ・クーポン債発行会社による保証枠設定契約上の不履行事由が生じた後、保証銀行が、当該保証枠設定契約または関連する担保契約の要項に基づき、適格担保についての担保権を実行し、または適格担保に対する権利を行使した場合
- j．管理会社および／または受託会社が受益者全体の利益になると決定した場合

純資産価格の計算が停止されている期間中には、受益証券の買戻しまたは譲渡は行われず、管理会社は、受託会社と協議の上、かかる停止前に受益証券の買戻しを請求した受益者に対する支払を、かかる停止が解除されるまで差し止める権利を有し、かかる差し止は、停止期間中にかかる支払を行うことが存続する受益者の利益に重大な悪影響を及ぼし、これを侵害すると管理会社および／または受託会社が考える状

況において行使される。停止に関する通知は、買戻しのために受益証券を提出している受益者に対し行われる。請求が取り消されない場合、受益証券は、停止終了後の最初の取引日、または管理会社が受託会社と協議の上決定した、停止終了後のこれより早い日（通常または特定のもののいずれかは問わない。）に買戻される。

純資産価格の決定の停止は、受託会社と協議の上管理会社が宣言する時期に効力を発生するが、かかる時期は宣言のなされた日の翌営業日の終了時以降にはならない。純資産価格の決定の停止が効力を発した後、管理会社が停止の解除を宣言しない限り、受益証券の一口当たり純資産価格は決定されない。ただし、かかる停止は、以下の条件がいずれも満たされた後に到来する営業日に失効する。

- a．純資産価格の決定の停止をもたらした原因が存在しなくなったこと
- b．純資産価格の決定の停止を正当化する原因が他に存在しないこと
- c．当該宣言後 1 か月が経過したこと

管理会社の各宣言は、管理会社またはファンドを所管する当局により定められ、当該時点において効力を有する公の規則・規制が存在する場合には、これに適合していなければならない。上記公の規則・規制に抵触しない限り、管理会社の決定は最終的なものとなる。管理会社は、受益証券の一口当たり純資産価格の決定を停止した場合には、当該停止後速やかに、適当と考える新聞に停止がなされた旨を掲載するよう、商業上合理的な手立てを講じなければならない。管理会社は、受益証券の一口当たり純資産価格の決定の停止が解除された場合にも、適当と考える新聞に停止が解除された旨を掲載する手立てを講じなければならない。

（２）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の契約証書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の契約証書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

ファンドは、平成33年10月31日に終了する。ただし、下記「（５）その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除く。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年 4 月30日である。

（５）【その他】

発行限度額

受益証券の発行金額は、2,500万米ドルを最低とする。

ファンドの解散

ファンドは、以下の場合、平成33年10月31日以前に終了することがある。

- （ ）受益者の特別集会において、発行済受益証券の受益者の保有する議決権総数の 4 分の 3 の多数により決議された場合
- （ ）ケイマン諸島において規制されるミューチュアル・ファンドとしてCIMAからファンドに付与された免許その他の承認が取り消されもしくは不利益に変更された場合
- （ ）受託会社が、管理会社と協議の上、その単独の裁量により、ファンドの継続が非実務的であり、推奨されず、または受益者の利益に反するものであると判断した場合
- （ ）受託会社の退任または解任の場合において、適切な後任となる受託会社を置くことができない場合。

償還日以外の日におけるファンドの終了の場合には、受益者に対して30日以上前に通知が送付される。

ファンドの終了に際し、分配可能な余剰純資産は、保有受益証券の口数に応じて、受益者に分配される。

償還日後の最終の償還金の支払において、受託会社は、保証状の規定に従い、償還日の28日後までにかかる支払を行う。

どのような原因によるファンドの終了の場合にも、受託会社は、ファンドのために保有する投資対象、財産およびその他の資産を換金し、適切に支払われるべき債務を支払い、もしくはそのための適切な準備金を設定し、また、終了のための費用のための準備金を設定した後、換金された手取金を、ファンドを終了するとの決定がなされた日現在の、それぞれのファンドに対する受益証券持分にに応じて按分して、受益者（受託会社が合理的に要求する、それぞれの権利についての証拠（もしあれば）の提示を条件として）に分配する。

受託会社が保有する、未請求の純利益またはその他の現金（未請求の分配金を含む。）のうち、支払時期の到来後12か月間が経過したものについては、受託会社は、裁判所に支払うことができる。なお、受託会社は、当該支払を行うために、または当該支払に関連して被った費用を留保する権利を有する。

信託証書の変更

ファンドは、ケイマン諸島の信託法に基づき、免税信託としてケイマン諸島において登録され、平成20年7月11日に、同日付の信託証書の要項に従い、設立された。ファンドの信託証書は、ファンドの規約である。信託証書に基づき、受託会社および管理会社は、本書に記載された行為を行う権限を有し、また信託証書の要項に従い各権限を委任する権限を有する。受益証券は、管理会社の裁量により発行される。

受託会社および管理会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補足証書を付することにより改正、変更または追加することができる。ただし、かかる改正、変更または追加は、適法に招集された受益者集会において、投票数の4分の3の多数による承認がない限り行われ不得とする。ただし、（a）ミーチュアル・ファンド法、ケイマン規則またはケイマン諸島の法律のもとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む法律の一切の改正を履行するため、（b）一切のかかる法律の改正の直接的な結果によるものとして、（c）ファンドの名称変更を行うため、（d）会計年度年初および終了日付を変更するため、もしくは年間収益分配日付を変更するため、（e）その会計期間の開始および終了日付を変更、もしくはかかる期間に関連する分配日を変更するため、（f）管理会社および受託会社が、受益者および潜在受益者の利益となるかもしくはこれら一切の者が一切の重要な不利益を被らないと合意する変更をするため、（g）信託証書から廃用となった条項を削除するため、（h）管理会社もしくは受託会社が解任された場合もしくは辞任を希望もしくは辞任したときにこれらを交替させるため、（i）明白な誤りを訂正するため、または、（j）CIMAの要請に従い、ファンドが随時その適用を受ける法、規則、規制に従うため、信託証書の改正、変更または追加が必要とされる場合には、かかる承認を必要としない。

関係法人との契約の更改等に関する手続

評価事務代行契約

評価事務代行契約は、契約当事者による3か月以上の書面による通知をもって、いずれの四半期末においても解約できる。当該契約は、英国およびウェールズ州において適用ある法律の適用を受け、かかる法により解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次の通りである。

（ ）分配請求権

受益者は、受託会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、平成20年11月の第1営業日以降管理会社に請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた悪意、背信行為、詐欺または過失による義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

信託証書は、受託会社、管理会社およびファンドに対するその時々その他のサービス提供者の利益のために、免責規定を設けている。また、関連当事者間での重要契約の一部は、管理会社および／または受託会社が（ファンドのために）、ならびにトレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債券発行会社が、他の当事者を免責する旨の規定を設けている。トレーディング・カンパニーは、信用枠に基づき、信用提供者のために免責を与えることが予定されている。

（ ）議決権

信託証書に基づき、各受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中 野 春 芽

同 十 枝 美紀子

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第３【ファンドの経理状況】

１【財務諸表】

- a. ファンドの直近２会計年度の日本文の財務書類は、英国における諸法令および英国において一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には2012年８月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝78.60円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

マンIP220インターナショナル償還時元本確保型ファンド３

結合財政状態計算書

2012年４月30日現在

	注記	2012年度 (米ドル)	2012年度 (千円)	2011年度 (米ドル)	2011年度 (千円)
流動資産					
銀行預金		7,759,411	609,890	6,612,577	519,749
ブローカー勘定残高	3	17,017,539	1,337,579	83,380,702	6,553,723
損益を通じて公正価値で測定する投資	4	55,336,897	4,349,480	162,390,123	12,763,864
損益を通じて公正価値で測定する米国財務省証券ストリップス債	8	359,520,018	28,258,273	359,744,893	28,275,949
米国財務省証券ストリップス債の売却未収金		4,808,632	377,958	8,031,230	631,255
前払金およびその他資産		-	-	19,873	1,562
流動資産合計		<u>444,442,497</u>	<u>34,933,180</u>	<u>620,179,398</u>	<u>48,746,101</u>
流動負債					
ブローカー未払金		(103,145)	(8,107)	-	-
損益を通じて公正価値で測定する投資	4	(63,358)	(4,980)	-	-
受益証券買戻しに係る未払金		(5,926,824)	(465,848)	(8,594,952)	(675,563)
未払金および未払費用	6,9	(3,516,927)	(276,430)	(6,224,108)	(489,215)
借入金	8	<u>(11,497,594)</u>	<u>(903,711)</u>	<u>(54,298,144)</u>	<u>(4,267,834)</u>
流動負債合計		<u>(21,107,848)</u>	<u>(1,659,077)</u>	<u>(69,117,204)</u>	<u>(5,432,612)</u>
純資産		<u>423,334,649</u>	<u>33,274,103</u>	<u>551,062,194</u>	<u>43,313,488</u>

以下に代表される：

受益者への債務

受益証券の一口当たり
純資産価格0.9739米ドル
（2011年：1.0334米ドル）の
受益証券434,670,000口
（2011年：533,230,000口）

10	423,334,649	33,274,103	551,062,194	43,313,488
	423,334,649	33,274,103	551,062,194	43,313,488

2012年10月8日に受託会社を代表して、承認され、発行を認可された。

〔署名〕	〔署名〕
エドウィン・マシャンガンビ	ダレン・ポット

マンIP220インターナショナル償還時元本確保型ファンド3の受託会社としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのために。

8頁から32頁（訳注：原文の頁）の注記は本結合財務諸表と不可分なものである。

（２）【損益計算書】

マンIP220インターナショナル償還時元本確保型ファンド3

結合包括利益計算書

2012年4月30日終了年度

	注記	2012年度 (米ドル)	2012年度 (千円)	2011年度 (米ドル)	2011年度 (千円)
収益					
受取利息	2,6	359,870	28,286	914,130	71,851
為替差益 / (差損)		(1,475,574)	(115,980)	3,323,716	261,244
損益を通じて公正価値で測定する 投資の未実現利益 / (損失) の変動	5	(41,112,220)	(3,231,420)	21,907,477	1,721,928
損益を通じて公正価値で測定する 投資の実現利益 / (損失)	5	(32,209,854)	(2,531,695)	52,067,470	4,092,503
損益を通じて公正価値で測定する 米国財務省証券ストリップス債の 未実現利益 / (損失) の変動		53,326,964	4,191,499	23,731,924	1,865,329
損益を通じて公正価値で測定する 米国財務省証券ストリップス債の 実現利益		18,219,379	1,432,043	18,370,172	1,443,896
その他の利益		8,260	649	294,818	23,173
		(2,883,175)	(226,618)	120,609,707	9,479,923
費用					
取引およびブローカー手数料	6,9	(3,728,399)	(293,052)	(7,504,899)	(589,885)
運用報酬および成功報酬	6,9	(12,542,776)	(985,862)	(22,065,353)	(1,734,337)
リスク移転報酬	6,9	(4,696,097)	(369,113)	(5,910,316)	(464,551)
登録事務代行報酬	6,9	(293,529)	(23,071)	(370,424)	(29,115)
支払利息	2,3,6,8	(675,845)	(53,121)	(1,500,884)	(117,969)
評価報酬	6,9	(701,044)	(55,102)	(896,361)	(70,454)
代行協会員報酬	6	(2,335,398)	(183,562)	(2,986,513)	(234,740)
保証報酬	6	(1,175,889)	(92,425)	(1,497,485)	(117,702)
専門家報酬	6,9	(1,026,388)	(80,674)	(2,095,839)	(164,733)

	(27,175,365)	(2,135,984)	(44,828,074)	(3,523,487)
受益者に帰属する当期純利益 / （損失）	(30,058,540)	(2,362,601)	75,781,633	(5,956,436)

8 頁から32頁（訳注：原文の頁）の注記は本結合財務諸表と不可分なものである。

マンIP220インターナショナル償還時元本確保型ファンド3

結合受益者帰属純資産計算書

2012年 4 月30日終了年度

	2012年度 (米ドル)	2012年度 (千円)	2011年度 (米ドル)	2011年度 (千円)
期首残高	551,062,194	43,313,488	632,531,593	49,716,983
受益証券98,560,000口 (2011年：160,210,000口)の 買戻し支払金	(97,669,005)	(7,676,784)	(157,251,032)	(12,359,931)
	453,393,189	35,636,705	475,280,561	37,357,052
受益者に帰属する当期純利益 / （損失）	(30,058,540)	(2,362,601)	75,781,633	5,956,436
期末残高	423,334,649	33,274,103	551,062,194	43,313,488

結合資本変動計算書

2012年 4 月30日終了期間

当期および前期において、ファンドは資本を保有していない。

8 頁から32頁（訳注：原文の頁）の注記は本結合財務諸表と不可分なものである。

マンIP220インターナショナル償還時元本確保型ファンド3

結合キャッシュ・フロー計算書

2012年 4 月30日終了年度

	2012年度 (米ドル)	2012年度 (千円)	2011年度 (米ドル)	2011年度 (千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
受益者に帰属する当期純利益 / （損失）	(30,058,540)	(2,362,601)	75,781,633	5,956,436
当期純利益（損失）の営業活動による 純現金への調整：				
損益を通じて公正価値で測定する 米国財務省証券ストリップス債の 未実現利益 / （損失）の変動	(53,326,964)	(4,191,499)	(23,731,924)	(1,865,329)
損益を通じて公正価値で測定する 米国財務省証券ストリップス債の 実現利益	(18,219,379)	(1,432,043)	(18,370,172)	(1,443,896)
	(101,604,883)	(7,986,144)	33,679,537	2,647,212
運用資産および負債の純変動：				

損益を通じて公正価値で測定する投資	107,116,584	8,419,364	32,084,646	2,521,853
前払金およびその他資産	19,873	1,562	72,650	5,710
未払金および未払費用	(2,707,181)	(212,784)	(1,025,060)	(80,570)
営業活動による純現金	2,824,393	221,997	64,811,773	5,094,205
投資活動によるキャッシュ・フロー				
米国財務省証券ストリップス債の 売却手取金	74,993,816	5,894,514	108,977,831	8,565,658
投資活動による純現金	74,993,816	5,894,514	108,977,831	8,565,658
財務活動によるキャッシュ・フロー				
受益証券の買戻支払金	(100,337,133)	(7,886,499)	(158,008,996)	(12,419,507)
借入金の返済	(42,800,550)	(3,364,123)	(27,054,769)	(2,126,505)
財務活動に使用された純現金	(143,137,683)	(11,250,622)	(185,063,765)	(14,546,012)
現金および現金同等物の純変動	(65,319,474)	(5,134,111)	(11,274,161)	(886,149)
現金および現金同等物の期首残高	89,993,279	7,073,472	101,267,440	7,959,621
現金および現金同等物の期末残高	24,673,805	1,939,361	89,993,279	7,073,472
現金および現金同等物に含まれる項目：				
銀行預金	7,759,411	609,890	6,612,577	519,749
ブローカー勘定残高	17,017,539	1,337,579	83,380,702	6,553,723
ブローカー未払金	(103,145)	(8,107)	-	-
	24,673,805	1,939,361	89,993,279	7,073,472
キャッシュ・フロー情報の補足開示				
利息受取額	359,870	28,286	914,130	71,851
利息支払額	(675,845)	(53,121)	(1,500,884)	(117,969)

8 頁から32頁（訳注：原文の頁）の注記は本結合財務諸表と不可分なものである。

マンIP 220インターナショナル償還時元本確保型ファンド3

結合財務書類注記

2012年4月30日現在

1．概要

マンIP220インターナショナル償還時元本確保型ファンド3（以下「ファンド」という。）は、2008年7月11日にケイマン諸島の法律に準拠して設定されたユニット・トラストであり、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）に準拠して登録され、中期的な相場の変動水準に対応するために安定した資産成長を目指すことを投資戦略の方針としている。ファンドは、2008年10月14日に投資資産の取引を開始した。

マンIP220インターナショナル・プリンシパル・プロテクテッド（ZC）3 リミテッド（以下「ゼロ・クーポン債券発行会社」という。）は、米国財務省証券ストリップス債を保有する目的で、ケイマン諸島の法律に準拠して、2008年6月30日に設立された。

マンIP220インターナショナル・プリンシパル・プロテクテッド・トレーディング3 リミテッド（以下「トレーディング・カンパニー」という。）は、投資活動および関連資産、負債、収益および費用を、ゼロ・クーポン債券発行会社のものと区別するために、ケイマン諸島の法律に準拠して、2008年6月30日に設立された。

2．重要な会計方針の要約

会計の基礎

添付の結合財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。IFRSには、IFRSおよび国際会計基準（以下「IAS」という。）に加え、解釈指針委員会（以下「SIC」という。）が発表した

解釈指針や国際財務報告解釈指針委員会（以下「IFRIC」という。）が発表した解釈指針が含まれる。

本財務書類は、ファンドならびに注記１に詳述したゼロ・クーポン債発行会社およびトレーディング・カンパニーの勘定を結合している。ファンドはトレーディング・カンパニーまたはゼロ・クーポン債発行会社の議決権株式資本を保有しておらず、従って、IAS第27号に基づく支配は行われていない。この結果、事業体は連結ではなく結合して表示されている。しかし、経営成績および財務状態では、トレーディング・カンパニー、ゼロ・クーポン債発行会社およびファンド間の取引は消去されて結合されている。かかる結合財務書類の作成は、信託証書による純資産価額の決定方法と一致している。

以下は、ファンドが適用した重要な会計および報告方針である。

会計公準

当結合財務書類は、特定の金融資産および金融負債の公正価値を含めるために修正された取得原価主義に基づき、作成されている。

当結合財務書類は、キャッシュ・フロー情報を除き、発生主義会計で作成されている。

IFRS第９号「金融商品」（IFRS第９号）は、金融資産の分類および測定に新しい要件を導入した。当基準は2015年１月１日から発効するが、早期適用は容認されている。現在IAS第39号の範疇であるすべての認識済み金融資産は、償却原価または公正価値のいずれかで測定されることになる。IFRS第９号により、ほとんどの金融商品は損益を通じて公正価値で測定される（FVTPL）と予想される。ただし、当基準で規定された「ビジネス・モデル・テスト」および「契約上のキャッシュ・フロー特性テスト」の両方を満たす負債商品、および事業体が持分商品をその他の包括利益を通じて公正価値測定される（FVTOCI）と変更不能で指定した場合を除く。この新基準が、ファンドが保有する投資の現在の測定基準に重大な影響を及ぼすことは予想されていない。

当結合財務書類の承認日において、発表されたがまだ適用されていない、多くのその他の基準および解釈指針があった。これらの基準および解釈指針の将来の適用が、ファンドの結合財務書類に重大な影響を及ぼすことはない、取締役会は予想している。

当期および前期において、ファンドは当該会計方針を継続して適用している。

会計上の判断および見積りの使用

IFRSに準拠した本結合財務書類の作成において、経営者は、特定の評価の仮定などを含む本結合財務書類および添付注記に報告されている金額および開示に影響を与える見積りおよび仮定を行わなければならない。かかる仮定および見積りは不確実なため、将来の資産または負債の簿価に重大な調整を必要とする結果が生じうる。

金融資産および負債

運用投資信託、米国財務省証券ストリップス債ならびに先物および先渡未決済ポジションの未実現利益または損失は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に分類されている。

これらの金融商品は、その公正価値が信頼性をもって測定可能であり、そのパフォーマンスが公正価値基準で評価されることに基づき、指定される。デリバティブ契約は、当然ながら、損益を通じて公正価値で計上される。

借入金、ファシリティ契約の条件により返済が義務付けられた金額で示される金融負債で、償却原価での計上とほぼ同じ金額となる。ファシリティは毎年更新され、発生したコストは当該期間にわたって費用化される。

金融資産は、ファンドが当該資産に関するほとんどすべてのリスクおよび経済価値を譲渡した場合、または当該資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利が期限切れとなった場合に、認識が中止される。

金融負債は、当該負債に基づくファンドの債務が弁済、失効または満期になった場合に認識が中止される。

投資取引および評価

投資取引は、取引日基準で計上される。実現損益は、先入先出法（FIFO）で計算される。資産は、当初購入価格で認識される。その後、上場先物取引の未決済ポジションは、評価日に当該取引所が発表した受渡価格の終値を用いて評価される。為替先渡契約の未決済ポジションは、評価日においてポジションの解消に要した、かかる契約の時価を用いて評価される。為替差損益を控除／加算した、実現および未実現損益はともに結合包括利益計算書に計上されている。

当初証拠金は、先物契約の締結に際してブローカーに支払われる。先物契約が未決済の年度中、契約の評価額の変動は、各営業日の終了時における契約の公正価値を反映させる日々の「値洗い」によって、未実現損益として認識される。未実現損失と未実現利益のどちらが生じたかに応じて、値洗差金がブローカーに支払われるか、またはブローカーから受取られる。

米国財務省証券ストリップス債は当初取得原価で評価され、その後結合財政状態計算書日に公正価値で計上され、未実現損益の変動は結合包括利益計算書に含まれる。

運用投資信託への投資は、当初取得原価で評価され、その後、結合財政状態計算書日現在の受益証券の一口当たり純資産価格（NAV）で計上される。両方の測定は当該投資の公正価値の近似値となる。

ファンドは、結合財政状態計算書に含まれるすべての投資のリスクおよび経済価値を保持する。かかる投資の未実現損益の変動は、結合包括利益計算書に計上されている。かかる投資は、すべての報酬、経費およびその他費用が関連ファンドに計上された後の金額で表示される。

非上場オープン・エンド型投資信託における株式または債券の評価には、当該評価日の営業終了時の受益証券の一口当たり純資産価格が使用される。もし実際の一口当たり純資産価格が入手できない場合は、運用投資ファンドは直近で入手可能な実際の、もしくは見積もりの受益証券の一口当たり純資産価格で評価される。

外貨換算

（a）機能および表示通貨

ファンドの主要な目的は、資本調達通貨である、米ドル建てで利益を生み出すことである。ファンドの流動性は、ファンドの受益証券の発行および買戻しに対処するために、米ドル建てで日々運用されている。ファンドのパフォーマンスも米ドル建てで評価される。

従って、米ドルが対象となる取引、事象および状況に関する経済的影響を最も誠実に反映する通貨であるとみなされるため、ファンドの機能通貨および表示通貨は米ドルである。

（b）取引および残高

外貨建て取引は、取引日の為替レートを用いて機能通貨に換算される。かかる取引決済および年度末の為替レートを用いた外貨建て金融資産や金融負債の換算から発生する為替損益は、結合包括利益計算書で認識される。

損益を通じて公正価値で測定される金融資産および負債の換算差額は公正価値損益の一部として計上される。

相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額の相殺に法的強制力があり、かつ純額決済する予定である場合、または資産の売却と負債の決済を同時に行う場合は、結合財政状態計算書において相殺された純額で計上される。

収益の認識

収益は、ファンドに経済的利益がもたらされる可能性が高く、またその収益が確実に測定できることが予想される範囲で認識される。

設定費

ファンドの初回立上げおよびかかる受益証券の発行に直接帰属される支出は、結合包括利益計算書で即時に償却されている。この処理は英文目論見書に記載された買戻目的でのファンドの受益証券の評価とは一致しないが、財務報告のために適用する必要がある。2011年度の買戻目的のNAVと結合財務書類上のNAVとの調整は注記14に記載されている。

受益証券

受益証券は、2021年10月31日（満期日）に受益証券一口当たり最低金額を引き渡す契約上の義務があるため（債務保証により）、金融負債として分類されている。

受益証券は受益証券保有者の選択で買戻し可能である。受益証券は、ファンドの英文目論見書で設定された買戻条件に基づきファンドに買い戻される。受益証券保有者がファンドにその受益証券の買戻しを請求する権利を行使した場合、受益証券は結合財政状態計算書日時点で支払うべき買戻金額で計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、契約条件に従い、発生主義で結合包括利益計算書に計上される。

費用

すべての費用は、発生主義で結合包括利益計算書に計上される。

３．ブローカー勘定残高

ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー、ドイチェ・バンク、MFグローバルUKリミテッド、クレディ・スイスおよびJPモルガン・チェース・バンク・エヌエー（以下「ブローカー」という。）への預金または未払金残高は、委託証拠金に充当するためのブローカーへの預金または未払金を表す。トレーディング・カンパニーが、ある通貨で借入れを行った場合、支払利息がその他の通貨の残高に係る受取利息によって相殺される額を下回っていたとしても、支払利息が生じることがあり、逆の場合も同様である。

トレーディング・カンパニーは、MFグローバルUKリミテッドの米連邦倒産法第11章の適用申請／米証券投資家保護公社（SIPC）管理の前に同社を清算ブローカーとして使用することを停止しており、したがってMFグローバル・グループの企業との取引は一切行っていない。2012年4月30日現在におけるMFグローバルUKリミテッドに対するエクスポージャーに重要性はない。

４．損益を通じて公正価値で測定する投資

2012年４月30日現在

	公正価値 (米ドル)	純資産価格に 対する比率 (%)
AHLプログラム		
- 商品 - 現金決済	(229,968)	(0.05)
- 商品 - 受渡決済	(127,407)	(0.03)
- 為替先渡契約	250,547	0.06
- 為替先物	15,003	-
- 先渡契約	124,979	0.03
- 指数先物	(270,144)	(0.06)
- 金利先物	1,457,591	0.34
- 短期金利先物	725,261	0.17

マン・ストラテジーズ・ホールディングスSPC：
 クラスAISI2ホールディングス - 米ドル株
 （旧グレンウッド・インベストメント・ストラテジーズSPC -
 グレンウッドISホールディングス・クラス6米ドル株）

53,391,035	12.61
55,336,897	13.07

AHLプログラム

- 為替先渡契約	227,534	0.05
- 先渡契約	(290,892)	(0.06)
	(63,358)	(0.01)

2011年4月30日現在

	公正価値 (米ドル)	純資産価格に 対する比率 (%)
AHLプログラム		
- 商品 - 現金決済	4,995,643	0.91
- 商品 - 受渡決済	1,004,977	0.18
- 為替先渡契約	14,487,800	2.63
- 為替先物	209,699	0.04
- 先渡契約	3,868,619	0.70
- 指数先物	4,410,414	0.80
- 金利先物	(1,486,113)	(0.27)
- 短期金利先物	2,470,619	0.45
マン・ストラテジーズ・ホールディングスSPC： クラスAISI2ホールディングス - 米ドル株 （旧グレンウッド・インベストメント・ストラテジーズSPC - グレンウッドISホールディングス・クラス6米ドル株）	132,428,465	24.03
	162,390,123	29.47

5. 損益を通じて公正価値で測定する投資の実現利益 / (損失) および未実現純利益 / (損失) の変動

2012年4月30日終了年度

	実現損失 (米ドル)	未実現利益 / (損失) の変動 (米ドル)
AHLプログラムおよび債券ヘッジ	(31,453,896)	(28,079,155)
マン・ストラテジーズ・ホールディングスSPC： クラスAISI2ホールディングス - 米ドル株 （旧グレンウッド・インベストメント・ストラテジーズSPC - グレンウッドISホールディングス・クラス6米ドル株）	(755,958)	(13,033,065)
	(32,209,854)	(41,112,220)

2011年4月30日終了年度

	実現利益 (米ドル)	未実現利益 / (損失)の変動 (米ドル)
AHLエボリューション・リミテッド	3,912,318	(5,194,015)
AHLプログラムおよび債券ヘッジ	47,133,247	21,052,285
マン・ストラテジーズ・ホールディングスSPC： クラスAISI2ホールディングス - 米ドル株 (旧グレンウッド・インベストメント・ストラテジーズSPC - グレンウッドISホールディングス・クラス6米ドル株)	1,021,905	6,049,207
	52,067,470	21,907,477

6. 報酬および費用

運用報酬および成功報酬

AHLプログラム

AHLプログラムのエクスポージャーは、AHL運用勘定への配分により得られる。「AHL勘定」および「名目AHL勘定価値」とは、この投資のことである。

運用報酬は、当該暦月中にAHLプログラムによって生じた買戻し金額および（AHL勘定に配分されたすべての費用を控除した後に計算された）損益の金額を参照することによって調整された、直前暦月初めにおける名目AHL勘定価値に対して1%の4分の1（年率約3%）が、毎月の各取引日に後払いで支払われる。

成功報酬は、AHLプログラムによって生じた新規純利益（かかる成功報酬を控除する前のAHL勘定に含まれている資産に帰属する、リスク移転および清算費用の部分を含む、ブローカー手数料、運用報酬および配賦された登録事務代行報酬を控除後）の20%に等しい比率で計算される。疑義を避けるために明記すれば、AHLプログラムからの配分および引出しの変動を反映させるために、計算のベンチマークに対して調整が行われることがある。

AHLプログラムに関する運用報酬および成功報酬は、マーケティング・アドバイザー業務および投資運用業務の対価としてマン・インベストメンツ・エイ・ジーに支払われる。

マルチ・マネージャー・ポートフォリオ

マルチ・マネージャー・ポートフォリオは、マン・ストラテジーズ・ホールディングスSPC：クラスAISI2ホールディングス - 米ドル株（旧グレンウッド・インベストメント・ストラテジーズSPC - グレンウッドISホールディングス・クラス6米ドル株）への投資を含む。

運用報酬は、当該暦月中の買戻し金額および取引日の投資エクスポージャーに対して行われた変動に当該暦月中に生じた投資損益を加えた金額を参照することによって調整された、直前暦月初めにおける投資エクスポージャーの1.5%の12分の1（年率約1.5%）が、毎月の各取引日に後払いで支払われる。

成功報酬は、（マルチ・マネージャー・ポートフォリオの運用報酬控除後の）新規純利益の10%に等しい比率で計算される。

上述の運用報酬および成功報酬の金額は以下の表の通りである。

2012年4月30日終了年度

	運用報酬 (米ドル)	成功報酬 (米ドル)	合計 (米ドル)
AHLプログラム	9,673,254	-	9,673,254
マルチ・マネージャー・ポートフォリオ	2,869,522	-	2,869,522

12,542,776	-	12,542,776
------------	---	------------

2011年4月30日終了年度

	運用報酬 (米ドル)	成功報酬 (米ドル)	合 計 (米ドル)
AHLプログラム	16,846,594	225,928	17,072,522
マルチ・マネージャー・ポートフォリオ	4,992,831	-	4,992,831
	21,839,425	225,928	22,065,353

取引およびブローカー手数料

3,224,418米ドル（2011年：5,615,531米ドル）の取引費用およびブローカー手数料が、取次ブローカーであるマン・インベストメンツ・エイ・ジーに支払われた。取引所およびその他第三者の費用を賄う協会手数料503,981米ドル（2011年：1,889,368米ドル）が、ブローカーに支払われた。

協会手数料を含む取引費用およびブローカー手数料は、当該暦月中にAHLプログラムによって生じた（AHL勘定に配分されたすべての費用を控除した後に計算された）損益の金額を参照することによって調整された、直前暦月の月初におけるAHLの名目価値に対する1%の12分の1（年率約1%）で計算される。

取引契約報酬

取引契約報酬は、既存する投資に対する投資エクスポージャーの0.05%が、毎月の取引日に後払いで、マン・インベストメンツ・エイ・ジーに支払われる。かかる既存投資は、投資家からの買戻しに必要な資金を調達するため、トレーディング・カンパニーから非流動投資を購入する際に備えてのものである。

リスク移転報酬

リスク移転報酬は、月中の受益証券数の変動価値を参照することによって調整された、報酬支払月の月初における受益証券の純資産価額合計額に対する1%の12分の1（年率約1%）が、毎月の各取引日に後払いで、マン・インベストメンツ・エイ・ジーに支払われる。

保証報酬

保証報酬は、四半期毎に後払いで、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「保証銀行」という。）に支払われる。報酬は、該当する証券保管会社によって保全された保証債務の年率0.25%で計算される。

登録事務代行報酬

登録事務代行報酬は、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「登録事務代行会社」という。）によって課せられ、年間報酬はNAVの0.06%である。

受益者サービス代行契約に規定される、受益者数に基づく四半期毎の変動報酬は、マン・コーポレート・サービシズ（アイルランド）リミテッドの受益者サービス代行会社としての業務に対して支払われる。受益者サービス代行会社への報酬は0（2011年：1,000米ドル）であり、2012年4月30日現在の未払残高は3,600米ドル（2011年：2,600米ドル）であった。

評価報酬

評価報酬は、トレーディング・カンパニーへの業務提供の対価として、各評価日における受益証券の一口当たり純資産価格の0.15%の12分の1（年率約0.15%）に、当該日の発行済受益証券口数を乗じて毎月計算され、年間最低額を25,000米ドルとする条件で、四半期毎に後払いでマン・バリュエーション・サービシズ・リ

ミテッド（以下「MVSL」という。）に支払われる。

MVSLは、評価サービスをシトコ・ファンド・サービスズ（バミューダ）リミテッドに委託している。

受取利息／支払利息

受取利息は、銀行残高に対して受領した金額およびブローカーが保有している現金残高および委託証拠金に関するブローカー残高に対して受領した金額からなる。

支払利息は、借入金残高に課される金額ならびにブローカーに対する未払いの現金残高および委託証拠金に関するブローカー残高に対して課される金額からなる。

代行協会員報酬

代行協会員報酬は、各評価日における受益証券の一口当たり純資産価格に、当該評価日の発行済受益証券口数に乗じた金額の年率0.5%を代行協会員の業務に対して四半期毎に後払いで代行協会員である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社に支払われる。

7．財務リスク管理

全体的リスク管理

ファンドの投資目標を達成するため、ファンドは特定レベルの財務リスクを引き受ける。ファンドの投資活動により、市場リスク（価格リスク、金利リスクおよび通貨リスクを含む）、信用リスクおよび流動性リスクといった多岐にわたる財務リスクにさらされることになる。

トレーディング・カンパニーは、AHLプログラムおよびマルチ・マネージャー・ポートフォリオへの投資により利益を得ることを目指している。

トレーディング・カンパニーの取締役会は、トレーディング・カンパニーレベルのリスクと投資先の投資レベルのリスクの2つの主要なリスクレベルを区別している。従って、マン・インベストメンツ・リミテッド（投資運用会社）は、トレーディング・カンパニーおよび投資先の投資の両者に関するリスク管理の手続きを実行している。

トレーディング・カンパニーレベル

トレーディング・カンパニーレベルのリスク管理は、投資前、投資後リスク管理に分割することができる。投資前リスク管理においては、資産配分およびポートフォリオ構築が決定される。その後、リスク管理においては、リスク・リターン分析の実施、関連のあるトレーディング・カンパニーの特定のポートフォリオ制限および投資ガイドラインのモニタリング、トレーディング・カンパニーレベルにおける通貨、金利、信用リスクおよび流動性リスクの管理などが行われ、資産配分およびポートフォリオ構築のための関連する調整が行われる。

リスク分析またはポートフォリオを商品ガイドラインに沿った形に戻す必要性により、ポートフォリオのリバランスが行われることになる。リバランスは通常、投資運用会社のポートフォリオ管理チームが毎月実施する。

投資先の投資レベル

AHL

AHLプログラムの場合、ファンドの取引活動はAHLによって運用される。AHLは、特殊な投資手法、高度技術および日次リスク・コントロールを通じ、100を超える多種多様な国際市場の価格変動から利益を得る機会を特定する。

AHLプログラムは、価格の上昇および下落傾向を特定し、そこから利益を得ることを目的としている。取引は24時間行われ、リアルタイムの価格情報を使い、多岐にわたるグローバル市場の価格変動に対応している。投資規定は、組織的枠組みの中で実行されている。

AHLは、業界標準の手法であるバリュー・アット・リスク（VaR）に似た独自の計測手法を含む多数のリスク

尺度を採用しており、過去データに基づいたストレス・テストを毎日実施している。特定されたリスクに応じ、AHLは取引を行う市場のエクスポージャーを変える。

ほぼすべてのデリバティブ契約は、証拠金に基づいて取引されている。投資運用会社は、個々の取引所の規定および内部のガイドラインに従って証拠金を維持することにより、これらの取引に関連するリスクに対処する。投資運用会社はまた、ファンドの市場リスクおよび取引相手方リスクの対処および制御、取引活動および証拠金水準の日々の監視、ならびに必要なに応じて追加の担保差入れまたはポジションを減らすことにおいて積極的な役割を果たしている。

マルチ・マネージャー・ポートフォリオ

マルチ・マネージャー・ポートフォリオは、投資運用会社によって運用され、運用勘定または第三者への投資である投資先運用会社への配分により構成される。

マルチ・マネージャー・ポートフォリオの投資先投資レベルでのリスク管理は、投資前リスク管理と継続的リスク管理に分割することができる。

投資前リスク管理には、投資先運用会社が健全な取引戦略、活発な事業インフラおよび適切なリスク管理プロセスを持っていることを確認するためのデュー・デリジェンス・プロセスが含まれる。

運用勘定の場合、投資運用会社は完全なポートフォリオの透明性を有する。それには、プライム・ブローカーが保有するポートフォリオ、ポジションおよび損益データへのオンラインでのアクセスが含まれ、完全なポートフォリオ、ポジションおよび損益データはプライシングエージェントから独立して再評価、調整される。専任のリスク管理チームはエクスポージャーおよびリスク特性を日々モニターし、より高いレベルの透明性を利用するために追加のツールが使用される。日次のリスク例外レポートで、セクターおよびポジションの集中、レバレッジ、マージン、相関またはVaRなどのリスク測定のすべての範囲に関し現在の水準と事前に設定された限度額とを比較している。

第三者ファンドへの投資の場合、投資先投資レベルのリスクは投資先の投資運用会社によって管理される。投資運用会社は、投資先の投資ファンドマネージャーから、純資産価額の見積りデータの報告を毎週受け、ファンドの運用管理者から最終純資産価額を毎月受け取っている。リターンの一貫性および配分、ドローダウン分析および突発的リターンの発生などを含む、リスクおよびリターンの特性を組織的にモニタリングしている。戦略ドリフトが、同業グループと比較した当該ファンドのパフォーマンス分析により、さらに査定される。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替レートおよび株価などの市場の変数の変動により、金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクのことである。

投資運用会社は多くのリスク尺度を使用するが、その中でも一般的によく知られているのが年間変動率である。年間変動率はリスクの指標であり、過去12か月間の受益証券の一口当たり純資産価格に関するリターンの標準偏差として計算される。

受益証券の一口当たり純資産価格をベースとしていることから、年間変動率には、過去12か月間の金利変動や通貨換算差額の影響を含むファンドのパフォーマンス特性が全て組み込まれている。ファンドの直接投資が変わっても、投資先の投資が採用する投資戦略は大幅には変化することはない。これは、ファンドがさらされているリスクおよびリターン特性が概して変化していないことを意味する。

年間変動率は月次収益の通常の分布を前提とするが、それはヘッジファンドの活動には完全に当てはまらないため、年間変動率には限界がある。年間変動率はまた、より多くのデータ点が存在するほどより精度の高い指標となる。年間変動率は過去データをベースとしている。それは取引実績を保証するものではない。また、過去の実績は将来の実績や結果を示すものではない。

2012年4月30日に終了した1年間のファンドの年間変動率は11.76%（2011年：15.86%）だった。

価格リスク

価格リスクとは、金融商品の価値に直接または間接的に影響を及ぼす市場環境が原因で、金融商品の価格が変動するリスクを指す。

ファンドは、投資による価格リスクにさらされている。かかる投資に関する取引戦略の性質により、市場要素と投資の予測価格の間には明確な直接的関係は確立できない。

価格リスクは、上述の全体的リスク管理プロセスにより管理されている。

為替リスク

為替リスクとは、為替レートの変動が原因で、金融商品の公正価格または将来キャッシュ・フローが変動するリスクを指す。

トレーディング・カンパニーが証券取引口座を保有するAHLプログラムへの配分の場合、ファンドは、プログラム内の通貨エクスポージャーをモニタリングする積極的な手続きを有する。ファンドは、非米ドル通貨を自国通貨へ定期的に転換することに加え、各主要通貨の当初委託証拠金をファンドの機能通貨に対してヘッジすることにより、為替リスクを軽減している。

外貨建て貨幣性資産および貨幣性負債の概要は以下のとおりである。

2012年4月30日現在

金額は相当する米ドルで表示されている。

	豪ドル	スイスフラン	ユーロ	英ポンド	韓国ウォン	米ドル	その他	合 計
流動資産								
銀行預金	-	-	(149,893)	-	-	9,073,110	(1,163,806)	7,759,411
ブローカー勘定残高	2,010,475	(1,724,245)	3,898,067	1,451,950	2,876,500	8,504,784	8	17,017,539
損益を通じて公正価値で測定する投資	92,524	(65,568)	1,402,420	(113,672)	(19,720)	54,143,210	(102,297)	55,336,897
損益を通じて公正価値で測定する米国財務省証券ストリップス債	-	-	-	-	-	359,520,018	-	359,520,018
米国財務省証券ストリップス債の売却未収金	-	-	-	-	-	4,808,632	-	4,808,632
流動資産合計	<u>2,102,999</u>	<u>(1,789,813)</u>	<u>5,150,594</u>	<u>1,338,278</u>	<u>2,856,780</u>	<u>436,049,754</u>	<u>(1,266,095)</u>	<u>444,442,497</u>
流動負債								
ブローカー未払金	-	-	-	-	-	(1,268,851)	1,165,706	(103,145)
損益を通じて公正価値で測定する投資	(256,453)	124	-	52,497	-	227,535	(87,061)	(63,358)
受益証券買戻しに係る未払金	-	-	-	-	-	(5,926,824)	-	(5,926,824)
未払金および未払費用	-	-	-	(41,741)	-	(3,475,186)	-	(3,516,927)
借入金	-	-	-	-	-	(11,497,594)	-	(11,497,594)
流動負債合計	<u>(256,453)</u>	<u>124</u>	<u>-</u>	<u>10,756</u>	<u>-</u>	<u>(21,940,920)</u>	<u>1,078,645</u>	<u>21,107,848</u>
純資産	<u>1,846,546</u>	<u>(1,789,689)</u>	<u>5,150,594</u>	<u>1,349,034</u>	<u>2,856,780</u>	<u>414,108,834</u>	<u>(187,450)</u>	<u>423,334,649</u>

2011年4月30日現在

金額は相当する米ドルで表示されている。

	豪ドル	ユーロ	英ポンド	日本円	韓国ウォン	米ドル	その他	合 計
流動資産								

銀行預金	-	-	-	-	-	6,612,577	-	6,612,577
ブローカー 勘定残高	2,117,430	(1,124,189)	1,499,952	(5,735,796)	6,104,390	71,822,915	8,696,000	83,380,702
損益を通じて 公正価値で 測定する投資	2,077,571	1,584,774	1,563,938	964,101	151,955	154,679,274	1,368,510	162,390,123
前払金および その他資産	-	-	-	-	-	19,873	-	19,873
損益を通じて 公正価値で 測定する 米国財務省証券 ストリップス債	-	-	-	-	-	359,744,893	-	359,744,893
米国財務省証券 ストリップス債 の売却未収金	-	-	-	-	-	8,031,230	-	8,031,230
流動資産合計	4,195,001	460,585	3,063,890	(4,771,695)	6,256,345	600,910,762	10,064,510	620,179,398
流動負債								
受益証券買戻し に係る未払金	-	-	-	-	-	(8,594,952)	-	(8,594,952)
未払金および 未払費用	-	-	(42,961)	-	-	(6,181,147)	-	(6,224,108)
借入金	-	-	-	-	-	(54,298,144)	-	(54,298,144)
流動負債合計	-	-	(42,961)	-	-	(69,074,243)	-	(69,117,204)
純資産	4,195,001	460,585	3,020,929	(4,771,695)	6,256,345	531,836,519	10,064,510	551,062,194

金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の公正価格または将来キャッシュ・フローが変動するリスクである。

ファンドは、米国財務省証券ストリップス債から生じる金利リスクに対するエクスポージャーを軽減する債券ヘッジ・プログラムを運用している。このヘッジ・プログラムは、相殺する債券先物契約を締結することにより効力を発する。

下記の表は、2012年４月30日現在のファンドの金利リスクに対するエクスポージャーを契約上の満期または価格再計算時期のいずれか早い方で示すものである。

2012年４月30日現在

	１か月未満 （米ドル）	１か月以上 １年以下 （米ドル）	１年超 （米ドル）	金利リスクを 伴わないもの （米ドル）	合 計 （米ドル）
流動資産					
銀行預金	7,759,411	-	-	-	7,759,411
ブローカー勘定残高	17,017,539	-	-	-	17,017,539
損益を通じて公正価値で 測定する投資	2,182,852	-	-	53,154,045	55,336,897
損益を通じて公正価値で 測定する米国財務省証券 ストリップス債	-	-	359,520,018	-	359,520,018
米国財務省証券 ストリップス債の 売却未収金	-	-	-	4,808,632	4,808,632
流動資産合計	26,959,802	-	359,520,018	57,962,677	444,442,497
流動負債					
ブローカー未払金	(103,145)	-	-	-	(103,145)
損益を通じて公正価値で 測定する投資	-	-	-	(63,358)	(63,358)
受益証券買戻しに係る 未払金	-	-	-	(5,926,824)	(5,926,824)

未払金および未払費用	-	-	-	(3,516,927)	(3,516,927)
借入金	-	(11,497,594)	-	-	(11,497,594)
流動負債合計	(103,145)	(11,497,594)	-	(9,507,109)	(21,107,848)
金利感応度ギャップ合計	26,856,657	(11,497,594)	359,520,018	48,455,568	423,334,649
累積金利感応度ギャップ	26,856,657	15,359,063	374,879,081	423,334,649	423,334,649

2011年4月30日現在

	1 か月未満 (米ドル)	1 か月以上 1 年以下 (米ドル)	1 年超 (米ドル)	金利リスクを 伴わないもの (米ドル)	合 計 (米ドル)
流動資産					
銀行預金	6,612,577	-	-	-	6,612,577
ブローカー勘定残高	83,380,702	-	-	-	83,380,702
損益を通じて公正価値で 測定する投資	984,506	-	-	161,405,617	162,390,123
前払金およびその他資産	-	-	-	19,873	19,873
損益を通じて公正価値で 測定する米国財務省証券 ストリップス債	-	-	359,744,893	-	359,744,893
米国財務省証券 ストリップス債の 売却未収金	-	-	-	8,031,230	8,031,230
流動資産合計	90,977,785	-	359,744,893	169,456,720	620,179,398
流動負債					
受益証券買戻しに係る 未払金	-	-	-	(8,594,952)	(8,594,952)
未払金および未払費用	-	-	-	(6,224,108)	(6,224,108)
借入金	-	(54,298,144)	-	-	(54,298,144)
流動負債合計	-	(54,298,144)	-	(14,819,060)	(69,117,204)
金利感応度ギャップ合計	90,977,785	(54,298,144)	359,744,893	154,637,660	551,062,194
累積金利感応度ギャップ	90,977,785	36,679,641	396,424,534	551,062,194	551,062,194

以下の分析は、他の変数を一定にした場合の、合理的に可能な金利水準の変動による純資産への影響の見積りを表している。実務的には、実際の取引結果は、この感応度分析とは異なり、重要な差異が生じる場合がある。

下表は、他の変数を一定にして、金利が50ベース・ポイント（bp）増減した場合の、純資産への影響の詳細である。

2012年4月30日現在

	1 か月未満	1 か月以上 1 年以下	1 年超	金利リスクを 伴わないもの	合 計 (米ドル)
純資産の変動 (50bp上昇)	26,990,940	(11,555,082)	361,317,618	48,455,568	425,209,044
純資産の変動 (50bp低下)	26,722,374	(11,440,106)	357,722,418	48,455,568	421,460,254

2011年4月30日現在

1 か月未満	1 か月以上 1 年以下	1 年超	金利リスクを 伴わないもの	合 計
--------	-----------------	------	------------------	-----

（米ドル）

純資産の変動 （50bp上昇）	91,432,674	(54,569,635)	361,543,617	154,637,660	553,044,316
純資産の変動 （50bp低下）	90,522,896	(54,026,653)	357,946,169	154,637,660	549,080,072

金利リスクに晒されていない負債は、未払金および未払費用、ならびに未払借入金利息（複利でない）から構成される。これらの金額は通常1四半期以内、すべての場合で1年以内に契約上の決済が要求される。

信用リスク

信用リスクとは、発行体または取引相手方当事者が、ファンドと締結した契約を履行することができなくなるリスクである。

各クラスのデリバティブ商品以外の認識済み金融資産に関して、取引相手方当事者が義務を履行しなかった場合における2012年4月30日現在の信用リスクに対するファンドの最大エクスポージャー（保有している担保またはその他の有価証券の価値を考慮しない。）は、結合財政状態計算書の当該資産の簿価である。

デリバティブ金融商品に関しては、取引相手方当事者が契約または取決めに基づく義務を履行しない可能性により信用リスクが発生する。信用リスクは、取引相手方当事者の分散および集中リスクの定期的なモニタリングを通じ、AHLプログラムに関して軽減されている。

エクスポージャーのうち大きいものは、保証会社であり、ブローカーである、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー、ドイチェ・バンクおよびシティバンク（以下、「銀行」という。）に対するものである。

投資運用会社は、すべての取引相手方当事者に関して、それらがファンドに対するサービス提供者または取引相手方当事者となる前に、デュー・ディリジェンスを実施しており、かかる手続きには信用力の確認が含まれる。ファンドの銀行、保証会社、およびその他の貸し手に関する信用の質は、定期的に監視され、分配の決定の際に考慮される。

流動性リスク

一般にファンドは、買戻し請求の通知期間がファンドよりも短い運用投資ファンドに投資するか、運用投資ファンド内の投資をファンドから購入することができるようにディーリング・アレンジを利用する（購入日における受益証券1口当たりの最終入手可能価格と等しい価格での流動性が不十分である場合）ため、ファンドの流動性リスクは極めて小さい。

AHLが運用する口座は流動性が高いポジションのみが含まれているため、AHL運用口座への配分が負う流動性リスクは最小限である。

原投資の流動性リスクは、上記の一般的な管理に従って、これらのファンドの投資運用会社によって管理される。

8. 金融商品

投資の分類

IFRS第7号で規定された階層に基づき、ファンドは投資を3つのレベルに分類している。金融商品は、その公正価値の算出に使用されるデータによって分類される。レベル1の投資は、活発な市場での未調整の市場価格からのデータを使用する。レベル2の投資は、市場価格以外のデータを反映するが、運用投資ファンドが買い戻される価格など、観察可能な市場データを使用する。レベル3の投資は観察不可能なデータを使用して評価される。

AHLのポジションは、一部がレベル1、その他はレベル2に分類されている。分類は、取引される特定の商品によって決まる。先物契約は、活発な市場で自由な価格で取引されるため、レベル1として分類される。先渡契約は観察可能な市場データを用いたモデルを使用して価格が決定されるため、レベル2として分類される。

米国財務省証券ストリップス債への投資は店頭市場で取引されるため、2012年および2011年4月30日終了年度では、レベル2資産に分類されている。

ファンドはレベル3の投資を保有していない。

2012年4月30日現在

損益を通じて公正価値で測定する投資 - トレーディング目的

	公正価値 レベル1 (米ドル)	公正価値 レベル2 (米ドル)	公正価値 合計 (米ドル)
AHLプログラム			
- 商品 - 現金決済	(229,968)	-	(229,968)
- 商品 - 受渡決済		(127,407)	(127,407)
- 為替先渡契約	-	250,547	250,547
- 為替先物	15,003	-	15,003
- 先渡契約	-	124,979	124,979
- 指数先物	(270,144)	-	(270,144)
- 金利先物	1,457,591	-	1,457,591
- 短期金利先物	725,261	-	725,261
マン・ストラテジーズ・ホールディングス SPC：クラスAIS12ホールディングス - 米ドル 株（旧グレンウッド・インベストメント・ス トラテジーズSPC - グレンウッドISホール ディングス・クラス6米ドル株）	-	53,391,035	53,391,035
米国財務省証券ストリップス債	-	359,520,018	359,520,018
	<u>1,697,743</u>	<u>413,159,172</u>	<u>414,856,915</u>
AHLプログラム			
- 為替先渡契約	-	227,534	227,534
- 先渡契約	-	(290,892)	(290,892)
	<u>-</u>	<u>(63,358)</u>	<u>(63,358)</u>

2011年4月30日現在

損益を通じて公正価値で測定する投資 - トレーディング目的

	公正価値 レベル1 (米ドル)	公正価値 レベル2 (米ドル)	公正価値 合計 (米ドル)
AHLプログラム			
- 商品 - 現金決済	4,995,643	-	4,995,643
- 商品 - 受渡決済	-	1,004,977	1,004,977
- 為替先渡契約	-	14,487,800	14,487,800
- 為替先物	209,699	-	209,699
- 先渡契約	-	3,868,619	3,868,619
- 指数先物	4,410,414	-	4,410,414

- 金利先物	(1,486,113)	-	(1,486,113)
- 短期金利先物	2,470,619	-	2,470,619
マン・ストラテジーズ・ホールディングス SPC：クラスA1S12ホールディングス - 米ドル 株（旧グレンウッド・インベストメント・ス トラテジーズSPC - グレンウッドISホール ディングス・クラス6米ドル株）	-	132,428,465	132,428,465
米国財務省証券ストリップス債	-	359,744,893	359,744,893
	10,600,262	511,534,754	522,135,016

デリバティブ金融商品取引

ファンドは、トレーディング・カンパニーを通じて、原資産、インデックス、通貨または金利にその価値が基づいている先物および先渡しを含む、デリバティブ金融商品取引を行う。契約金額または想定元本ではなく、未実現純損益が、取引による概算の将来のキャッシュ・フローを表している。なぜなら、ファンドは通常、日々純額ベースで、各ブローカーによって決済される反対売買契約を締結することでポジションを解消するからである。

米国財務省証券ストリップス債

保証銀行、トレーディング・カンパニー、およびゼロ・クーポン債発行会社の間で締結された2008年7月28日付けの保証枠設定契約に従い、ファンドは満期日に、プロフィット・ロックイン構造の結果として、当初元本に加えて追加金が払い戻されることが保証されている。この目的を達成するために、ゼロ・クーポン債発行会社は、2008年10月8日付で米国財務省証券ストリップス債（以下「証券」という。）を購入した。

2012年4月30日現在に保有していた証券の取得原価は160,316,258米ドルおよび87,695,448米ドル（2011年：198,470,595米ドルおよび103,092,950米ドル）であり、2021年5月15日および2021年8月15日にそれぞれ額面総額275,179,000米ドルおよび153,771,000米ドルが満期を迎える。発行体の現行の信用度および現行金利を考慮した、2012年4月30日現在の公正価値はそれぞれ、231,398,021米ドルおよび128,121,997米ドル（2011年：236,152,444米ドルおよび123,592,449米ドル）であった。

保証銀行の保証を受けるため、証券が担保として差し入れられる。

プロフィット・ロックイン

（2008年7月28日付けの保証枠設定契約に詳述されている）プロフィット・ロックイン構造が存在する。

トレーディング・カンパニーの運用実績に従って、受益証券に帰属する新規運用純利益の一定割合は、追加の適格担保（通常は米国財務省証券ストリップス債）の購入に用いられ、投資運用会社と保証銀行の書面による事前合意があれば、ファンドはこれを移転および担保保管会社に担保として差し入れることができる。かかる差入れを受けて、保証銀行は、ファンドおよび登録事務代行会社に対して、発行済みおよび満期日に買い戻されることになっている各受益証券の保証額が増額したことを書面によって承認する。

当年度および設立以来、プロフィット・ロックインは行使されなかった。

借入金

	2012年4月30日 現在 (米ドル)	2011年4月30日 現在 (米ドル)
マン・インベストメンツ・エイ・ジー	(11,497,594)	(27,911)
ホワイト・モーフ・ファンディング・リミテッド	-	(54,270,233)

(11,497,594)

(54,298,144)

マン・インベストメンツ・エイ・ジー

トレーディング・カンパニーはその投資の履行を可能とすることを目的に、マン・インベストメンツ・エイ・ジーと非約定ベースの借入契約を締結した。トレーディング・カンパニーは当契約のもとで規定に従った金額を借入、返済または借換えすることができる。当年度において、借入金額は0米ドル～60,523,521米ドル（2011年：0米ドル～77,978,887米ドル）に及んだ。

当契約は毎年更新可能であり、マン・インベストメンツ・エイ・ジー単独の裁量権で、書面による3か月の事前通知により解除することができる。当契約の満期は1年とし、金利はロンドン銀行間取引金利（LIBOR）にマージンを足した利率でかつ2.75%を超えない利率とし、毎年見直される。

支払利息には、借入金に課された397,689米ドル（2011年：308,669米ドル）の利息が含まれ、そのうち2012年4月30日時点の未払利息は0米ドル（2011年：0米ドル）である。

ホワイト・モーフ・ファンディング・リミテッド

2009年9月28日に、トレーディング・カンパニーは、ホワイト・モーフ・ファンディング・リミテッドを貸主とし、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシーをファシリティ・エージェントとする、シニア・リボルビング・ローン・ファシリティ契約（以下「クレジット・ファシリティ」という。）を締結した。このファシリティは2011年5月31日で失効した。トレーディング・カンパニーは、当契約に基づき、その条件に従った金額の借入れ、返済、借換えが可能である。

当年度において、当クレジット・ファシリティに基づく残高は0米ドル（2011年：14,462,791米ドル～58,121,842米ドル）であった。当クレジット・ファシリティによる残高には、2週間物米ドルLIBORにクレジット・ファシリティ契約での一定の条件に従い1.00%から1.75%までのマージンを上乗せされた金利が課される。

支払利息には、クレジット・ファシリティの残高に対して課された0米ドルの利息（2011年は1,061,396米ドル）が含まれ、そのうち2012年4月30日時点の未払利息は0米ドル（2011年は0米ドル）である。

9. 関連当事者

バミューダで設立された法人であるマスター・マルチ・プロダクト・ホールディングス・リミテッドは、トレーディング・カンパニーとゼロ・クーポン債発行会社の普通株を100%所有していることにより関連当事者とされる。

ケイマン諸島で設立された企業であるCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ファンドの最終的な支配権を所有する企業であり、従って関連当事者でもある。

マン・インベストメンツ・リミテッドはトレーディング・カンパニーの投資マネジャーであるため、関連当事者である。マン・インベストメンツ・リミテッドはマン・グループ・ピーエルシーの子会社であるため、マン・グループ・ピーエルシーの全ての子会社も関連当事者である。当事業年度中に、ファンドはマン・グループ・ピーエルシーの以下のその他の子会社と取引を行った：

マン・インベストメンツ・エイ・ジー

マン・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッド および

マン・バリュエーション・サービスズ・リミテッド

これらの関連当事者との取引の詳細は下記の表に示されている。

マン・グループ・ピーエルシーのグループ会社は、注記4に記載されているように、ファンドのすべての投資先企業の活動にも様々な役割で関わっている。

コンヤース・ディル・アンド・ピアマン・リミテッドは、ドーン・グリフィスがトレーディング・カンパ

ニーとゼロ・クーポン債発行会社の取締役であると同時に、同法律事務所のパートナーでもあるため、関連当事者である。

フィリップ・M・ボドマンは、マン・グループ・ピーエルシーの子会社であるマン・インベストメンツ（CH）エイ・ジー、ガーンジー支店で雇用されており、やはりマン・グループ・ピーエルシーの子会社であるマン・ファンド・マネジメント（ガーンジー）リミテッドの取締役である。

以下は、ファンドと関連当事者の間に発生した取引である。

2012年4月30日終了年度

関連当事者	報酬の種類	報酬合計 （米ドル）	未払報酬 （米ドル）
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー （ケイマン）リミテッド	取締役報酬	17,400	3,778
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー （ケイマン）リミテッド	受託報酬	47,710	14,524
マン・コーポレート・サービスズ （アイルランド）リミテッド	登録事務代行報酬	924	-
マン・コーポレート・サービスズ （アイルランド）リミテッド	副登録事務代行報酬	10,500	-
マン・コーポレート・サービスズ （アイルランド）リミテッド	受益者サービス代行報酬	-	3,600
マン・インベストメンツ・エイ・ジー	取引およびブローカー手数料	3,224,418	388,167
マン・インベストメンツ・エイ・ジー	取引契約報酬	260,678	31,710
マン・インベストメンツ・エイ・ジー	マンの借入金の利息費用	397,689	-
マン・インベストメンツ・エイ・ジー	運用報酬	12,542,776	1,517,728
マン・インベストメンツ・エイ・ジー	リスク移転報酬	4,696,097	711,657
マン・パリュエーション・サービスズ・ リミテッド	評価報酬	701,044	162,703

2011年4月30日終了期間

関連当事者	報酬の種類	報酬合計 （米ドル）	未払報酬 （米ドル）
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー （ケイマン）リミテッド	取締役報酬	40,963	3,778
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー （ケイマン）リミテッド	受託報酬	59,733	18,270
マン・コーポレート・サービスズ （アイルランド）リミテッド	登録事務代行報酬	805	-
マン・コーポレート・サービスズ （アイルランド）リミテッド	副登録事務代行報酬	11,000	-
マン・コーポレート・サービスズ （アイルランド）リミテッド	受益者サービス代行報酬	1,000	2,600
マン・インベストメンツ・エイ・ジー	取引およびブローカー手数料	7,504,899	887,777
マン・インベストメンツ・エイ・ジー	取引契約報酬	444,985	70,058
マン・インベストメンツ・エイ・ジー	成功報酬	225,928	-
マン・インベストメンツ・エイ・ジー	マンの借入金の利息費用	308,669	-
マン・インベストメンツ・エイ・ジー	運用報酬	21,839,425	3,463,388
マン・インベストメンツ・エイ・ジー	リスク移転報酬	5,910,316	887,397
マン・パリュエーション・サービスズ・ リミテッド	評価報酬	896,361	134,549
ホワイト・モーフ・ファンディング・ リミテッド	借入金支払利息	-	-

10．資本と受益証券

普通株式

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、それぞれ、一株の額面が１米ドルの普通株式50,000株に分割された50,000米ドルの授權資本を所有している。各社は、払込請求に関係なく、100%の議決権を有する普通株式1,000株を発行した。

トレーディング・カンパニーとゼロ・クーポン債発行会社の普通株式は、バミューダで設立された企業である、マスター・マルチ・プロダクト・ホールディングス・リミテッドによって100%所有されている。

普通株式の所有者は、その普通株式に関して、年5,000米ドルの配当金を受領する権利を有する。トレーディング・カンパニーまたはゼロ・クーポン債発行会社が清算または解散される場合、普通株式の所有者は、その額面価額およびトレーディング・カンパニーまたはゼロ・クーポン債発行会社の剰余資産持分に等しい金額（もし支払われるならば）を受領する権利を有する。しかし、普通株式の所有者は、普通株式の額面価額を超える額に対する権利を放棄することについて取消不能の同意をしており、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社がかかる金額を受益者の利益のために受益証券勘定に含めることを承認した。普通株式は発行されているが、払込請求はされていない。普通株式に対する払込請求がされるまで受取金は発生しない。

受益証券

受益証券は、ファンドが発行する証券による、ファンドの非劣後債務である。

受益証券は、2008年7月14日付の英文目論見書により、受益証券一口当たり１米ドルで募集された。申込期間は2008年9月26日に終了した。

受益証券保有者は、取引日前の暦月の15日より前に送付される書面での通知により、受益証券を買戻価格で買戻請求する権利を有する。買戻価格は、買戻しが実施されることになる取引日直前の評価日における受益証券の一口当たり純資産価格に基づいて算出される。

受益証券の償還日は2021年10月31日であり、同日に受益証券はその純資産価額または米ドル額面価額（プロフィット・ロックイン構造によって固定された金額があれば加算）のうちいずれか大きいほうに等しい金額で償還されることになる。

11. 資本運用

投資家が受益証券を発行および買い戻すことができるため、ファンドの資本は、ファンドに対する買戻しおよび募集の要求により変動しうる。ファンドは外部から課せられた資本規制の対象ではなく、附属定款に記載された以外に受益証券の買戻しに係る制限はない。

資本運用に関するファンドの目的は以下の通りである。

- 附属定款に表示された記載事項、リスク・エクスポージャーおよび期待収益率を満たす投資商品に投資すること
- 多角化したポートフォリオへの投資、デリバティブおよびその他の先進的な資本市場への参入、多岐にわたるヘッジ手法の使用により、資本を保護しながら継続的なリターンを達成すること
- ファンドの費用に充当し、発生した場合に買戻請求に応じるために十分な流動性を維持すること
- ファンドをコスト効率よく運用するために十分な規模を保持すること

ファンドが資本運用に適用する方針およびプロセスに関しては、注記7「財務リスク管理」を参照のこと。

12. 買戻手数料

受益者は受益証券の買戻しを請求することができるが、受益証券を下記の買戻日前に買い戻す場合には以下のとおりの早期買戻手数料を支払うことになる。

取引日および以下の期間における買戻し

2012年10月31日

2012年11月1日から2014年10月31日

買戻手数料

受益証券の一口当たり純資産価格の3%

受益証券の一口当たり純資産価格の1%

2014年11月1日以降に買い戻される受益証券に対する買戻手数料は発生しない。

13. 課税

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、源泉徴収による税、遺産税、相続税、贈与税がない。また、受託会社はケイマン諸島の信託法（2009年改正）に基づき、ケイマン諸島総督に対し、誓約書の発行後50年間にケイマン諸島で制定される、所得、資産、利益もしくは評価益に課せられる税金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される財産もしくはファンドに生じた所得に対し、または当該財産もしくは所得に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約書の発行を申請済みであり、同総督からこれを取得した。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本税または印紙税は課せられない。

毎年の登録手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、いずれも、ケイマン諸島の法律に基づき免税会社として設立され、誓約の日付から20年の間にケイマン諸島で制定される利益、所得、利得または評価益に対して税金を課す法律がトレーディング・カンパニーもしくはゼロ・クーポン債発行会社に対して、適用されることがない旨の誓約をケイマン諸島総督より取得した。

14. 純資産価額に対する評価の調整

2011年度の結合財務書類上の純資産価額と、英文目論見書に従って算出される買戻目的における純資産価額には差がある。

IFRSの下では、設定費は発生した時点で費用計上されなければならない。買戻しのための評価額は、最初の3年間にわたり、設定費を償却して算出される。

2011年度の結合財務書類上の純資産価格と評価・買戻の評価のための受益証券の一口当たり純資産価格との調整は以下の通りである。

2011年4月30日

(米ドル)

結合財務書類での純資産価格

受益証券の一口当たり純資産価格1.0334米ドルの

受益証券533,230,000口

551,062,194

未償却設定費の加算

73,147

月次評価での純資産価格

受益証券の一口当たり純資産価格1.0335米ドルの

受益証券533,230,000口

551,135,341

(3) 【投資有価証券明細表等】

結合財政状態計算書、結合包括利益計算書および結合財務諸表注記を参照のこと。

[次へ](#)

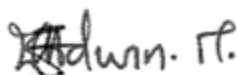
Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Combined statement of financial position

As at 30 April 2012

	Notes	2012 USD	2011 USD
Current assets			
Cash at bank		7,759,411	6,612,577
Balances with brokers	3	17,017,539	83,380,702
Investments – at fair value through profit or loss	4	55,336,897	162,390,123
US Treasury Strips – at fair value through profit or loss	8	359,520,018	359,744,893
Amounts receivable on sale of US Treasury Strips		4,808,632	8,031,230
Prepayments and other assets		–	19,873
Total current assets		444,442,497	620,179,398
Current liabilities			
Balances due to brokers		(103,145)	–
Investments – at fair value through profit or loss	4	(63,358)	–
Amounts payable on redemption of Units		(5,926,824)	(8,594,952)
Accounts payable and accrued expenses	6,9	(3,516,927)	(6,224,108)
Loans payable	8	(11,497,594)	(54,298,144)
Total current liabilities		(21,107,848)	(69,117,204)
Net assets		423,334,649	551,062,194
Which are represented by:			
Liability to Unitholders			
434,670,000 (2011: 533,230,000) Units with a Net Asset Value per Unit of USD 0.9739 (2011: USD 1.0334)	10	423,334,649	551,062,194
		423,334,649	551,062,194

Approved and authorised for issue on behalf of the Trustee on 8 October 2012



Edwin Machingambi



Darren Pott

For and on behalf of CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited

Solely in its capacity as Trustee of Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

The notes on pages 8 to 32 form an integral part of these combined financial statements.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Combined statement of comprehensive income

For the year ended 30 April 2012

	Notes	2012 USD	2011 USD
Income			
Interest income	2,6	359,870	914,130
Net (losses)/gains on foreign currency		(1,475,574)	3,323,716
Change in unrealised gains/losses on investments – at fair value through profit or loss	5	(41,112,220)	21,907,477
Realised (losses)/gains on investments – at fair value through profit or loss	5	(32,209,854)	52,067,470
Change in unrealised gains/losses on US Treasury Strips – at fair value through profit or loss		53,326,964	23,731,924
Realised gains on US Treasury Strips – at fair value through profit or loss		18,219,379	18,370,172
Other income		8,260	294,818
		<u>(2,883,175)</u>	<u>120,609,707</u>
Expenses			
Transaction and brokerage costs	6,9	(3,728,399)	(7,504,899)
Management and incentive fees	6,9	(12,542,776)	(22,065,353)
Risk transfer fees	6,9	(4,696,097)	(5,910,316)
Registrar and secretarial fees	6,9	(293,529)	(370,424)
Interest expense	2,3,6,8	(675,845)	(1,500,884)
Valuation fees	6,9	(701,044)	(896,361)
Agent security company fee	6	(2,335,398)	(2,986,513)
Guarantee fees	6	(1,175,889)	(1,497,485)
Professional fees and general expenses	6,9	(1,026,388)	(2,095,839)
		<u>(27,175,365)</u>	<u>(44,828,074)</u>
Net (loss)/income for the year attributable to Unitholders		<u>(30,058,540)</u>	<u>75,781,633</u>

The notes on pages 8 to 32 form an integral part of these combined financial statements.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Combined statement of changes in amounts attributable to Unitholders

For the year ended 30 April 2012

	2012 USD	2011 USD
Balance at beginning of year	551,062,194	632,531,593
Redemption of 98,560,000 (2011: 160,210,000) Units	(97,669,005)	(157,251,032)
	<u>453,393,189</u>	<u>475,280,561</u>
Net (loss)/income for the year attributable to Unitholders	(30,058,540)	75,781,633
Balance at end of year	<u>423,334,649</u>	<u>551,062,194</u>

Combined statement of changes in equity

For the year ended 30 April 2012

The Trust has had no equity in the current or prior year.

The notes on pages 8 to 32 form an integral part of these combined financial statements.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Combined statement of cash flows

For the year ended 30 April 2012

	2012 USD	2011 USD
Cash flows from operating activities:		
Net (loss)/income for the year attributable to Unitholders	(30,058,540)	75,781,633
Adjustment to reconcile net (loss)/income for the year to net cash provided by operating activities:		
Change in unrealised gains/losses on US Treasury Strips – at fair value through profit or loss	(53,326,964)	(23,731,924)
Realised gains on US Treasury Strips – at fair value through profit or loss	(18,219,379)	(18,370,172)
	<u>(101,604,883)</u>	<u>33,679,537</u>
Net changes in operating assets and liabilities:		
Investments – at fair value through profit or loss	107,116,584	32,084,646
Prepayments and other assets	19,873	72,650
Accounts payable and accrued expenses	(2,707,181)	(1,025,060)
Net cash provided by operating activities	<u>2,824,393</u>	<u>64,811,773</u>
Cash flows from investing activities:		
Proceeds from sales of US Treasury Strips	74,993,816	108,977,831
Net cash provided by investing activities	<u>74,993,816</u>	<u>108,977,831</u>
Cash flows from financing activities:		
Payments on redemption of Units	(100,337,133)	(158,008,996)
Repayment of loans	(42,800,550)	(27,054,769)
Net cash used in financing activities	<u>(143,137,683)</u>	<u>(185,063,765)</u>
Net change in cash and cash equivalents	(65,319,474)	(11,274,161)
Cash and cash equivalents at beginning of year	89,993,279	101,267,440
Cash and cash equivalents at end of year	<u>24,673,805</u>	<u>89,993,279</u>
Cash and cash equivalents consist of:		
Cash at bank	7,759,411	6,612,577
Balances with brokers	17,017,539	83,380,702
Balances due to brokers	(103,145)	–
	<u>24,673,805</u>	<u>89,993,279</u>
Supplemental disclosure of cash flow information:		
Interest received	359,870	914,130
Interest paid	(675,845)	(1,500,884)

The notes on pages 8 to 32 form an integral part of these combined financial statements.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

1. General

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3 (the "Trust") is a unit trust established under the laws of the Cayman Islands on 11 July 2008 and registered under the Cayman Islands Mutual Funds Law (2009 Revision) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (2007 Revision), with the objective to target stable capital growth for commensurate levels of volatility over the medium term. The Trust commenced trading on 14 October 2008.

Man IP 220 International Principal Protected (ZC) 3 Limited (the "Non-Trading Company") was incorporated under the laws of the Cayman Islands on 30 June 2008 to hold US Treasury Strips.

Man IP 220 International Principal Protected Trading 3 Limited (the "Trading Company") was incorporated under the laws of the Cayman Islands on 30 June 2008 in order to segregate the trading activities and related assets, liabilities, revenues and expenses from those of the Non-Trading Company.

2. Summary of significant accounting policies

Basis of accounting

These accompanying combined financial statements are prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS"). The term IFRS includes the IFRS and International Accounting Standards ("IAS"), interpretations issued by the Standing Interpretations Committee ("SIC") and interpretations issued by the International Financial Reporting Interpretations Committee ("IFRIC").

These financial statements combine the accounts of the Trust, its Non-Trading Company and its Trading Company described in Note 1. As the Trust does not own the voting share capital of the Trading Company or the Non-Trading Company, control is not established under IAS 27. As a result of this, the entities are shown as combined rather than consolidated, however results and positions are aggregated with transactions between the Trading Company, Non-Trading Company and the Trust being eliminated. The preparation of these combined financial statements is consistent with the method of the determination of the Net Asset Value as per the Trust Deed.

The following are the significant accounting and reporting policies adopted by the Trust:

Accounting convention

These combined financial statements are prepared under the historical cost convention modified to include the fair valuation of certain financial assets and liabilities.

These combined financial statements, except for cash flow information, are prepared using the accrual basis of accounting.

IFRS 9 "Financial Instruments" (IFRS 9) introduces new requirements for the classification and measurement of financial assets and is effective from 1 January 2015 with early adoption permitted. All recognised financial assets that are currently in the scope of IAS 39 will be measured at either amortised cost or fair value. Under IFRS 9, most financial instruments are expected to be measured at fair value through profit or loss (FVTPL) except for debt instruments that satisfy both a "business model test" and a "contractual cash flow characteristics test", as defined by the Standard, and or if an entity irrevocably designates an equity instrument as at fair value through other comprehensive income (FVTOCI). This new standard is not expected to have significant impact on the current measurement bases for investments held by the Trust.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

2. Summary of significant accounting policies (continued)

Accounting convention (continued)

At the date of authorisation of the combined financial statements there were a number of other Standards and Interpretations which were in issue but not yet effective. The Directors anticipate that the adoption of these Standards and Interpretations in future periods will have no material impact on the combined financial statements of the Trust.

The accounting policies have been consistently applied by the Trust in the current and prior year.

Use of accounting judgements and estimates

The preparation of these combined financial statements in accordance with IFRS requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported and disclosures made in these combined financial statements and accompanying notes, including certain valuation assumptions. Uncertainty, about these assumptions and estimates could result in outcomes that require a material adjustment to the carrying amount of assets or liabilities in the future.

Financial assets and liabilities

Investments in managed investment funds, US Treasury Strips and unrealised gains or losses on open futures and forward positions have been categorised as financial assets and liabilities at fair value through profit or loss.

These financial instruments are designated on the basis that their fair value can be reliably measured and their performance has been evaluated on a fair value basis. Derivative contracts by definition are carried at fair value through profit and loss.

Loans payable are financial liabilities shown at the amounts due to be repaid, which due to the terms of the facility agreements, produces a materially equivalent result to carrying them at amortised cost. Facilities are renewed annually and costs incurred are exposed through the period.

Financial assets are derecognised when the Trust has transferred substantially all the risks and rewards of the assets or the right to receive cash flows from those assets has expired.

Financial liabilities are derecognised when the obligations of the Trust under those liabilities are discharged, cancelled or expire.

Investment transactions and valuation

Investment transactions are accounted for on a trade date basis. Realised gains and losses are calculated on a First In – First Out (“FIFO”) basis. Assets are initially recognised at their purchase price. Subsequently, open positions in exchange traded futures are valued using settlement prices issued by the relevant exchange at the close of business on the date of valuation. Open positions in forward foreign exchange contracts are valued using the market price of the contract required to close out the position on the date of valuation. Both realised and unrealised gains and losses, net of foreign exchange, are included in the combined statement of comprehensive income.

Initial margin deposits are paid to the brokers upon entering into futures contracts. During the year the futures contracts are open, changes in the value of the contracts are recognised as unrealised gains or losses by “marking-to-market” on a daily basis to reflect the fair value of the contracts at the end of each day’s trading. Variation margin payments are made to, or received from, the brokers depending upon whether unrealised losses or gains are incurred.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

2. Summary of significant accounting policies (continued)

Investment transactions and valuation (continued)

The US Treasury Strips are initially valued at cost and then carried at fair value at the combined statement of financial position date, with changes in unrealised gains or losses included in the combined statement of comprehensive income.

The investments in managed investment funds are initially valued at cost and then carried at their Net Asset Value ("NAV") per unit at the combined statement of financial position date. Both measures approximately represent the fair value of such investments.

The Trust retains the risks and rewards of all investments included in the combined statement of financial position. Changes in unrealised gains or losses on these investments are included in the combined statement of comprehensive income. These investments are stated after all fees, costs and other expenses have been charged to the relevant fund.

Shares or bonds in non-listed open-ended managed investment funds are valued at their stated NAV per unit as of the close of business on the relevant valuation day. If their stated NAV per unit is not available, managed investment funds will be valued at the last available stated or estimated NAV per unit.

Translation of foreign currencies

(a) Functional and presentational currency

The primary objective of the Trust is to generate returns in United States dollars, its capital-raising currency. The liquidity of the Trust is managed on a day-to-day basis in United States dollars in order to handle the issue and redemption of the Trust's Units. The Trust's performance is also evaluated in United States dollars.

Therefore, as United States dollars is considered as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions, the Trust's functional and presentational currency is United States dollars.

(b) Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at year end exchange rates of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognised in the combined statement of comprehensive income.

Translation differences on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are reported as part of the fair value gain or loss.

Offsetting

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the combined statement of financial position where there is a legally enforceable right to set-off the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the assets and settle the liability simultaneously.

Revenue recognition

Revenue is recognised to the extent that it is probable that the economic benefits will flow to the Trust and the revenue can be reliably measured.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

2. Summary of significant accounting policies (continued)

Formation costs

The expenditure directly attributable to the initial launch of the Trust and the issuance of the Units was written off immediately in the combined statement of comprehensive income. This treatment is not consistent with the valuation of the Trust's Units for redemption purposes as described in the offering documents, but needs to be applied for financial reporting purposes. A reconciliation to the redemption NAV and the combined financial statements NAV for 2011 is provided in Note 14.

Units

Units have been classified as financial liabilities as there is a contractual obligation to deliver a minimum amount per Unit (through the Guarantee Facility) at 31 October 2021 (the "Maturity Date").

Units are redeemable at the Unitholder's option. The Units can be put back to the Trust under redemption terms set out in the Trust's offering documents. The Units are carried at the redemption amount that is payable at the combined statement of financial position date if the Unitholders exercised their right to put the Units back to the Trust.

Interest income and expense

Interest income and expense are recognised in the combined statement of comprehensive income on an accrual basis, in line with the contractual terms.

Expenses

All expenses are recognised in the combined statement of comprehensive income on an accrual basis.

3. Balances with brokers

Balances with or due to Royal Bank of Scotland plc, Deutsche Bank, MF Global UK Limited, Credit Suisse and JP Morgan Chase Bank, N.A. (the "Brokers") represent amounts on deposit with or due to brokers in order to meet margin requirements. In the event that the Trading Company borrows money in one currency it may incur interest expense even though such expense may be more than offset by interest income on balances in other currencies and vice versa.

The Trading Company ceased using MF Global UK Limited as a clearing broker prior to their Chapter 11 filing/SIPC administration and therefore no longer trades with any entities in the MF Global group. The exposure to MF Global UK Limited at 30 April 2012 was immaterial.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

4. Investments – at fair value through profit or loss

As at 30 April 2012

	Fair value USD	% of net assets
AHL Programme		
– Commodities – settled by cash	(229,968)	(0.05)
– Commodities – settled by delivery	(127,407)	(0.03)
– Foreign exchange forward contracts	250,547	0.06
– Foreign exchange futures	15,003	–
– Forward contracts	124,979	0.03
– Index futures	(270,144)	(0.06)
– Interest rate futures	1,457,591	0.34
– Short-term interest rate futures	725,261	0.17
Man Strategies Holdings SPC: Class AISI2 Holdings – USD Shares (formerly Glenwood Investment Strategies SPC – Glenwood IS Holdings Class 6 USD Shares)	53,391,035	12.61
	<u>55,336,897</u>	<u>13.07</u>
AHL Programme		
– Foreign exchange forward contracts	227,534	0.05
– Forward contracts	(290,892)	(0.06)
	<u>(63,358)</u>	<u>(0.01)</u>

As at 30 April 2011

	Fair value USD	% of net assets
AHL Programme		
– Commodities – settled by cash	4,995,643	0.91
– Commodities – settled by delivery	1,004,977	0.18
– Foreign exchange forward contracts	14,487,800	2.63
– Foreign exchange futures	209,699	0.04
– Forward contracts	3,868,619	0.70
– Index futures	4,410,414	0.80
– Interest rate futures	(1,486,113)	(0.27)
– Short term interest rate futures	2,470,619	0.45
Man Strategies Holdings SPC: Class AISI2 Holdings – USD Shares (formerly Glenwood Investment Strategies SPC – Glenwood IS Holdings Class 6 USD Shares)	132,428,465	24.03
	<u>162,390,123</u>	<u>29.47</u>

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

5. Realised gains/(losses) and change in unrealised gains/losses on investments – at fair value through profit or loss

For the year ended 30 April 2012

	Realised losses USD	Change in unrealised gains/losses USD
AHL Programme and bond hedging	(31,453,896)	(28,079,155)
Man Strategies Holdings SPC: Class AISI2 Holdings – USD Shares (formerly Glenwood Investment Strategies SPC – Glenwood IS Holdings Class 6 USD Shares)	(755,958)	(13,033,065)
	<u>(32,209,854)</u>	<u>(41,112,220)</u>

For the year ended 30 April 2011

	Realised gains USD	Change in unrealised gains/losses USD
AHL Evolution Ltd	3,912,318	(5,194,015)
AHL Programme and bond hedging	47,133,247	21,052,285
Man Strategies Holdings SPC: Class AISI2 Holdings – USD Shares (formerly Glenwood Investment Strategies SPC – Glenwood IS Holdings Class 6 USD Shares)	1,021,905	6,049,207
	<u>52,067,470</u>	<u>21,907,477</u>

6. Fees and expenses

Management and incentive fees

AHL Programme

Exposure to the AHL Programme is gained through allocation to the AHL Managed Account. The terms “AHL Account” and “Notional AHL Account Value” refers to this investment.

Management fees are payable in arrears on each monthly Dealing Day, at the rate of one quarter of 1% (approximately 3% per annum) of the Notional AHL Account Value as at the beginning of the immediately preceding calendar month adjusted by reference to the amount of any redemptions and the amount of any gains or losses (calculated after charging all expenses allocated to the AHL Account) incurred by the AHL Programme during such calendar month.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

6. Fees and expenses (continued)

Management and incentive fees (continued)

AHL Programme (continued)

Incentive fees are calculated at a rate equal to 20% of any net new profits (after deduction of any Introducing Broker fee, the management fee and any allocated administration fees including that part of the risk transfer and liquidity fees referable to the assets comprised in the AHL Account but prior to deduction of this incentive fee) generated by the AHL Programme. For the avoidance of doubt, adjustments may be made to the benchmark of the calculation to reflect changes in the allocation and withdrawals from the AHL Programme.

Management and incentive fees payable in respect of the AHL Programme are paid to Man Investments AG in consideration for marketing, advisory and investment management services.

Multi Manager Portfolio

The Multi Manager Portfolio includes the investment in Man Strategies Holdings SPC: Class AISI2 Holdings – USD Shares (formerly Glenwood Investment Strategies SPC – Glenwood IS Holdings Class 6 USD Shares).

Management fees are payable in arrears on each monthly Dealing Day, at the rate of one twelfth of 1.5% (approximately 1.5% per annum) of the Investment Exposure as at the beginning of the immediately preceding calendar month adjusted by reference to the amount of any redemptions and changes made to the Investment Exposure on the Dealing Day during the calendar month plus the amount of any investment gains and losses arising during such calendar month.

An incentive fee is calculated at a rate equal to 10% of any net new profits (after deduction of the Multi Manager Portfolio management fee).

The numerical amounts of the management and incentive fees as described above are set out in the table below:

For the year ended 30 April 2012

	Management fees USD	Incentive fees USD	Total USD
AHL Programme	9,673,254	–	9,673,254
Multi Manager Portfolio	2,869,522	–	2,869,522
	<u>12,542,776</u>	<u>–</u>	<u>12,542,776</u>

For the year ended 30 April 2011

	Management fees USD	Incentive fees USD	Total USD
AHL Programme	16,846,594	225,928	17,072,522
Multi Manager Portfolio	4,992,831	–	4,992,831
	<u>21,839,425</u>	<u>225,928</u>	<u>22,065,353</u>

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

6. Fees and expenses (continued)

Transaction and brokerage costs

Transaction and brokerage costs of USD 3,224,418 (2011: USD 5,615,531) were paid to Man Investments AG, the Introducing Broker. Institutional charges of USD 503,981 (2011: USD 1,889,368) which cover exchange and other third party costs, were paid to brokers.

Transaction and brokerage costs, including institutional charges, are calculated at a rate of one-twelfth of 1% (approximately 1% per annum) of the Notional AHL Account Value as at the beginning of the immediately preceding calendar month, adjusted by reference to the amount of any gains or losses (calculated after charging all expenses allocated to the AHL Account) incurred during such calendar month by the AHL Programme.

Dealing arrangement fee

Dealing arrangement fees are payable in arrears to Man Investments AG on each Monthly Dealing Day at a rate of 0.05% of the Investment Exposure to underlying investments for providing for the purchase of illiquid investments from the Trading Company to fund investor redemptions.

Risk transfer fees

Risk transfer fees are payable in arrears to Man Investments AG on each monthly Dealing Day, at the rate of one twelfth of 1% (approximately 1% per annum) of the aggregate NAV of the Units at the commencement of the month for which the fee is due as adjusted by reference to the value of any changes in the number of Units during the month.

Guarantee fees

Guarantee fees are payable quarterly in arrears to The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. (the "Guarantor"). The fee is calculated at the rate of 0.25% per annum of the Guarantee Liability which is secured by the relevant Security Custodian.

Registrar fees

Registrar fees are charged by Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (the "Registrar") and consist of an annual fee of 0.06% of the NAV.

A quarterly variable fee based on the number of Unitholders as defined by the Unitholder Service Agent Agreement is payable to Man Corporate Services (Ireland) Limited for its service as the Unitholder Services Agent. Fees to the Unitholder Services Agent for the year were USD Nil (2011: 1,000), of which USD 3,600 (2011: 2,600) is payable at 30 April 2012.

Valuation fees

Valuation fees are payable quarterly in arrears, for services provided to the Trading Company, to Man Valuation Services Limited ("MVSL"), calculated monthly at the rate of one twelfth of 0.15% (approximately 0.15% per annum) of the NAV per Unit on each Valuation Day multiplied by the number of Units outstanding on that day, subject to a minimum of USD 25,000 per annum.

MVSL has sub-delegated the valuation service to Citco Fund Services (Bermuda) Limited.

Interest income/expense

Interest income comprises amounts earned on bank balances and amounts earned on broker balances in respect of cash balances and margin requirements held with the brokers.

Interest expense comprises amounts charged on loan balances and amounts charged on broker balances in respect of cash balances and margin requirements due to brokers.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

6. Fees and expenses (continued)

Agent security company fees

Agent Security Company fees are payable quarterly in arrears to Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd, the Agent Company, at the rate of 0.5% per annum of the NAV per Unit at each Valuation Day, multiplied by the current number of Units in issue at that Valuation Day, for its services as Agent Company.

7. Financial risk management

Overall risk management

In order to achieve the Trust's investment objectives, the Trust seeks to take on a certain level of financial risk. The Trust's investment activities expose it to various types of financial risks such as market risk (including price risk, interest rate risk and currency risk), credit risk and liquidity risk.

The Trading Company seeks to generate returns through investing in the AHL Programme and the Multi-Manager Portfolio.

The Directors of the Trading Company distinguish between two primary risk levels which are risks at the Trading Company level and risks at the underlying investment level. Accordingly, Man Investments Limited (the "Investment Manager") has implemented procedures to manage risks associated with both the Trading Company and its underlying investments.

At the Trading Company level

Risk management at the Trading Company level can be segregated into pre and post-investment risk management. Pre-investment risk management involves determining asset allocation and portfolio construction. Thereafter, risk management involves conducting risk and return analyses, monitoring the relevant Trading Company specific portfolio restrictions and investment guidelines and managing currency, interest rate, credit and liquidity risks at the Trading Company level, and making relevant adjustments to asset allocation and portfolio construction.

Risk considerations or the need to bring the portfolio back in line with product guidelines may trigger a rebalancing of the portfolio, which is typically done on a monthly basis by the Investment Manager's portfolio management team.

At the level of the underlying investments

AHL

In the case of the AHL Programme, the trading activity is managed by AHL. AHL identifies opportunities to profit from price movements in more than 100 diverse international markets through specialised investment techniques, advanced technology and daily risk control.

The AHL Programme seeks to identify and take advantage of upward and downward price trends. Trading takes place around-the-clock and real-time price information is used to respond to price movements across a diverse range of global markets. Investment rules are executed within a systematic framework.

AHL employs a number of risk measures including proprietary measurement methods similar to the industry standard Value-at-Risk ("VaR") and conducts daily stress testing based on historical data. Depending upon the risks identified, AHL may alter the exposure to different markets it trades in.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

7. Financial risk management (continued)

At the level of the underlying investments (continued)

AHL (continued)

Substantially all derivative contracts are transacted on a margin basis. The Investment Manager manages the risk associated with these transactions by maintaining margin deposits in compliance with individual exchange regulations and internal guidelines. The Investment Manager also takes an active role in managing and controlling the Trust's market and counterparty risks, monitoring trading activities and margin levels daily and, as necessary, deposits additional collateral or reduces positions.

Multi-Manager Portfolio

The Multi Manager Portfolio is managed by the Investment Manager and consists of allocations to the underlying managers which may be managed accounts or third party investments.

Risk management at the level of the underlying investments for the Multi Manager Portfolio is segregated into pre-investment risk management and ongoing risk management.

Pre-investment risk management involves a due diligence process which seeks to ensure that the underlying managers have a sound trading strategy, a robust operational infrastructure and a suitable risk management process.

In the case of managed accounts, the Investment Manager has full portfolio transparency which encompasses online access to portfolio, position and profit or loss data held at the prime broker as well as complete portfolio, position and profit or loss data independently re-valued and reconciled from pricing agents. A dedicated risk management team monitors exposures and risk profiles on a daily basis, and additional tools make full use of the higher level of transparency. Daily risk exception reports compare current levels with predefined limits for a whole range of risk measures such as sector and position concentration, leverage, margins, correlations or VaR.

In the case of third party fund investments, the risks at the underlying investment level are managed by the underlying investment managers. The Investment Manager receives weekly NAV estimates from the underlying investment managers and monthly final NAVs from the fund administrators. A systematic monitoring of risk and return characteristics, including the consistency and distribution of returns, drawdown analysis and return breakouts is performed. Strategy drifts are further assessed by analyzing the performance of a given fund in relation to its peer group.

Market risk

Market risk is the risk that fair value or future cash flows of financial instruments will fluctuate due to changes in market variables such as interest rates, foreign exchange rates and equity prices.

There are many risk measures used by the Investment Manager, however one generally understood measure is annualised volatility. Annualised volatility is a measure of risk that is calculated as the standard deviation of the returns on the NAV per Unit for the previous 12 months.

As it is based on the NAV per Unit, annualised volatility incorporates all performance characteristics of the Trust including the impact of interest rate movements and currency exchange differences for the previous 12 months. Although the direct investments of the Trust may change, the investment strategies employed by its underlying investments will not significantly changed meaning that the risk and return characteristics that the Trust is exposed to are broadly consistent.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

7. Financial risk management (continued)

Market risk (continued)

Annualised volatility has limitations as it assumes a normal distribution of monthly returns, which may not be fully representative of hedge fund behaviour. The annualised volatility will also be a more accurate measure where more data points exist. Annualised volatility is based upon historical data. There is no guarantee of trading performance and past performance is no indication of future performance or results.

For the year ended 30 April 2012, the annualised volatility for the Trust was 11.76% (2011: 15.86%).

Price risk

Price risk is the risk that the price of a financial instrument will fluctuate due to changes in market conditions influencing, directly or indirectly, the value of the instrument.

The Trust is exposed to price risk from its investments. Due to the nature of the trading strategies followed by these investments, no direct relationship between any market factors and the expected prices of the investments can be reliably established.

Price risk is managed through the overall risk management processes described above.

Currency risk

Currency risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in foreign exchange rates.

In the case of allocations to the AHL Programme where the broker accounts are held by the Trading Company, the Trust has an active procedure for monitoring the currency exposure within the Programme. The Trust mitigates currency risk through both regular conversions of non – US dollar currencies into its own denominated currency and by hedging the initial margin requirement for each of the major currencies traded back to the Trust's functional currency.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

7. Financial risk management (continued)

Currency risk (continued)

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are summarised below:

As at 30 April 2012

Amounts are expressed in their USD equivalents

	AUD	CHF	EUR	GBP	KRW	USD	Other	Total
Current assets								
Cash at bank	–	–	(149,893)	–	–	9,073,110	(1,163,806)	7,759,411
Balances with brokers	2,010,475	(1,724,245)	3,898,067	1,451,950	2,876,500	8,504,784	8	17,017,539
Investments – at fair value through profit or loss	92,524	(65,568)	1,402,420	(113,672)	(19,720)	54,143,210	(102,297)	55,336,897
US Treasury Strips – at fair value through profit or loss	–	–	–	–	–	359,520,018	–	359,520,018
Amounts receivable on sale of US Treasury Strips	–	–	–	–	–	4,808,632	–	4,808,632
Total current assets	2,102,999	(1,789,813)	5,150,594	1,338,278	2,856,780	436,049,754	(1,266,095)	444,442,497
Current liabilities								
Balances due to brokers	–	–	–	–	–	(1,268,851)	1,165,706	(103,145)
Investments – at fair value through profit or loss	(256,453)	124	–	52,497	–	227,535	(87,061)	(63,358)
Amounts payable on redemption of Units	–	–	–	–	–	(5,926,824)	–	(5,926,824)
Accounts payable and accrued expenses	–	–	–	(41,741)	–	(3,475,186)	–	(3,516,927)
Loans payable	–	–	–	–	–	(11,497,594)	–	(11,497,594)
Total current liabilities	(256,453)	124	–	10,756	–	(21,940,920)	1,078,645	21,107,848
Net assets	1,846,546	(1,789,689)	5,150,594	1,349,034	2,856,780	414,108,834	(187,450)	423,334,649

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

7. Financial risk management (continued)

Currency risk (continued)

As at 30 April 2011

Amounts are expressed in their USD equivalents

	AUD	EUR	GBP	JPY	KRW	USD	Other	Total
Current assets								
Cash at bank	–	–	–	–	–	6,612,577	–	6,612,577
Balances with brokers	2,117,430	(1,124,189)	1,499,952	(5,735,796)	6,104,390	71,822,915	8,696,000	83,380,702
Investments – at fair value through profit or loss	2,077,571	1,584,774	1,563,938	964,101	151,955	154,679,274	1,368,510	162,390,123
Prepayments and other assets	–	–	–	–	–	19,873	–	19,873
US Treasury Strips – at fair value through profit or loss	–	–	–	–	–	359,744,893	–	359,744,893
Amounts receivable on sale of US Treasury Strips	–	–	–	–	–	8,031,230	–	8,031,230
Total current assets	4,195,001	460,585	3,063,890	(4,771,695)	6,256,345	600,910,762	10,064,510	620,179,398
Current liabilities								
Amounts payable on redemption of Units	–	–	–	–	–	(8,594,952)	–	(8,594,952)
Accounts payable and accrued expenses	–	–	(42,961)	–	–	(6,181,147)	–	(6,224,108)
Loans payable	–	–	–	–	–	(54,298,144)	–	(54,298,144)
Total current liabilities	–	–	(42,961)	–	–	(69,074,243)	–	(69,117,204)
Net assets	4,195,001	460,585	3,020,929	(4,771,695)	6,256,345	531,836,519	10,064,510	551,062,194

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

7. Financial risk management (continued)

Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates.

The Trust operates a bond hedging programme which mitigates its exposure to interest rate risk arising on the US Treasury Strips. The hedging programme works by entering into offsetting bond futures contracts.

The following table details the Trust's exposure to interest rate risk as at 30 April 2012 by the earlier of contractual maturities or re-pricing:

As at 30 April 2012

	Less than one month USD	One month to one year USD	Over one year USD	Not exposed to interest rate risk USD	Total USD
Current assets					
Cash at bank	7,759,411	–	–	–	7,759,411
Balances with brokers	17,017,539	–	–	–	17,017,539
Investments – at fair value through profit or loss	2,182,852	–	–	53,154,045	55,336,897
US Treasury Strips – at fair value through profit or loss	–	–	359,520,018	–	359,520,018
Amounts receivable on sale of US Treasury Strips	–	–	–	4,808,632	4,808,632
Total current assets	26,959,802	–	359,520,018	57,962,677	444,442,497
Current liabilities					
Balances due to brokers	(103,145)	–	–	–	(103,145)
Investments – at fair value through profit or loss	–	–	–	(63,358)	(63,358)
Amounts payable on redemption of Units	–	–	–	(5,926,824)	(5,926,824)
Accounts payable and accrued expenses	–	–	–	(3,516,927)	(3,516,927)
Loans payable	–	(11,497,594)	–	–	(11,497,594)
Total current liabilities	(103,145)	(11,497,594)	–	(9,507,109)	(21,107,848)
Total interest rate sensitivity gap	26,856,657	(11,497,594)	359,520,018	48,455,568	423,334,649
Cumulative interest rate sensitivity gap	26,856,657	15,359,063	374,879,081	423,334,649	423,334,649

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

7. Financial risk management (continued)

Interest rate risk (continued)

As at 30 April 2011

	Less than one month USD	One month to one year USD	Over one year USD	Not exposed to interest rate risk USD	Total USD
Current assets					
Cash at bank	6,612,577	–	–	–	6,612,577
Balances with brokers	83,380,702	–	–	–	83,380,702
Investments – at fair value through profit or loss	984,506	–	–	161,405,617	162,390,123
Prepayments and other assets	–	–	–	19,873	19,873
US Treasury Strips – at fair value through profit or loss	–	–	359,744,893	–	359,744,893
Amounts receivable on sale of US Treasury Strips	–	–	–	8,031,230	8,031,230
Total current assets	<u>90,977,785</u>	<u>–</u>	<u>359,744,893</u>	<u>169,456,720</u>	<u>620,179,398</u>
Current liabilities					
Amounts payable on redemption of Units	–	–	–	(8,594,952)	(8,594,952)
Accounts payable and accrued expenses	–	–	–	(6,224,108)	(6,224,108)
Loans payable	–	(54,298,144)	–	–	(54,298,144)
Total current liabilities	<u>–</u>	<u>(54,298,144)</u>	<u>–</u>	<u>(14,819,060)</u>	<u>(69,117,204)</u>
Total interest rate sensitivity gap	<u>90,977,785</u>	<u>(54,298,144)</u>	<u>359,744,893</u>	<u>154,637,660</u>	<u>551,062,194</u>
Cumulative interest rate sensitivity gap	<u>90,977,785</u>	<u>36,679,641</u>	<u>396,424,534</u>	<u>551,062,194</u>	<u>551,062,194</u>

The following analysis represents an estimate of the effect on net assets due to a reasonably possible change in the level of interest rates, with all other variables held constant. In practice, the actual trading results may differ from the sensitivity analysis and the difference could be material.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

7. Financial risk management (continued)

Interest rate risk (continued)

The following table details the effect on net assets should interest rates have increased/decreased by 50 basis points ("bps") with all other variables remaining constant:

As at 30 April 2012

	Less than one month	One month to one year	Over one year	Not exposed to interest rate risk	Total USD
Movement in net assets (50 bps increase)	26,990,940	(11,555,082)	361,317,618	48,455,568	425,209,044
Movement in net assets (50 bps decrease)	26,722,374	(11,440,106)	357,722,418	48,455,568	421,460,254

As at 30 April 2011

	Less than one month	One month to one year	Over one year	Not exposed to interest rate risk	Total USD
Movement in net assets (50 bps increase)	91,432,674	(54,569,635)	361,543,617	154,637,660	553,044,316
Movement in net assets (50 bps decrease)	90,522,896	(54,026,653)	357,946,169	154,637,660	549,080,072

Liabilities not exposed to interest rate risk comprise accounts payable and accrued expenses, as well as any (non-compounded) accrued loan interest. These amounts normally require contractual settlement within one quarter and, in all cases, within one year.

Credit risk

Credit risk is the risk that an issuer or counterparty will be unable to meet a commitment that it has entered into with the Trust.

The Trust's maximum exposure to credit risk (not taking into account the value of any collateral or other security held) in the event that the counterparties fail to perform their obligations as of 30 April 2012 in relation to each class of recognised financial assets, other than derivatives, is the carrying amount of those assets in the combined statement of financial position.

With respect to derivative financial instruments, credit risk arises from the potential failure of counterparties to meet their obligations under the contract or arrangement. Credit risk is mitigated for the AHL Programme through the diversity of counterparties and regular monitoring of concentration risk.

The significant exposures are to Royal Bank of Scotland plc, Deutsche Bank and Citibank (the "Banks"), the Guarantor and the Brokers.

The Investment Manager performs due diligence on all counterparties before they become a service provider or counterparty to the Trust and credit quality checks are part of this process. The credit quality of the Trust's Banks, Guarantor, Brokers and any lenders is regularly monitored and factored into allocation decisions.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

7. Financial risk management (continued)

Liquidity risk

Generally the Trust takes on minimal liquidity risk as it invests in managed investment funds with a redemption notice period of less than that of the Trust or utilises a dealing arrangement facility to ensure investments in managed investment funds can be purchased from the Trust should there be insufficient liquidity at a price equal to the last available price per Unit on the date of purchase.

The allocation to the AHL managed accounts bears minimal liquidity risk as the managed account contains highly liquid positions only.

The liquidity risk of the underlying investments is managed by the investment managers to those funds, subject to the general controls as noted above.

8. Financial instruments

Classification of investments

The Trust has categorised its investments into three levels based upon the hierarchy defined in IFRS 7. Financial instruments are categorised by their inputs used to derive the fair value. Level 1 investments use inputs from unadjusted quoted prices from active markets. Level 2 investments reflect inputs other than quoted prices, but use observable market data, including the published prices of managed investment funds where those funds may be redeemed at that price. Level 3 investments are valued using unobservable inputs.

AHL positions are classified in some cases as level 1 and in others as level 2. The categorisation depends on the particular instrument being traded. Futures contracts are traded in active markets at open prices and are therefore classified as level 1. Forward contracts are priced using models which are observable market inputs and are therefore classified as level 2.

Investments in US Treasury Strips are classified as level 2 assets for the year ended 30 April 2011 and 2012 as they are traded on over-the-counter markets.

The Trust has no level 3 investments.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

8. Financial instruments (continued)

Classification of investments (continued)

As at 30 April 2012

Investment at fair value through profit and loss – held for trading

	Fair value Level 1 USD	Fair value Level 2 USD	Fair value Total USD
AHL Programme			
– Commodities – settled by cash	(229,968)	–	(229,968)
– Commodities – settled by delivery		(127,407)	(127,407)
– Foreign exchange forward contracts	–	250,547	250,547
– Foreign exchange futures	15,003	–	15,003
– Forward contracts	–	124,979	124,979
– Index futures	(270,144)	–	(270,144)
– Interest rate futures	1,457,591	–	1,457,591
– Short-term interest rate futures	725,261	–	725,261
Man Strategies Holdings SPC:			
Class AISI2 Holdings – USD			
Shares (formerly Glenwood Investment Strategies SPC – Glenwood IS Holdings Class 6 USD Shares)	–	53,391,035	53,391,035
US Treasury Strips	–	359,520,018	359,520,018
	<u>1,697,743</u>	<u>413,159,172</u>	<u>414,856,915</u>
AHL Programme			
– Foreign exchange forward contracts	–	227,534	227,534
– Forward contracts	–	(290,892)	(290,892)
	<u>–</u>	<u>(63,358)</u>	<u>(63,358)</u>

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

8. Financial instruments (continued)

Classification of investments (continued)

As at 30 April 2011

Investment at fair value through profit and loss – held for trading

	Fair value Level 1 USD	Fair value Level 2 USD	Fair value Total USD
AHL Programme			
– Commodities – settled by cash	4,995,643	–	4,995,643
– Commodities – settled by delivery	–	1,004,977	1,004,977
– Foreign exchange forward contracts	–	14,487,800	14,487,800
– Foreign exchange futures	209,699	–	209,699
– Forward contracts	–	3,868,619	3,868,619
– Index futures	4,410,414	–	4,410,414
– Interest rate futures	(1,486,113)	–	(1,486,113)
– Short term interest rate futures	2,470,619	–	2,470,619
Man Strategies Holdings SPC:			
Class AISI2 Holdings – USD			
Shares (formerly Glenwood Investment Strategies SPC – Glenwood IS Holdings Class 6 USD Shares)	–	132,428,465	132,428,465
US Treasury Strips	–	359,744,893	359,744,893
	<u>10,600,262</u>	<u>511,534,754</u>	<u>522,135,016</u>

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

8. Financial instruments (continued)

Traded derivative financial instruments

The Trust, through its Trading Company, trades derivative financial instruments, including futures and forwards whose values are based upon an underlying asset, index, currency or interest rate. The net unrealised gains or losses, rather than contract or notional amounts, represent the approximate future cash flows from trading because the Trust typically closes out positions by entering into offsetting contracts which are settled with each broker on a net basis daily.

US Treasury Strips

Subject to the Guarantee Facility Agreement, dated 28 July 2008, entered into between the Guarantor, the Trading Company and the Non-Trading Company it is guaranteed that at maturity, the Trust will be repaid the initial subscription amount plus any additional amount as a result of the profit lock-in feature. To achieve this objective the Non-Trading Company purchased US Treasury Strips (the "Instrument") on 8 October 2008.

At 30 April 2012 the cost of the instruments were USD 160,316,258 and USD 87,695,448 (2011: USD 198,470,595 and USD 103,092,950) and they mature on 15 May 2021 and 15 August 2021, respectively at their principal amounts of USD 275,179,000 and USD 153,771,000. At 30 April 2012 the fair value was USD 231,398,021 and USD 128,121,997 (2011: USD 236,152,444 and USD 123,592,449) which reflects the current credit rating of the issuer and current interest rates.

The instruments are pledged as security for the guarantee given by the Guarantor.

Profit lock-in

A profit lock-in feature (detailed in the Guarantee Facility Agreement dated 28 July 2008) is in existence.

Subject to the trading performance of the Trading Company, a proportion of net new trading profits attributable to the Units may be used to purchase additional Eligible Collateral (usually US Treasury Strips), which the Trust may, with the prior written consent of the Investment Manager and the Guarantor, deliver and pledge to the Security Custodian. Following such pledge, the Guarantor will certify in writing to the Trust and the Registrar the resulting increase in the Guaranteed Amount for each Unit outstanding and to be redeemed on the Maturity Date.

During the year and since inception, no profit lock-ins were exercised.

Loans

	As at 30 April 2012 USD	As at 30 April 2011 USD
Man Investments AG	(11,497,594)	(27,911)
White Morph Funding Limited	–	(54,270,233)
	<u>(11,497,594)</u>	<u>(54,298,144)</u>

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

8. Financial instruments (continued)

Man Investments AG

In order to enable the Trading Company to effect its investments, the Trading Company has established a Loan Agreement with Man Investments AG on an uncommitted basis. The Trading Company is able to borrow, repay and reborrow amounts under the Loan Agreement, subject to its terms. For the current year, the loan ranged in amounts from USD Nil to USD 60,523,521 (2011: USD Nil to USD 77,978,887).

The Loan Agreement is renewable annually and may be terminated by Man Investments AG, at its sole discretion, upon three months written notice. The Loan Agreement has a maturity of one year and bears interest at the rate of LIBOR plus a margin, which should not exceed 2.75%, subject to an annual review.

Included within interest expense is USD 397,689 (2011: USD 308,669) of interest charged on the loan, of which USD Nil (2011: USD Nil) is payable as at 30 April 2012.

White Morph Funding Limited

The Trading Company entered into a Senior Revolving Loan Facility Agreement (the "Credit Facility") with White Morph Funding Limited as Lender and The Royal Bank of Scotland PLC as Facility Agent on 28 September 2009. The Facility expired on 31 May 2011. The Trading Company was able to borrow, repay and reborrow amounts under the Agreement, subject to its terms.

For the current year, amounts outstanding under the Credit Facility were USD Nil (2011: USD 14,462,791 to USD 58,121,842). Amounts outstanding under the Credit Facility bear interest at the rate of 2 week USD LIBOR plus a margin of between 1.00 and 1.75% depending on certain conditions within the Credit Facility agreements.

Included within interest expense is USD Nil (2011: USD 1,061,396) of interest charged on the amounts outstanding under the Credit Facility, of which USD Nil (2011: USD Nil) is payable as at 30 April 2012.

9. Related parties

Master Multi-Product Holdings Ltd, a Bermuda incorporated company, is a related party through its 100% holding of the Ordinary Shares in the Trading Company and Non-Trading Company.

The ultimate controlling entity of the Trust, and therefore a related party is CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited, a Cayman Islands incorporated company.

Man Investments Limited is a related party as it is the Investment Manager of the Trading Company. Man Investments Limited is a subsidiary of Man Group plc and therefore all subsidiaries of Man Group plc are also related parties. During the year, the Trust has transacted with the following subsidiaries of Man Group plc:

Man Investments AG;
Man Corporate Services (Ireland) Limited; and
Man Valuation Services Limited.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

9. Related parties (continued)

The details of the transactions with these related parties are set out in the following table.

Man Group plc companies are also involved, in varying capacities, in the management of all of the companies in which the Trust has invested in, as set out in Note 4.

Conyers Dill & Pearman Limited is a related party as Dawn Griffiths is a director of the Trading and Non-Trading Companies and a partner of the law firm.

Philip Bodman is an employee of Man Investments (CH) AG – Guernsey Branch, a subsidiary of Man Group plc, and a director of Man Fund Management (Guernsey) Limited, both subsidiaries of Man Group plc.

The following transactions took place between the Trust and its related parties:

For the year ended 30 April 2012

Related party	Type of fee	Total fees USD	Fees payable USD
CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited	Directors' fees	17,400	3,778
CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited	Trustee fees	47,710	14,524
Man Corporate Services (Ireland) Limited	Registrar disbursement costs	924	–
Man Corporate Services (Ireland) Limited	Sub-registrar fees	10,500	–
Man Corporate Services (Ireland) Limited	Unitholder services agent fee	–	3,600
Man Investments AG	Transaction and brokerage costs	3,224,418	388,167
Man Investments AG	Dealing arrangement fee	260,678	31,710
Man Investments AG	Man loan interest costs	397,689	–
Man Investments AG	Management fees	12,542,776	1,517,728
Man Investments AG	Risk transfer fees	4,696,097	711,657
Man Valuation Services Limited	Valuation fees	701,044	162,703

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

9. Related parties (continued)

For the year ended 30 April 2011

Related party	Type of fee	Total fees USD	Fees payable USD
CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited	Directors' fees	40,963	3,778
CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited	Trustee fees	59,733	18,270
Man Corporate Services (Ireland) Limited	Registrar disbursements costs	805	—
Man Corporate Services (Ireland) Limited	Sub-registrar fees	11,000	—
Man Corporate Services (Ireland) Limited	Unitholder services agent fee	1,000	2,600
Man Investments AG	Transaction and brokerage costs	7,504,899	887,777
Man Investments AG	Dealing arrangement fee	444,985	70,058
Man Investments AG	Incentive fees	225,928	—
Man Investments AG	Man loan interest costs	308,669	—
Man Investments AG	Management fees	21,839,425	3,463,388
Man Investments AG	Risk transfer fees	5,910,316	887,397
Man Valuation Services Limited	Valuation fees	896,361	134,549
White Morph Funding Limited	Loan interest	—	—

10. Share capital and Units

Ordinary Shares

The Trading Company and the Non-Trading Company each have an authorised share capital of USD 50,000 divided into 50,000 ordinary shares of USD 1 each. Each company has issued 1,000 ordinary shares, which carry 100% of the voting rights regardless of whether they are called.

The ordinary shares of the Trading Company and Non-Trading Company are owned 100% by Master Multi-Product Holdings Limited, a Bermuda incorporated company.

The holders of ordinary shares are entitled to receive a dividend of an amount equal to USD 5,000 per annum, on aggregate, in respect of their ordinary shares. In the event of a winding up or dissolution of the Trading Company or Non-Trading Company, the holders of Ordinary Shares are entitled to an amount equal to the par value thereof, if paid up, and the surplus assets of the trading Company or Non-Trading Company. However, the holders of Ordinary Shares have agreed irrevocably to waive their entitlement to any amounts which exceed the par value of their ordinary shares and have authorised the Trading Company and Non-Trading Company to credit any such amounts to the Unit Account for the benefit of the Unitholders. The Ordinary Shares have been issued but not called. No amount is receivable until the Ordinary Shares are called.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

10. Share capital and Units (continued)

Units

The Units are constituted by an instrument executed by the Trust and are unsubordinated obligations of the Trust.

The Units were offered for sale by the Trust by an Information Memorandum dated 14 July 2008 at USD 1 per Unit. The offer closed on 26 September 2008.

Unit holders are entitled to redeem their Units, upon written notice delivered no later than the 15th day of the calendar month preceding the Dealing Day at a redemption price calculated by reference to the NAV per Unit on the Valuation Day immediately preceding the Dealing Day on which the redemption is to be effected.

The Units have a maturity date of 31 October 2021 at which date they will be redeemed at a value equal to the greater of their NAV or the USD 1 Face Value plus any additional amounts as a result of the profit lock-in feature.

11. Capital management

As a result of the ability of investors to issue and redeem Units, the capital of the Trust can vary depending on the demand for redemptions and subscriptions to the Trust. The Trust is not subject to externally imposed capital requirements and has no restrictions on the redemption of Units other than those set out in the Bye-Laws.

The Trust's objectives for managing capital are to:

- Invest in investments meeting the description, risk exposure and expected return indicated in the Bye-Laws;
- achieve consistent returns while safeguarding capital by investing in a diversified portfolio, by participating in derivative and other advanced capital markets and by using various hedging techniques;
- maintain sufficient liquidity to meet the expenses of the Trust, and to meet redemption requests as they arise; and
- maintain sufficient size to make the operation of the Trust cost-efficient.

Refer to Note 7, 'Financial risk management', for the policies and processes applied by the Trust in managing its capital.

12. Redemption fees

Holders of the Units can redeem their Units and will be subject to a fee for early redemption, as shown below, if the Units are redeemed on a date prior to:

Redemptions on a Dealing Day on or between:	Redemption fee:
31 October 2012	3% of Net Asset Value per Unit
1 November 2012 and 31 October 2014	1% of Net Asset Value per Unit

There are no redemption fees for Units redeemed on or after 1 November 2014.

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

Notes to the combined financial statements

For the year ended 30 April 2012

13. Taxation

The Cayman Islands currently have no income, corporation or capital tax gains tax, no taxes by way of withholding and no estate duty, inheritance tax or gift tax. In addition, the Trustee has applied for and received from the Governor-in-Cabinet - of the Cayman Islands pursuant to the Trust Law (2009 Revision) of the Cayman Islands, an undertaking that, for a period of fifty years from the date of the undertaking no law enacted in the Cayman Islands imposing any tax or duty to be levied on income or capital assets or gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax shall apply to any property held in or any income arising under the Trust or to the Trustees or beneficiaries thereof in respect of any such property or income. No Capital or stamp duties are levied in the Cayman Islands on the issue, transfer or redemption of Units.

An annual registration fee will be payable by the Trustee to the Cayman Islands Government. Each of the Trading Company and the non-Trading Company have been incorporated under the laws of the Cayman Islands as an exempted company and, as such, have obtained an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands to the effect that for a period of 20 years from the date thereof no law enacted in the Cayman Islands imposing any tax to be levied on profits or income or gains or appreciation will apply to the Trading Company or the Non-Trading Company.

14. Reconciliation of valuation to NAV

There is a difference between the NAV as per the combined financial statements for 2011 and the NAV for redemption purposes, calculated in accordance with the Prospectus.

Formation costs must be expensed as incurred under IFRS. The valuation for redemption purposes is calculated by amortising the formation costs over the first three years.

A reconciliation of the NAV as per the combined financial statements for 2011 and the NAV per Unit for valuation and redemption purposes is as follows:

	30 April 2011 USD
NAV per consolidated financial statements	
533,230,000 Units with a NAV per Unit of USD 1.0334	551,062,194
Add back unamortised formation costs	73,147
NAV per monthly valuation	
533,230,000 Units with a NAV per Unit of USD 1.0335	551,135,341

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成24年7月末日現在）

	米ドル (を除く)	円（単位：千円 (、 を除く)
・ 資産総額	425,453,070	33,440,611
・ 負債総額	2,736,764	215,110
・ 純資産総額 (-)	422,716,306	33,225,502
・ 発行済口数	419,090,000口	
・ 一口当たり純資産価格 (/)	1.0086	79円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1150、アーロン通り 287-289番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、（個人の場合には）出席者ごとに、（法人の場合には）適式に授權された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席または代理人により出席している受益者の4分の3以上の多数が必要とされる。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額（平成24年7月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約29億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は以下の通りである。

平成19年7月末日	35,300,000.00米ドル
平成20年7月末日	37,117,968.52米ドル
平成21年7月末日	37,117,968.52米ドル
平成22年7月末日	37,117,968.52米ドル
平成23年7月末日	37,117,968.52米ドル
平成24年7月末日	37,117,968.52米ドル

（2）会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、6年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名、また1名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書約1名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

（3）役員および従業員の状況

（本書提出日現在）

氏名	役職名	略歴	
皆川 宏	マネージング・ディレクター	昭和56年4月 平成22年5月	三菱UFJ信託銀行株式会社に入行 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ入行
服部 努	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和61年4月 平成22年2月	株式会社三菱東京UFJ銀行に入行 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ入行

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合、管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、誠実に行為しないこと、過失、詐欺、または信託証書に基づく管理会社の義務の重要な違反もしくはかかる義務の不注意な無視の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、() ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは() かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不履行、誠実に行為しないこと、過失、詐欺、または信託証書に基づく管理会社の義務の重要な違反もしくはかかる義務の不注意な無視を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成24年7月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の総額
ケイマン諸島	アンブレラ・ファンドのサブ・ファンド	30	7,213,409,906.14米ドル

３【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の最近２事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・エス・エイから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成24年８月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝78.60円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸 借 対 照 表

2011年12月31日現在

（単位：米ドル）

資 産

	注記	2011年		2010年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
現金、中央銀行および郵便局における残高	30.1, 30.3	28,709,957	2,256,603	20,457,879	1,607,989
金融機関に対するローンおよび貸付金	3, 15, 30.1, 30.3	1,693,150,491	133,081,629	1,092,111,302	85,839,948
a) 要求払い		1,278,664,882	100,503,060	892,012,702	70,112,198
b) その他のローンおよび貸付金		414,485,609	32,578,569	200,098,600	15,727,750
顧客に対するローンおよび貸付金	30.1, 30.3	8,268	650	189,891	14,925
株式およびその他の変動利回り有価証券	4, 15, 30.1, 30.3	3,219	253	3,328	262
関連会社株式	4, 5, 15	876,775	68,915	873,028	68,620
無形資産	5	325,128	25,555	714,216	56,137
有形資産	5	1,015,610	79,827	1,131,990	88,974
前払金および未収収益	6, 15	29,858,711	2,346,895	25,629,521	2,014,480

資産合計	7	<u>1,753,948,159</u>	<u>137,860,325</u>	<u>1,141,111,155</u>	<u>89,691,337</u>
------	---	----------------------	--------------------	----------------------	-------------------

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）

2011年12月31日現在

（単位：米ドル）

負債

	注記	2011年		2010年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する未払金	15,30.1	1,170,489,092	92,000,443	701,182,390	55,112,936
a) 要求払い		1,170,489,092	92,000,443	701,182,390	55,112,936
顧客に対する未払金	8,15,30.1	445,644,962	35,027,694	310,843,644	24,432,310
a) 要求払い		434,339,135	34,139,056	273,137,559	21,468,612
b) 満期日または予告期間が 確定しているもの		11,305,827	888,638	37,706,085	2,963,698
その他の負債	9	1,003,516	78,876	601,160	47,251
未払金および繰延利益	10,15	5,210,946	409,580	6,927,177	544,476
引当金		17,830,642	1,401,488	19,026,977	1,495,520
a) 課税引当金	11	17,140,409	1,347,236	18,207,435	1,431,104
b) その他の引当金	12	690,233	54,252	819,542	64,416
発行済み資本	13	37,117,969	2,917,472	37,117,969	2,917,472
準備金	14	50,099,588	3,937,828	48,009,475	3,773,545
繰越損益	14	85,279	6,703	2,442	192
当期利益		26,466,165	2,080,241	17,399,921	1,367,634
負債合計	17	<u>1,753,948,159</u>	<u>137,860,325</u>	<u>1,141,111,155</u>	<u>89,691,337</u>

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目

2011年12月31日現在

（単位：米ドル）

	注記	2011年		2010年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
偶発債務	18,30.1	1,254,197	98,580	1,388,818	109,161
内訳：					

保証金および担保証券として 差入れた資産		1,254,197	98,580	1,388,818	109,161
信託運用	21	78,188,588,926	6,145,623,090	68,157,409,394	5,357,172,378

（２）【損益計算書】

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

損 益 計 算 書

2011年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

注記	2011年		2010年	
	（米ドル）	（千 円）	（米ドル）	（千 円）
未収利息および類似収益	13,444,669	1,056,751	8,577,067	674,157
未払利息および類似費用	(4,795,868)	(376,955)	(2,054,782)	(161,506)
有価証券からの収益	348,254	27,373	269,695	21,198
株式およびその他の変動利回り 有価証券からの収益	19	1	72	6
関連会社株式からの収益	348,235	27,371	269,623	21,192
未収手数料	90,983,509	7,151,304	73,813,018	5,801,703
未払手数料	(38,663,537)	(3,038,954)	(33,219,498)	(2,611,053)
金融業務の純利益	1,874,307	147,321	2,069,174	162,637
その他の事業収益	22	1,316,737	556,692	43,756
一般管理費用		(28,619,878)	(25,999,917)	(2,043,593)
a) スタッフ費用	24,25	(13,422,177)	(12,491,667)	(981,845)
内訳：				
- 賃金およびサラリー		(11,084,122)	(10,328,886)	(811,850)
- 社会保障費		(1,484,664)	(1,364,639)	(107,261)
内訳：				
- 年金に関する 社会保障費		(961,286)	(949,520)	(74,632)
b) その他の一般管理費用	16,26	(15,197,701)	(13,508,250)	(1,061,748)
有形および無形資産に関する価値調整		(1,084,998)	(1,253,495)	(98,525)
その他の事業費用	23	(45,819)	(425,234)	(33,423)
経常収益にかかる税金	11,27.1	(7,338,386)	(4,015,751)	(315,638)
税引後経常収益		27,418,990	18,316,969	1,439,714
前勘定科目に表示されていない その他の税金	27.2	(952,825)	(917,048)	(72,080)
当期利益		26,466,165	17,399,921	1,367,634

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

財務諸表に対する注記

2011年12月31日現在

注１ 一般事項

1.1. 会社概況

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱ＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・三菱ＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注２ 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡し取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡し取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2011年12月31日現在、9,918米ドルの引当金を計上した（2010年：なし）。当該引当金は、貸借対照表の負債側に「引当金：その他の引当金」として含まれている。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルクの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定された。

当行は、2011年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった（2010年：なし）。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
3か月以下	349,249,075	174,098,600
3か月超	65,236,534	26,000,000
	<u>414,485,609</u>	<u>200,098,600</u>

注4 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、876,775米ドルおよび3,219米ドル（2010年：873,028米ドルおよび3,328米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2011年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2011年12月31日現在の 資本および準備金 米ドル	2011年12月31日 終了年度の損益 米ドル
MUGCルクス・マネジメント・エス・エイ	486,861	100%	1,258,411	421,486
三菱UFJグローバルカストディ・ ジャパン株式会社	389,914	100%	730,184	147,087

注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	873,028	0	0	3,747	876,775	0	876,775
2. 有形資産	12,843,660	618,005	(262,331)	(415,501)	12,783,833	(11,768,223)	1,015,610
a) ハードウェア	2,217,612	123,852	(259,344)	(71,741)	2,010,379	(1,791,744)	218,635

b) ソフトウェア	5,964,666	494,153	0	(192,961)	6,265,858	(5,605,104)	660,754
c) その他付属品、 家具、機器、車両	4,661,382	0	(2,987)	(150,799)	4,507,596	(4,371,375)	136,221
3. 無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	(1,620,311)	325,128
有価約因に基づいて 取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	(1,620,311)	325,128

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
前払法人税	1,524,915	1,790,544
未収利息	778,407	354,631
前払一般経費	4,113,688	6,059,599
信託業務手数料	3,962,135	3,432,212
全体保管手数料	8,211,841	7,415,730
投資ファンド手数料	4,045,082	3,480,559
その他の前払金（主に未収付加価値税（VAT） および富裕税を含む）	3,954,325	2,509,518
実現スワップ自己損益の中立化	2,538,894	0
管理会社手数料	653,372	517,246
その他の未収収益	76,052	69,482
	<u>29,858,711</u>	<u>25,629,521</u>

注7 外貨建て資産

2011年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、737,271,043米ドル（2010年：861,220,282米ドル）である。

注8 顧客未払金

要求払いのものを除く債務は、残存期間別に以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
3か月以下	11,045,429	37,706,085
3か月超	260,398	0
	<u>11,305,827</u>	<u>37,706,085</u>

注9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
優先債権者	697,184	287,729
諸債権者	<u>306,332</u>	<u>313,431</u>

1,003,516	601,160
-----------	---------

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
未払利息	319,496	309,021
未払一般経費	271,822	198,285
未払手数料	4,488,637	5,839,691
実現スワップ自己損益の中立化	0	524,442
その他の未払費用	4,922	53,418
その他の仮受金	126,069	2,320
	5,210,946	6,927,177

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2011年12月31日現在、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったため、負の中和ポジションは減少し、当行は536,775米ドル（2010年：1,942,382米ドル）に相当する繰延税の戻入れを行った。繰延税の戻入れは、損益計算書において「経常収益にかかる税金」の項目に表示されている。

ユーロ建て保有され1,653,368米ドル（2010年12月31日：2,263,364米ドル）に相当する繰延税の引当金残高は、負債の「引当金：課税引当金」の項目に表示されている。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
報酬引当金	680,315	469,542
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3.）	9,918	0
訴訟引当金（注23）	0	350,000
	690,233	819,542

注13 発行済み資本

当行の発行済みかつ全額払込み済み資本は37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2011年1月1日現在の残高	3,711,797	44,297,678	2,442
2010年12月31日終了年度の利益			17,399,921
利益の増加			
- 株主への配当金支払			(15,226,971)
- 準備金への振替		2,090,113	(2,090,113)
2011年12月31日現在の残高	3,711,797	46,387,791	85,279

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である富裕税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、同年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に富裕税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならない。総額13,387,791米ドル（2010年：11,297,678米ドル）の富裕税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2011年度中、当行は、3,331,113米ドルを富裕税準備金に割り当て、1,241,000米ドルの2005年度富裕税準備金の取崩しを行った。

	2011年 富裕税準備金 米ドル	2011年 富裕税準備金 ユーロ
2006年	2,498,676	2,601,000
2007年	3,304,122	2,800,000
2008年	4,081,958	2,900,000
2009年	373,035	260,000
2010年	3,130,000	2,333,121
2011年12月31日現在の残高	13,387,791	10,894,121

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2011年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2011年12月31日（および2010年12月31日）現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,551,174,237	985,801,720
株式およびその他の変動利回り有価証券	1	1
関連会社株式	876,775	873,028
前払金および未収収益	7,999,462	6,853,634

1,560,050,475	993,528,383
---------------	-------------

負債

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,169,586,320	699,269,235
顧客に対する未払金	15,364,060	32,031,297
未払金および繰延利益	1,589,942	1,386,541
	1,186,540,322	732,687,073

当行は、2011年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、通達06/273（改訂済）のパートXVI、ポイント24に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。2011年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、1,558,809,805米ドルであり、内訳は以下のとおりである。

	2011年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,551,146,469
外国為替取引（想定支払金額の２％）	7,663,336
	1,558,809,805

注16 監査法人に対する未払報酬

監査法人から当行に請求された、付加価値税（ＶＡＴ）を除く報酬およびそれぞれの全体的なネットワークは、以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
財務書類の監査	182,307	195,063
税金アドバイス報酬	17,964	32,473
その他の報酬	96,503	54,099
	296,774	281,635

当期の報酬は、発生主義に基づいて表示されている。

注17 外貨建て負債

2011年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、743,455,076米ドル（2010年：864,643,846米ドル）である。

注18 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

2011年 米ドル	2010年 米ドル
--------------	--------------

念書

1,254,197

1,388,818

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	4,199,681	520,170

期末現在、関連会社残高はなかった。

注20 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2011年12月31日および2010年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注21 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注22 その他の事業収益

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
2010年度に関する富裕税過払いの調整	605,665	0
2005年度、2006年度および2007年度に関する法人税還付金	406,625	0
過年度の付加価値税（VAT）還付金	0	898
過年度の一般経費調整からの利益	172,314	326,651
過年度の利子の調整	435	33,832
過年度の手数料の調整	101,641	177,774
その他	30,057	17,537
	1,316,737	556,692

注23 その他の事業費用

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
固定資産売却損	0	3,307

過年度の一般経費調整からの費用	29,102	28,198
過年度の利子	395	0
過年度の手数料	15,950	43,515
訴訟引当金（１）	0	350,000
その他	372	214
	45,819	425,234

（１）訴訟引当金は、当行に対する申立てに関するものである。2011年１月に両当事者はすでに和解し、解決した。

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2011年 人数	2010年 人数
上級管理職	13	13
中間管理職	34	24
従業員	62	74
	109	111

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
上級管理職	3,145,747	3,087,116

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2011年12月31日および2010年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
賃貸および関連費用	1,241,132	1,171,181
通信費用	346,873	361,965
専門家報酬	516,430	540,526
データ費用	714,272	557,425
維持費	786,637	694,431
旅費、交通費、出張費	153,661	154,674
業務費用	3,729,670	3,118,331
システム費用	5,687,134	5,668,850
業務契約	1,349,280	690,896
その他の費用	672,612	549,971
	15,197,701	13,508,250

注27 税金

27.1. 経常収益にかかる税金

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
法人税	6,038,997	4,548,061
繰延法人税（注11）	(410,968)	(1,479,895)
地方事業税	1,836,164	1,410,071
繰延地方事業税（注11）	(125,807)	(462,486)
	7,338,386	4,015,751

27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
富裕税（注14）	619,088	624,197
付加価値税（VAT）	302,793	244,090
その他の税金	30,944	48,761
	952,825	917,048

注28 親会社

2011年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社に変更された。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

1989年9月25日に、全てのルクセンブルグ金融機関の銀行部門が、非営利団体である「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「AGDL」という。）のメンバーになった。

1997年6月11日に改正された1993年4月5日法および2009年2月18日法に準拠して、AGDLの唯一の目的は、全メンバー金融機関の顧客預金をカバーする相互保証制度（以下「保証」という。）を確立することにある。保証によってカバーされる顧客には、国籍や居住国を問わず自然人である全ての預金者が含まれる。同様に、欧州連合加盟国の法律のもとで設立された、小規模であるため2002年12月19日営利企業法（改正済）の第35条に従い省略された財務書類の作成が認められている小会社も、保証によってカバーされる。

設立時のメンバーが支払不能に陥った場合、AGDLは、100,000ユーロまたは等価の外貨を上限とする弁済金を保証することにより、全ての現金預金者を保護する。全ての通貨が、区別されることなく保護される。同一金融機関における口座数または単独名義預金か連名名義預金かに関わらず、いかなる預金者もかかる金額より多く受け取ることはできない。

2000年7月27日法は、銀行は投資保証制度にも属さなければならないと規定している。この追加保証は、投資取引から生じた申し立ての弁済金として20,000ユーロをカバーするものである。

保証合計額は、いかなる場合においても一顧客当たり120,000ユーロ（預金保証の100,000ユーロおよび投資弁償の20,000ユーロ）を超えることはなく、絶対的な数値であり、いかなる利害関係またはその他の金額によって増額することはできない。

2011年12月31日（および2010年12月31日）現在、当行は、自然人名義の口座を引き受けておらず、潜在的な保証債務の認識における引当金を設定していない。

注30 金融商品の開示

30.1. 主要な非トレーディング金融商品

2011年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	559	0	0	0	559
B C L 残高	28,709,398	0	0	0	28,709,398
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,627,913,957	65,236,534	0	0	1,693,150,491
顧客に対するローンおよび貸付金	8,268	0	0	0	8,268
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,219	3,219
合計	1,656,632,182	65,236,534	0	3,219	1,721,871,935
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,170,489,092	0	0	0	1,170,489,092
顧客に対する未払金	445,384,564	260,398	0	0	445,644,962
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目	1,254,197	0	0	0	1,254,197
担保証券として差し入れられた保証金および資産					
合計	1,617,127,853	260,398	0	0	1,617,388,251

2010年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	558	0	0	0	558
B C L 残高	20,457,321	0	0	0	20,457,321
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,066,111,302	26,000,000	0	0	1,092,111,302
顧客に対するローンおよび貸付金	189,891	0	0	0	189,891
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,328	3,328
合計	1,086,759,072	26,000,000	0	3,328	1,112,762,400
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	701,182,390	0	0	0	701,182,390
顧客に対する未払金	310,843,644	0	0	0	310,843,644

偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目	1,388,818	0	0	0	1,388,818
担保証券として差し入れられた保証金および資産					
合計	1,013,414,852	0	0	0	1,013,414,852

30.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2011年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	65,677,209	0	0	0	65,677,209	551,324
スワップ	382,109,180	0	0	0	382,109,180	4,303,659
合計	447,786,389	0	0	0	447,786,389	4,854,983
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	54,426,488	0	0	0	54,426,488	419,348
スワップ	197,960,012	0	0	0	197,960,012	1,807,221
合計	252,386,500	0	0	0	252,386,500	2,226,569

上記の金額には、取引日が2011年12月31日以前で、評価日が2011年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2010年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	61,232,663	0	0	0	61,232,663	1,033,227
スワップ	490,823,932	0	0	0	490,823,932	6,401,698
合計	552,056,595	0	0	0	552,056,595	7,434,925
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						

先渡	309,162,814	0	0	0	309,162,814	5,122,431
スワップ	512,266,543	0	0	0	512,266,543	2,802,008
合計	821,429,357	0	0	0	821,429,357	7,924,439

上記の金額には、取引日が2010年12月31日以前で、評価日が2010年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

30.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2011年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2011年 簿価 米ドル	2010年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、B C L 残高	28,709,957	20,457,879
E U加盟国	28,709,957	20,457,879
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,693,150,491	1,092,111,302
E U加盟国	20,122,476	9,713,122
北および中央アメリカ	880,131,405	244,630,008
アジア	792,786,095	837,703,130
ヨーロッパ（非E U加盟国）	88,237	2,390
オーストラリアおよびニュージーランド	22,278	62,652
顧客に対するローンおよび貸付金	8,268	189,891
E U加盟国	0	189,891
アジア	8,268	0
株式およびその他の変動利回り有価証券	3,219	3,328
E U加盟国	3,219	3,328
合計	1,721,871,935	1,112,762,400

30.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

	2011年 未収想定元本 米ドル	2010年 未収想定元本 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
E U加盟国	51,834,359	110,849,480

アジア	6,163,358	242,638,000
アメリカ	62,259,174	12,843,398
スワップ		
アジア	0	246,700,743
E U加盟国	580,574,186	759,964,811
北および中央アメリカ	1,970,380	0
合計	702,801,457	1,372,996,432

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2011
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2011
(in USD)

A S S E T S

	Notes	2011	2010
Cash, balances with central banks and post office banks	30.1, 30.3	28.709.957	20.457.879
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 30.1, 30.3	1.693.150.491	1.092.111.302
a) repayable on demand		1.278.664.882	892.012.702
b) other loans and advances		414.485.609	200.098.600
Loans and advances to customers	30.1, 30.3	8.268	189.891
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 30.1, 30.3	3.219	3.328
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	876.775	873.028
Intangible assets	5	325.128	714.216
Tangible assets	5	1.015.610	1.131.990
Prepayments and accrued income	6, 15	29.858.711	25.629.521
TOTAL ASSETS	7	1.753.948.159	1.141.111.155

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2011

(in USD)

- continued -

LIABILITIES

	Notes	2011	2010
Amounts owed to credit institutions	15, 30.1	1.170.489.092	701.182.390
a) repayable on demand		1.170.489.092	701.182.390
Amounts owed to customers	8, 15, 30.1	445.644.962	310.843.644
a) repayable on demand		434.339.135	273.137.559
b) with agreed maturity dates or periods of notice		11.305.827	37.706.085
Other liabilities	9	1.003.516	601.160
Accruals and deferred income	10, 15	5.210.946	6.927.177
Provisions		17.830.642	19.026.977
a) provisions for taxation	11	17.140.409	18.207.435
b) other provisions	12	690.233	819.542
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	50.099.588	48.009.475
Result brought forward	14	85.279	2.442
Profit for the financial year		26.466.165	17.399.921
TOTAL LIABILITIES	17	1.753.948.159	1.141.111.155

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2011

(in USD)

	Notes	2011	2010
Contingent liabilities	18, 30.1	1.254.197	1.388.818
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		1.254.197	1.388.818
Fiduciary operations	21	78.188.588.926	68.157.409.394

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2011

(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2011

(in USD)

	Notes	2011	2010
Interest receivable and similar income		13,444.669	8,577.067
Interest payable and similar charges		(4,795.868)	(2,054.782)
Income from securities		348.254	269.695
Income from shares and other variable yield securities		19	72
Income from shares in affiliated undertakings		348.235	269.623
Commission receivable		90,983.509	73,813.018
Commission payable		(38,663.537)	(33,219.498)
Net profit on financial operations		1,874.307	2,069.174
Other operating income	22	1,316.737	556.692
General administrative expenses		(28,619.878)	(25,999.917)
a) staff costs	24, 25	(13,422.177)	(12,491.667)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(11,084.122)	(10,328.886)
- social security costs		(1,484.664)	(1,364.639)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(961.286)	(949.520)
b) other administrative expenses	16, 26	(15,197.701)	(13,508.250)
Value adjustments in respect of tangible			

and intangible assets		(1,084.998)	(1,253.495)
Other operating charges	23	(45.819)	(425.234)
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1	(7,338.386)	(4,015.751)
Profit on ordinary activities after tax		27,418.990	18,316.969
Other taxes not shown under the preceding items	27.2	(952.825)	(917.048)
Profit for the financial year		26,466.165	17,399.921

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. ("the Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two mayor shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo - Mitsubishi UFJ, Ltd Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2011
- continued -

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year end all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2011
- continued -

At the year end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

As at December 31, 2011, the Bank has booked a provision of USD 9.918 (2010: USD 0). This provision is included on the liabilities side of the balance sheet under the caption "Provisions: other provisions".

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks.

The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision was made before taxation and did not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2011 (2010: USD 0).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
Software: 4 years and 5 years;
Other intangible assets: 5 years;
Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the balance sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2011 USD	2010 USD
Not more than three months	349.249.075	174.098.600
More than three months	65.236.534	26.000.000
	<u>414.485.609</u>	<u>200.098.600</u>

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items "Shares in affiliated undertakings" and "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 876.775 and USD 3.219 (2010: USD 873.028 and USD 3.328).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2011, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost USD	Capital held %	Capital and reserves at 31/12/2011 USD	Result for the year ended 31/12/2011 USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	486.861	100 %	1.258.411	421.486
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY JAPAN Limited	389.914	100 %	730.184	147.087

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year	Additions	Disposals	Exchange difference	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments	Net value at the end of the financial year
	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
1. Shares in affiliated undertakings	873.028	0	0	3.747	876.775	0	876.775
2. Tangible assets	12.843.660	618.005	(262.331)	(415.501)	12.783.833	(11.768.223)	1.015.610
a) Hardware	2.217.612	123.852	(259.344)	(71.741)	2.010.379	(1.791.744)	218.635
b) Software	5.964.666	494.153	0	(192.961)	6.265.858	(5.605.104)	660.754
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	4.661.382	0	(2.987)	(150.799)	4.507.596	(4.371.375)	136.221
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	(1.620.311)	325.128
Goodwill acquired for valuable consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	(1.620.311)	325.128

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2011 USD	2010 USD
Prepaid income taxes	1.524.915	1.790.544
Accrued interest income	778.407	354.631
Prepaid general expenses	4.113.688	6.059.599
Commission on fiduciary operations	3.962.135	3.432.212
Commission on global custody	8.211.841	7.415.730
Commission on investment funds	4.045.082	3.480.559
Other prepayments (including mainly VAT & Net worth tax receivable)	3.954.325	2.509.518
Neutralization of realized swap for own result	2.538.894	0
Commission from Management Companies	653.372	517.246
Other accrued income	76.052	69.482

29,858,711

25,629,521

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2011 the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 737,271,043 (2010: USD 861,220,282).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

Debts other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2011	2010
	USD	USD
Not more than three months	11,045,429	37,706,085
More than three months	260,398	0
	<u>11,305,827</u>	<u>37,706,085</u>

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2011	2010
	USD	USD
Preferential creditors	697,184	287,729
Sundry creditors	306,332	313,431
	<u>1,003,516</u>	<u>601,160</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

2011	2010
USD	USD

Accrued interest expenses	319.496	309.021
Accrued general expenses	271.822	198.285
Accrued commission	4.488.637	5.839.691
Neutralization of realized swap for own result	0	524.442
Other accrued expenses	4.922	53.418
Other suspense receipt	126.069	2.320
	<u>5.210.946</u>	<u>6.927.177</u>

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal balance sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

At December 31, 2011, due to the appreciation of the US dollar against Euro, the negative neutralisation position has decreased and the Bank has written back deferred taxes for the equivalent of USD 536.775 (2010: USD 1.942.382). Deferred taxes written back are shown in the Profit and Loss Account under "Tax on profit on ordinary activities".

The balance of the provision for deferred taxation, which is kept in Euro and amounts to the equivalent of USD 1.653.368 (December 31, 2010: USD 2.263.364) is shown under the liabilities item "Provisions: provisions for taxation".

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2011 USD	2010 USD
Provision for remuneration	680.315	469.542
Provision for unrealised losses on forward deals (note 2.3)	9.918	0

Provision for litigation (note 23)	0	350.000
	<u>690.233</u>	<u>819.542</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2011	3,711.797	44,297.678	2,442
Profit for the year ended December 31, 2010			17,399.921
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(15,226.971)
- Transfer to reserves		2,090.113	(2,090.113)
Balance at December 31, 2011	<u>3,711.797</u>	<u>46,387.791</u>	<u>85,279</u>

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital.

This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the same year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 13.387.791 (2010: USD 11.297.678).

During the year 2011, the Bank has allocated an amount of USD 3.331.113 to Reserve for Net Worth Tax and reversed the available Reserve for Net Worth Tax of 2005 which amounted to USD 1.241.000.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

Years	2011	2011
	Reserve for Net Worth Tax USD	Reserve for Net Worth Tax EUR
2006	2,498.676	2,601.000
2007	3,304.122	2,800.000
2008	4,081.958	2,900.000
2009	373.035	260.000
2010	3,130.000	2,333.121
Balance at December 31, 2011	<u>13,387.791</u>	<u>10,894.121</u>

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special “On-line costs reserve” for a total amount of USD 60,000,000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50,000,000 from this reserve to absorb the losses created by the special “On-line costs”.

The remaining balance of USD 10,000,000 is included in the Bank’s other reserves as at December 31, 2011.

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2011 (and December 31, 2010) the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2011 USD	2010 USD
Loans and advances to credit institutions	1,551,174.237	985,801.720
Shares and other variable-yield securities	1	1
Shares in affiliated undertakings	876.775	873.028
Prepayments and accrued income	7,999.462	6,853.634
	<u>1,560,050.475</u>	<u>993,528.383</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

LIABILITIES

	2011 USD	2010 USD
Amounts owed to credit institutions	1,169,586.320	699,269.235
Amounts owed to customers	15,364.060	32,031.297
Accruals and deferred income	1,589.942	1,386.541
	<u>1,186,540.322</u>	<u>732,687.073</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 “Related Party Disclosures” which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm’s length transactions as of December 31, 2011 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with Part XVI, point 24 of Circular 06/273, as amended. As at December 31, 2011, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 1,558,809,805 breakdown as follows:

	2011 USD
Loans and advances to credit institutions	1,551,146,469
Foreign exchange transactions (2% of notional payable amount)	7,663,336
	<u>1,558,809,805</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 16 - FEES PAYABLE TO THE AUDIT FIRM

Fees, excluding VAT, charged to the Bank by the audit firm and its respective entire network may be analysed as follows:

	2011 USD	2010 USD
Audit of the Annual Accounts	182,307	195,063
Tax advisory fees	17,964	32,473
Other fees	96,503	54,099
	<u>296,774</u>	<u>281,635</u>

Fees are shown on an accrual basis for the financial year.

NOTE 17 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2011, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 743,455,076 (2010: USD 864,643,846).

NOTE 18 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2011 USD	2010 USD
Counter-guarantees	<u>1,254,197</u>	<u>1,388,818</u>

As at the year end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 19 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the balance sheet nor in the off balance sheet items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2011 USD	2010 USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	4,199,681	520,170

As at the year end, there are no related party balances.

NOTE 20 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2011 and 2010:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 21 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

2011

2010

	USD	USD
Adjustment of overpayment of Net Worth Tax related to year 2010	605.665	0
Income Tax refund related to years 2005, 2006 and 2007	406.625	0
VAT refund for prior years	0	898
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	172.314	326.651
Adjustment for interest previous years	435	33.832
Adjustment for commission previous years	101.641	177.774
Other	30.057	17.537
	<u>1.316.737</u>	<u>556.692</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2011 USD	2010 USD
Loss on the sale of fixed assets	0	3.307
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	29.102	28.198
Interest previous years	395	0
Commission previous years	15.950	43.515
Provision for litigation (1)	0	350.000
Others	372	214
	<u>45.819</u>	<u>425.234</u>

(1) Provision for litigation relates to a claim made against the Bank. In January 2011 an agreement has been reached between the two parties and claim settled.

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2011 Number	2010 Number
Senior management	13	13
Middle management	34	24
Employees	62	74
	<u>109</u>	<u>111</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2011 USD	2010 USD
Senior management	3.145.747	3.087.116

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2011 and 2010, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2011 USD	2010 USD
Rent and related expenses	1.241.132	1.171.181
Telecommunication expenses	346.873	361.965
Professional fees	516.430	540.526
Data charges	714.272	557.425
Maintenance	786.637	694.431
Travelling, moving, business trips	153.661	154.674
Service fee	3.729.670	3.118.331
System cost	5.687.134	5.668.850
Service contracts	1.349.280	690.896
Other expenses	672.612	549.971
	15.197.701	13.508.250

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

2011 USD	2010 USD
-------------	-------------

Corporate Income Tax	6,038.997	4,548.061
Deferred Corporate Income Tax (note 11)	(410.968)	(1,479.895)
Municipal Business Tax	1,836.164	1,410.071
Deferred Municipal Business Tax (note 11)	(125.807)	(462.486)
	<u>7,338.386</u>	<u>4,015.751</u>

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2011 USD	2010 USD
Net worth tax (note 14)	619.088	624.197
VAT	302.793	244.090
Other taxes	30.944	48.761
	<u>952.825</u>	<u>917.048</u>

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2011, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

On September 25, 1989, all credit institutions in the Luxembourg banking sector became members of the non-profit making association “Association pour la Garantie des Dépôts, Luxembourg” (“AGDL”).

In accordance with the Law of April 5, 1993, as amended by the Law of June 11, 1997 and the Law of February 18, 2009, the sole object of AGDL is the establishment of a mutual guarantee scheme covering deposits made by customers of member credit institutions (“the Guarantee”). The customers covered by the Guarantee include all depositors who are physical persons, whatever their nationality or country of residence. Also covered by the Guarantee are small companies constituted under the law of a Member State of the European Union, whose size is such that they would be permitted to draw up abbreviated accounts pursuant to Article 35 of the Law of December 19, 2002 on commercial companies, as amended.

In the event of insolvency of a member establishment, the AGDL protects all cash depositors by guaranteeing the reimbursement of their deposits up to the amount of EUR 100,000 or its foreign currency equivalent. All currencies are protected without distinction.

No depositor can receive more than this sum, regardless of the number of accounts or deposits held in the sole or joint name of the depositor with the same credit institution.

The Law of July 27, 2000 stipulates that banks must also belong to an investment Guarantee scheme. This additional Guarantee covers the reimbursement of claims resulting from investment transactions up to the amount of EUR 20.000.

The total amount of the Guarantee will in no case exceed EUR 120.000 per customer (EUR 100.000 deposit guarantee and EUR 20.000 investor compensation) represents an absolute figure and cannot be increased by any interest, or any other amount.

As at December 31, 2011 (and December 31, 2010) the Bank had not accepted any deposits from physical persons and had not to set up any provision in recognition of any potential liabilities under the Guarantee.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 30 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

30.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2011, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD

FINANCIAL ASSETS

Instrument class

Cash on hand	559	0	0	0	559
Balances with the BCL	28.709.398	0	0	0	28.709.398
Loans and advances to credit institutions	1.627.913.957	65.236.534	0	0	1.693.150.491
Loans and advances to customers	8.268	0	0	0	8.268
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.219	3.219
Total	1.656.632.182	65.236.534	0	3.219	1.721.871.935

FINANCIAL LIABILITIES

Instrument class

Amounts owed to credit institutions	1.170.489.092	0	0	0	1.170.489.092
Amounts owed to customers	445.384.564	260.398	0	0	445.644.962
<i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i>	1.254.197	0	0	0	1.254.197
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	1.617.127.853	260.398	0	0	1.617.388.251

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

As at December 31, 2010, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	558	0	0	0	558
Balances with the BCL	20,457,321	0	0	0	20,457,321
Loans and advances to credit institutions	1,066,111,302	26,000,000	0	0	1,092,111,302
Loans and advances to customers	189,891	0	0	0	189,891
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3,328	3,328
Total	1,086,759,072	26,000,000	0	3,328	1,112,762,400

FINANCIAL LIABILITIES

Instrument class

Amounts owed to credit institutions	701,182,390	0	0	0	701,182,390
Amounts owed to customers	310,843,644	0	0	0	310,843,644
<i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i>	1,388,818	0	0	0	1,388,818
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	1,013,414,852	0	0	0	1,013,414,852

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

30.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2011, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD

FINANCIAL ASSETS

Instrument class*Foreign exchange transactions*

Forwards	65.677.209	0	0	0	65.677.209	551.324
Swaps	382.109.180	0	0	0	382.109.180	4.303.659
Total	447.786.389	0	0	0	447.786.389	4.854.983

FINANCIAL LIABILITIES**Instrument class***Foreign exchange transactions*

Forwards	54.426.488	0	0	0	54.426.488	419.348
Swaps	197.960.012	0	0	0	197.960.012	1.807.221
Total	252.386.500	0	0	0	252.386.500	2.226.569

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2011 and a value date after December 31, 2011.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.**NOTES TO THE ACCOUNTS**

December 31, 2011

- continued -

As at December 31, 2010, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD

FINANCIAL ASSETS**Instrument class***Foreign exchange transactions*

Forwards	61.232.663	0	0	0	61.232.663	1.033.227
Swaps	490.823.932	0	0	0	490.823.932	6.401.698
Total	552.056.595	0	0	0	552.056.595	7.434.925

FINANCIAL LIABILITIES**Instrument class***Foreign exchange transactions*

Forwards	309.162.814	0	0	0	309.162.814	5.122.431
Swaps	512.266.543	0	0	0	512.266.543	2.802.008
Total	821.429.357	0	0	0	821.429.357	7.924.439

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2010 and a value date after December 31, 2010.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

30.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2011, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2011 Carrying amount in USD	2010 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	28.709.957	20.457.879
<i>EU member countries</i>	<i>28.709.957</i>	<i>20.457.879</i>
Loans and advances to credit institutions	1.693.150.491	1.092.111.302
<i>EU member countries</i>	<i>20.122.476</i>	<i>9.713.122</i>
<i>North & Central America</i>	<i>880.131.405</i>	<i>244.630.008</i>
<i>Asia</i>	<i>792.786.095</i>	<i>837.703.130</i>
<i>Europe, non-EU member countries</i>	<i>88.237</i>	<i>2.390</i>
<i>Australia and New Zealand</i>	<i>22.278</i>	<i>62.652</i>
Loans and advances to customers	8.268	189.891
<i>EU member countries</i>	<i>0</i>	<i>189.891</i>
<i>Asia</i>	<i>8.268</i>	<i>0</i>
Shares and other variable yield securities	3.219	3.328
<i>EU member countries</i>	<i>3.219</i>	<i>3.328</i>
Total	1.721.871.935	1.112.762.400

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

30.4. Information on derivative non-trading financial instruments

2011 Notional/ receivable amount	2010 Notional/ receivable amount
---	---

in USD

in USD

FINANCIAL ASSETS

By instrument class and geographic location

Foreign exchange transactions

Forwards

<i>EU member countries</i>	<i>51,834,359</i>	<i>110,849,480</i>
<i>Asia</i>	<i>6,163,358</i>	<i>242,638,000</i>
<i>America</i>	<i>62,259,174</i>	<i>12,843,398</i>

Swaps

<i>Asia</i>	<i>0</i>	<i>246,700,743</i>
<i>EU member countries</i>	<i>580,574,186</i>	<i>759,964,811</i>
<i>North and Central America</i>	<i>1,970,380</i>	<i>0</i>

Total	702,801,457	1,372,996,432
--------------	--------------------	----------------------

[次へ](#)

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円への換算には平成24年8月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝78.60円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）資産及び負債の状況

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2012年6月30日現在

（単位：米ドル）

資 産

		米ドル	千円
1.1	現金および中央銀行における現金残高	16,368,514.00	1,286,565
1.2	売買目的で保有される金融資産	12,334,406.00	969,484
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	12,334,406.00	969,484
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産	0.00	0
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	売却可能金融資産	2,491,535.00	195,835
1.4.1	持分証券	2,491,535.00	195,835
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）	2,359,607,712.00	185,465,166
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	2,359,607,712.00	185,465,166
1.6	満期保有目的投資有価証券	0.00	0
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	外国事業純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
1.9	有形資産	1,433,755.00	112,693
1.9.1	有形固定資産	1,433,755.00	112,693

1.9.2	投資不動産		
1.10	無形資産	1,397,420.00	109,837
1.10.1	営業権		
1.10.99	その他の無形資産	1,397,420.00	109,837
1.12	税金資産	1,490,731.00	117,171
1.12.1	現行税金資産	1,490,731.00	117,171
1.12.2	繰延税金資産		
1.13	その他の資産	25,423,680.00	1,998,301
1.14	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
1.15	資産合計	2,420,547,753.00	190,255,053

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2012年6月30日現在

（単位：米ドル）

負債

		米ドル	千円
2.1	中央銀行預金		
2.2	売買目的で保有される金融負債	3,102,373.00	243,847
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	3,102,373.00	243,847
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証券（短期間で買戻す予定の債券を含む）		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債	0.00	0
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証券（債券を含む）		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	償却後原価で測定される金融負債	2,287,212,414.00	179,774,896
2.4.1	金融機関からの預金	1,454,816,358.00	114,348,566
2.4.2	金融機関以外からの預金	832,396,056.00	65,426,330
2.4.3	債務証券（債券を含む）		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	譲渡された金融資産に関連する金融負債		
2.6	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	外国事業純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
2.8	引当金	0.00	0
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務		
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金	0.00	0
2.9	税金負債	17,443,138.00	1,371,031
2.9.1	現行税金負債	15,826,833.00	1,243,989
2.9.2	繰延税金負債	1,616,305.00	127,042

2.10	その他の負債	11,343,994.00	891,638
2.11	要求払株式資本（例えば、共同株式）		
2.12	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
2.13	負債合計	2,319,101,919.00	182,281,411

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2012年6月30日現在

（単位：米ドル）

資 本

		米ドル	千円
3.1	発行済み資本	37,117,969.00	2,917,472
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	2,917,472
3.1.2	未払込請求資本	0.00	0
3.2	株式発行差金		
3.3	その他のエクイティ	0.00	0
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	再評価準備金およびその他の評価差額：	1,636,454.00	128,625
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	外国事業純投資のヘッジ（有効部分）		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ（有効部分）		
3.4.6	売却可能金融資産	1,636,454.00	128,625
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ		
3.4.99	その他の項目		
3.5	準備金（利益剰余金を含む）	50,727,180.00	3,987,156
3.6	<自己株式>		
3.7	当期利益	11,964,231.00	940,389
3.8	<中間配当>		
3.10	資本合計	101,445,834.00	7,973,643
3.11	負債および資本合計	2,420,547,753.00	190,255,053

（２）損益の状況

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2012年6月30日に終了した期間

（単位：米ドル）

		米ドル	千円
5.1	金融および運用収益および費用（＋／－）	30,722,966.00	2,414,825
5.2	利息収益	7,324,242.00	575,685
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	1,884,285.00	148,105
5.2.2	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）	2,457,546.00	193,163
5.2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		

5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）	2,982,411.00	234,418
5.2.6	満期保有目的投資有価証券		
5.2.7	デリバティブ - ヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	（支払利息）（-）	3,074,304.00	241,640
5.3.1	中央銀行からの預金	0.00	0
5.3.2	売買目的で保有される金融負債（区別して計上される場合）	112,604.00	8,851
5.3.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債		
5.3.4	償却後原価で測定される金融負債	2,961,700.00	232,790
5.3.5	デリバティブ - ヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	要求払株式資本に係る費用（-）		
5.5	受取配当（+）	15.00	1
5.5.1	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）		
5.5.2	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	15.00	1
5.6	受取手数料（+）	47,565,588.00	3,738,655
5.7	（支払手数料）（-）	21,450,414.00	1,686,003
5.8	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産 および負債に係る実現利益（損失）、純額（+/-）	0.00	0
5.8.1	売却可能金融資産		
5.8.2	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）		
5.8.3	満期保有目的投資有価証券		
5.8.4	償却後原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	売買目的で保有される金融資産および負債に係る 利益（損失）、純額（+/-）	808,053.00	63,513
5.9.1	デリバティブに関するエクイティ商品		
5.9.2	金利商品およびデリバティブ関連		
5.9.3	為替取引	808,053.00	63,513
5.9.4	信用リスク商品およびデリバティブ関連		
5.9.5	商品およびデリバティブ関連		
5.9.99	その他（ハイブリッド・デリバティブを含む。）		
5.10	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産 および負債に係る利益（損失）、純額（+/-）		
5.11	ヘッジ会計からの利益（損失）、純額（+/-）		
5.12	為替差額、純額（+/-）		
5.13	売却目的以外で保有される資産の認識除外に係る 利益（損失）、純額（+/-）		
5.14	その他の事業収益（+）	101,124.00	7,948
5.15	その他の事業費用（-）	551,338.00	43,335
5.16	一般管理費（-）	14,893,907.00	1,170,661
5.16.1	従業員費用（-）	6,582,921.00	517,418
5.16.2	一般管理費用（-）	8,310,986.00	653,243
5.17	減価償却（+/-）	470,156.00	36,954
5.17.1	有形固定資産	108,287.00	8,511
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産（営業権を除く）	361,869.00	28,443
5.18	引当金（+/-）	0.00	0
5.19	減損（+/-）	0.00	0
5.19.1	損益計算書を通じて公正価値で測定されない 金融資産に係る減損（+/-）	0.00	0
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産 （値付けされていないエクイティ）		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却後原価で測定されるローンおよび未収金 （ファイナンス・リースを含む）		
5.19.1.4	償却後原価で測定される満期保有目的投資証券		
5.19.2	非金融資産に係る減損、純額（+/-）	0.00	0
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	営業権		
5.19.2.4	その他の無形資産		
5.19.2.99	その他		
5.20	直ちに損益認識されるマイナスの営業権（+）		

5.22	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的 保有に分類される除却グループからの損益（＋／－）		
5.23	継続事業からの税引前損益合計（＋／－）	15,358,903.00	1,207,210
5.24	継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（－／＋）	3,394,672.00	266,821
5.25	継続事業からの税引後損益合計（＋／－）	11,964,231.00	940,389
5.26	非継続事業からの税引後損益（＋／－）		
5.27	当期利益または損失（＋／－）	11,964,231.00	940,389

4【利害関係人との取引制限】

投資運用会社または管理会社の取締役は、受益証券に持分を有していない。投資運用会社は、マン・グループにより間接的に保有されている。トレーディング・アドバイザーもまた、直接または間接的に、その一部または全部を、マン・グループが保有している会社である場合がある。

投資家は、以下の利益相反の可能性に留意すべきである。

（受託会社兼保管会社としての）受託会社、（管理会社兼管理事務代行会社としての）管理会社、投資運用会社、マーケット・アドバイザー、ブローカー、取引アドバイザーおよびその他のサービス・プロバイダー、ならびにその役員、従業員および関連会社のうちのいずれかの者（以下「利害関係人」という。）は、時にファンドとの間に利益相反を招く可能性のあるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することができる。これらの中には、その他のファンドの運用もしくは管理またはそれらの受託会社もしくはサービス・プロバイダーとしての活動、証券の売買、投資運用および投資顧問の業務、ブローカー業務ならびにその他のファンド役員としての業務が含まれる。特に、管理会社、マーケティング・アドバイザーおよび投資運用会社が、ファンドまたはトレーディング・カンパニーがマネージド・アカウントを通じて投資するファンドと似た投資方針を有する可能性のある多くのファンドまたはマネージド・アカウントの運用、顧問またはその他の業務に携わることがあることを、認識すべきである。

利害関係人は、ファンドまたはトレーディング・カンパニーの資産の一部の投資に関して裁量権を行使することができる。いかなる利害関係人もファンドに対して提供する業務と類似の業務を第三者に対して提供することができ、かかる活動により得た利益を申告する義務を負わないものとする。トレーディング・カンパニーのブローカーにより請求される手数料の一部について、ブローカー、投資運用会社および/またはブローカーもしくは投資運用会社の本体もしくは関連会社に対して、ブローカーがリベートを支払うことがある。特に、ブローカーは、フューチャーズ・ポジションのイニシャル・マージンの資金手当てを含む短期資金手当ての目的で、随時トレーディング・カンパニーに対して融資を行うことがある。

適用法令に常に従うことを条件に、管理会社または投資運用会社は、いずれかの利害関係人、投資信託またはかかる者により助言もしくは運用されるアカウントから、証券をファンドまたは（適切な場合）トレーディング・カンパニーの勘定で取得したり、これらの者に対して証券を処分することができる。ただし、かかる取引は、受益者の最善の利益に資すること、またアームズ・レングス・ベースで交渉された通常の商業上の条件に基づき遂行されることを要する。いずれかの利害関係人（受託会社を除く。）は、適切であるとする受益証券の保有およびその処理を行うことができる。利害関係人は、類似の投資対象をファンドが保有するか否かに関わらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有および処理することができる。

適用法令に常に従うことを条件に、いずれかの利害関係人は、ファンドによりもしくはファンドの勘定でその証券が保有されているいずれかの受益者または法人との間に、金融またはその他の取引の契約を締結したりこれを実行することができ、かかる契約または取引より利益を得ることができる。さらに、いずれかの利害関係人は、ファンドの利益になるか否かに関わらず、ファンドの勘定で、ファンドの投資対象の売却または購入に関連して取り決める手数料、リベートおよび利益を受領することができる。

利害関係人は、潜在的な利益相反が生じた場合、自己の他の依頼者に対する義務を考慮しつつ、ファンド、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社との間の契約に基づく義務、ならびに、ファンド、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の利益を最優先に履行する義務について斟酌する。実際に利益相反が生じた場合、関連する利害関係人は、取引の頻度、取引を適時に遂行することの重要性および適用法令等の様々な点を考慮して、かかる利益相反について必ず公正な解決がなされるよう、努力するものとする。これらの義務を考慮して、ファンドおよびトレーディング・カンパニーは、通常の市場スタンダードおよび適用法に従って、管理会社、投資運用会社またはその関連会社から投資対象を購入しまたは売却することができる。特に、投資運用会社は、当該時点において、ファンドおよびトレーディング・カンパニーの利害関係を斟酌して、合理的に取得可能な最良の条件によりファンドの投資目的および投資方針の中で投資運用会社により見極められる潜在的な投資についてファンドおよびトレーディング・カンパニーが参加する機会を

持てるように適切に努めるものとする。

保証銀行および/またはその関連会社は、信用枠提供者として行為することができ、および/または、保証状を提供する地位に関連して利益相反を生じる可能性があるマン・グループまたはその関連会社に対するその他の業務の提供を行うことができる。

5【その他】

（１）定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

（２）事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、ルクセンブルグ金融監督委員会（CSSF）は、1993年4月5日法（改正済）に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

（３）出資の状況

該当事項はない。

（４）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company（Cayman）Limited）（「受託会社」兼「保管会社」）

（イ）資本金の額

平成23年12月末日現在、189,893,030米ドル（約149億円）

（ロ）事業の内容

CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「CIBCケイマン」という。）は、グランド・ケイマン、ジョージ・タウンに所在する。同社は、2,730億カナダ・ドルを超える資産を有する世界最大級の銀行であるカナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマーシ（以下「CIBC」という。）の間接的な完全所有子会社である。CIBCケイマンは、昭和40年に設立された、ケイマン諸島の最大級の信託会社である。同社は、銀行業、信託業および投資サービス、ならびに投資信託の事務管理を行っている。同社の顧客には、ケイマン諸島および世界中の個人、法人、銀行およびファンドが含まれる。

CIBCケイマンは、適式に設立され、有効に存在し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法に基づき事業を行うための免許を取得している。同社はまた、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2012年改訂）に基づき、投資信託の事務管理についても免許を取得している。

信託証書に基づき、受託会社の側に故意の不履行、過失または詐欺がある場合を除き、受託会社は、受益者またはその他の者に対して何らの責任をも負わない。

(2) マン・コーポレート・サービスズ(アイルランド)リミテッド(Man Corporate Services (Ireland) Limited) (「受益者サービス代行会社」)

(イ) 資本金の額

平成24年8月末日現在、資本金6,130,000米ドル(約4.8億円)および純資産2,604,000米ドル(約2億円)(未監査)

(ロ) 事業の内容

マン・コーポレート・サービスズ(アイルランド)リミテッドは、平成11年8月に事業を開始した。同社は、主としてマンにより運用されるいくつかの商品に関する株主関連事務および登録移転事務を提供している。マン・コーポレート・サービスズ(アイルランド)リミテッドは、1995年投資仲介法に基づき、アイルランド中央銀行の認可を受けている。

(3) マン・バリュエーション・サービスズ・リミテッド(Man Valuation Services Limited) (「評価事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

平成24年8月末日現在、発行済資本金2米ドル(157円)および純資産約41,795,000米ドル(約33億円)(未監査)

(ロ) 事業の内容

マン・グループの一員であるマン・バリュエーション・サービスズ・リミテッドは、英国およびウェールズ州において適用ある法律に基づき有限責任会社(2772379番)として設立され、登記上の所在地をロンドンEC4R 3AD、スワン・レーン2、リバーバンク・ハウスに置いている。マン・バリュエーション・サービスズ・リミテッドは、投資商品に関する評価および会計サービスを提供する。マン・バリュエーション・サービスズ・リミテッドは、商品評価、管理報酬および成功報酬の計算、ファンド会計書類の作成、商品に関する買掛金機能、現金需要ならびに銀行および貸付残高調整について特に責任を負う。

(4) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

平成24年7月末日現在、405億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき日本において第一種金融商品取引業を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務および保管業務を行う。

(2) マン・コーポレート・サービスズ(アイルランド)リミテッド

受益者サービス代行会社は、受益者サービス代行業務を行うように任命されている。

(3) マン・バリュエーション・サービスズ・リミテッド

評価事務契約に基づき、受益証券について評価および記帳業務をファンドおよびトレーディング・カンパニーに提供する。

(4) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

代行協会員として行為し、またファンド証券の販売および買戻しの取扱いを行う。

3【資本関係】

保証銀行は、平成24年8月末日現在、管理会社の株式の28.53%を保有している。その他、管理会社と他の関係法人の間に資本関係はない。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理法（2007年改訂））の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2012年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,871であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2012年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2011年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

（a）規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（i）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（ ）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

（A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

（B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（b）上記の（i）および（ ）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（ ）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4．投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。
5. 投資信託管理者
- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、

制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4（4）条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- （a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- （b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
- （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- （e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- （a）最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2012年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- （b）設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- （c）存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- （d）投資信託がいったん登録された場合、会社法（2012年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - （i）各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - （ ）取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に

提出しなければならない。

- () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2012年改訂）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法（2012年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2011年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。
 - (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
 - (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
 - (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
 - (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
 - (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規

制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するよう指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- （a）規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - （b）規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - （c）免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - （d）規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - （e）規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- （a）CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - （b）会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - （c）所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - （d）CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- （a）第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - （b）投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - （c）投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - （d）事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること

（e）投資信託の事務を支配する者を選任すること

- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - （c）第7.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託が会社の場合、会社法（2012年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （d）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （e）また、CIMAは、第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（a）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17（c）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合、
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合、
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと

- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10 (e) 項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15 (b) 項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2012年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り

消すことができる。

- （ a ） CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- （ b ） 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2009年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

- （ a ） 規制投資信託
- （ b ） 免許投資信託管理者
- （ c ） 規制投資信託であった人物、または
- （ d ） 免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1（ a ）項から9.1（ d ）項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- （ a ） 9.1（ a ）項から9.1（ d ）項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- （ b ） 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- （ c ） 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- （ a ） 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- （ b ） それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
- （ c ） 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
- （ d ） ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- （ e ） ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10．CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができ、

- （a）ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- （b）投資信託に関する事柄
- （c）投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- （a）CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- （b）例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- （c）開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- （d）ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- （e）投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- （a）契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- （b）一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- （a）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - （i）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

（ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

- （b）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- （c）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- （d）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- （e）事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- （a）販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- （b）一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2010年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2010年改訂）第247条、第248条

- （a）欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- （b）他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- （c）両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5（3）条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2012年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2012年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1（1）項、第6.2（g）、7項および第6.3（i）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）（a）項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから６か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の６か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

（a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

（i）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

（ ）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること

（ ）管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること

（ ）本規則、会社法（2012年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること

（v）一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること

（ ）管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること

（ ）別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

（ ）一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

（b）本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

（c）管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

（d）管理事務代行会社はケイマン諸島または別表３の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表３の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）の別表３に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2011年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること

- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
- (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（5）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（6）項は、本規則第21条（4）項または第21条（5）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。

- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、一般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、() および() に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名

および営業用住所

- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
- () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第４【参考情報】

ファンドについては、当該計算期間中、下記の書類が関東財務局長に提出されている。

平成23年10月31日 有価証券報告書（第３期）

平成24年１月31日 半期報告書（第４期中）

第５【その他】

該当事項なし。

【別紙】

定 義

「追加額」	償還日に償還予定の発行済ゼロ・クーポン債につき、保証枠設定契約の条項に基づき、投資運用会社、管理会社、ゼロ・クーポン債発行会社、受託会社および登録事務代行会社に宛てた書面において保証銀行により証明される直近時点における米ドル建ての金額（もしあれば）であり、ゼロ・クーポン債発行会社が、保証銀行の同意を得てプロフィット・ロックイン構造に基づき追加の適格担保を取得し、当該適格担保を保証枠設定契約の条項に従って保証銀行のために提供したことにより、保証銀行が基本保証額を超えて保証する額（ただし、保証状の制限に従う。）をいう。
「政府当局」	すべての領土、国もしくは政府または政府関係、準政府関係もしくは司法関係機関もしくは司法当局をいう。
「代行協会員」	〒100-0005 日本国東京都千代田区丸の内二丁目５番２号所在の三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
「マネー・ロンダリング防止関係書類」	申込者が受益証券の申込みに際して提出する申込書のアペンディクスにおいて要求される書類をいう。
「申込者」	申込みを行う受益証券に適用される発行価格の総額に相当する米ドル建ての決済可能な資金を申込口座に振り込む（または振り込ませる）とともに、適式に作成されかつ署名された受益証券の申込書を提出する申込名義人をいう。
「申込書」	受益証券の申込みを行うために申込者が作成しかつ署名する、管理会社から入手できる受益証券の申込書をいう。
「アレンジメント報酬」	保証枠設定契約に基づき合意されている保証銀行に支払われる一回限りの報酬をいう。
「監査人」	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、私書箱510 GT所在のアーンスト・アンド・ヤングをいう。

「保証銀行」	〒100-8388 日本国東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号所在の株式会社三菱東京UFJ銀行をいう。
「基本保証額」	償還日に償還予定の発行済各ゼロ・クーポン債に関して、その額面金額の100%に相当する米ドル建ての金額をいう。
「先物委託売買会社」	トレーディング・カンパニーにより取次ブローカーとして随時任命される会社をいう。
「営業日」	ケイマン諸島、ダブリン、ジャージー、ロンドン、ルクセンブルグ大公国、ニューヨークおよび東京において、銀行および外国為替市場が営業する日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。
「法改正」	信用枠設定契約の日付以降の以下の場合をいう。（ ）法律、規制または中央銀行、税務、会計、地方、国際、国内、金融またはその他所轄当局または政府当局の指令、規則、要求、通知、ガイドライン、方針表明、実施規定または公式提案の導入または改正（法律効力の有無を問わないが、関連法域における銀行またはその他の金融機関はこれらを遵守する慣習である。）、（ ）法律、規制または裁判所、仲裁機関、税務局、国際、国内、会計またはその他所轄当局または政府当局の指令、規則、要求、通知、ガイドライン、方針表明、実施規定または公式提案の解釈の変更または新規のもしくは追加の解釈の導入もしくは提示、または（ ）中央銀行、税務、会計、地方、国際、国内、金融またはその他所轄当局または政府当局が発する新規のまたは異なる要求または指示（いずれの場合も法律効力の有無を問わないが、関連法域における銀行またはその他の金融機関はこれらを遵守する慣習である。）。
「信用枠」	コミットの有無を問わず、信用供与、またはデリバティブ商品およびレバレッジ・ピークルへの投資を含むがこれらに限られない他の形態のレバレッジをいう。
「信用提供者」	特に本書において詳述される投資レバレッジの提供を目的として、マン・グループ内の企業または保証銀行を含む、トレーディング・カンパニーとの間で随時信用枠を決定する法的主体をいう。
「保管会社」	ファンド資産の保管者としての地位を有するCIBC バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（または保管会社により任命されることがあるその他の企業）をいう。
「取引日」	各暦月の第 1 営業日または受託会社が随時決定するその他の営業日をいい、第 1 取引日は平成20年11月の第 1 営業日とする。
「日本における販売会社」	〒100-0005 日本国東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号所在の三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。

「早期償還日」	本書の条項に従い、償還日に先立つ日のうち、信託証書の条項に従い受託会社が宣言する日で、すべての発行済受益証券の償還がファンドにより行われる日をいう。
「適格担保」	ゼロ・クーポン債に関し、アメリカ合衆国財務省の発行する米ドル建てゼロ・クーポン債、保証銀行が事前に書面をもって同意する同種の米ドル建て証券もしくは証書（現金預金、保証銀行における預金および保証銀行の発行する非劣後債を含むが、これらに限られない。）で償還日以前に償還予定のもの、または保証銀行とゼロ・クーポン債発行会社との間で書面をもって同意されるその他の資産をいう。
「報酬契約」	受託会社とトレーディング・カンパニーとの間で、英文目論見書と同日または近接する日に締結され、本書に記載のある報酬契約をいう。
「FSA」	FSMAに基づき監督機能を実施するために、有限責任保証会社として設立および授權された、英国の金融サービス機構（またはこれを承継する規制当局）をいう。
「FSMA」	英国の2000年金融サービス市場法（随時改正済み）をいう。
「保証」または「保証状」	保証枠設定契約の条項に基づき、保証銀行がゼロ・クーポン債に関して作成する保証状をいう。
「保証請求代理人」	保証請求証書における義務に基づいて保証請求代理人としての地位を有するメイプルズ・エフエス・リミテッドまたは保証銀行の事前の書面による承諾（かかる承諾は合理的な理由なく留保、遅滞または条件付で行われてはならない。）をもって適式に保証請求代理人に任命されるその他の者をいう。
「保証請求証書」	ゼロ・クーポン債に関して、ゼロ・クーポン債発行会社、保証銀行および保証請求代理人の間で締結される保証請求証書をいう。
「保証枠設定契約」	ゼロ・クーポン債に関して、ゼロ・クーポン債発行会社、トレーディング・カンパニーおよび保証銀行との間で締結される保証枠設定契約をいう。
「保証上限額」	保証状第2.1条における、その時々保証銀行の保証上限額をいう。
「保証額」	償還日に償還予定の発行済ゼロ・クーポン債に関し、（ ）基本保証額と（ ）追加額の合計に相当する米ドル建ての金額をいう。
「英文目論見書」	受益証券の募集に関する平成20年7月14日付の英文目論見書（その付属書類を含む。）（随時改訂済）をいう。
「取次ブローカー」	スイスで設立された有限責任会社であるマン・インベストメンツ・エイ・ジーをいう。

「投資運用契約」	トレーディング・カンパニー、投資運用会社およびマーケティング・アドバイザーの間で、英文目論見書（随時改訂済）と同日または近接する日に締結され、本書に記載のある投資運用契約をいう。
「投資運用会社」	英国において有限責任会社として設立され、英国において規制業務の遂行についてFSAの規制を受けているマン・インベストメンツ・リミテッドをいう。
「投資戦略」	単独または他の投資戦略と組み合わせられて、投資手法またはスタイル・ポートフォリオを構成するトレーディング・カンパニーの資産が充当されるトレーディング・アドバイザーが採用するすべての投資戦略をいう。
「発行日」	受益証券が発行される日をいう。
「発行価格」	管理会社が各受益証券の発行価格として提示する１米ドルをいう。
「ミューチュアル・ファンド法」	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2012年改訂）をいう。
「レバレッジ」	信用枠の要項に従って計算される発生済みだが未払いの利息、費用、経費を含む（しかしレバレッジ媒体への投資を含まない）、随時信用枠に基づき設定される借入金およびデリバティブ商品の額をいう。
「LIBOR」	公認の情報提供者によって随時公表される、主要銀行がロンドン銀行間取引市場において米ドル貨で行う借入に課される年間利率をいう。
「マン」	以下の者をはじめとするマン・グループの資産運用部門をいう。マン・インベストメンツ・エイ・ジー、マン・マッシュ・リミテッド、マン・コーポレート・サービス（アイルランド）リミテッド、マン・バリュエーション・サービス・リミテッド、マン・インベストメンツ・リミテッド、マン・インベストメンツ（スイス）エイ・ジーおよびマン・インベストメンツ（スイス）エイ・ジー（ガーンジー支店）。
「マン・グループ」	文脈に応じ、マン・グループ・ピーエルシーおよび当該時点におけるその子会社の一部または全部をいう。
「マン IP 220 インターナショナル償還時元本確保型ファンド３」	ファンド、またはファンドが表明する本書に詳述される投資商品をいう。
「管理会社」	ファンドの管理会社としての地位を有するルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-1150、アールン通り287-289番所在のミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイおよびその承継者または信託証書により認可された地位譲受人をいう。

「マーケティング・アドバイザー」	投資運用契約に従い、マーケティング・アドバイザーとしての地位を有するマン・インベストメンツ・エイ・ジーをいう。
「重要契約」	本書に記載され、随時締結される各契約をいう。
「償還日」	平成33年10月31日または当該日が営業日でない場合にはこれに次ぐ営業日をいう。
「最低保有口数」	合計10,000口の受益証券をいう。
「最低買戻口数」	10,000口である、単一の買戻請求に従って受益者が買戻しを要求しうる受益証券の最低口数をいう。
「CIMA」	ケイマン諸島金融庁をいう。
「純資産総額」	評価事務代行会社が、各評価日において、受益証券口座の金額として計算する金額をいう。
「受益証券の一口当たり純資産価格」	評価事務代行会社によって各評価日に計算される、受益証券口座の純資産総額を、評価日における発行済受益証券の口数で除した金額をいう。
「非適格者」	（ ）受益証券の取得および／もしくは保有が、いずれかの国もしくは政府当局の法律もしくは規則に違反することとなる者、（ ）当該者により、ファンドが本来的には負担する必要のない納税義務その他の金銭的、規制上、商業上の不利益を被る状況（当該者に直接・間接に影響する状況か、単独もしくは他の者との関係で適用される状況であるかを問わず、また受託会社もしくは管理会社に関連性を有する状況を含む。）に置かれる可能性がある受託会社もしくは管理会社が判断する者、（ ）21歳未満の者、（ ）米国人、または（ ）ケイマン諸島に居住もしくは在住する者（ケイマン諸島で設立された免除会社もしくは通常非居住会社を除く。）をいう。
「ゼロ・クーポン債発行会社」	ケイマン諸島において免除有限責任会社として設立されたマン IP 220インターナショナル・プリンシパル・プロテクテッド（ZC）3 リミテッドをいう。
「申込期間」	平成20年8月25日に開始し、平成20年9月26日に終了した受益証券の販売期間（保証銀行の事前の書面による承諾（かかる承諾は合理的な理由なく留保、遅滞または条件付で行われてはならない。）を得て、受託会社と協議の上管理会社の裁量により延長される場合を除く。）をいう。
「パフォーマンス・ローン債」	トレーディング・カンパニーが、当該債券を表章する証書の要項に従い1米ドルにて発行し、ファンドのために受託会社が引き受ける、償還可能なパフォーマンス・ローン債をいう。各債券には、パフォーマンス・ローン債勘定に対し、金額に応じた持分権が付与されている。

「パフォーマンス・ローン債勘定」	（ ）会計上、パフォーマンス・ローン債の発行手取金およびこれらの投資により生じた資産が貸方記入され、（ ）会計上、上記（ ）における資産のインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインが発生し、ならびに（ ）会計上、トレーディング・カンパニーに関連するすべての費用および負債ならびにパフォーマンス・ローン債の償還金の原資となるところの、トレーディング・カンパニーの内部勘定をいう。
「プロフィット・ロックイン構造」	本書中「プロフィット・ロックイン」の項において詳述される構造をいう。
「登録事務代行会社」	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-1150、アーロン通り287-289番所在のミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、または保証銀行の事前の書面による承諾（かかる承諾は合理的な理由なく留保、遅滞または条件付で行われてはならない。）によりファンドの登録事務代行会社として任命されたその他の者をいう。
「登録・名義書換事務代行契約」	登録事務代行会社、ファンドのために行為する受託会社および保証請求代理人の間で、英文目論見書の日付と同日または近接する日に締結される、本書に記載のある登録・名義書換事務代行契約をいう。
「ケイマン規則」	ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）をいう。
「リスク移転およびストラクチャリング報酬」	リスク、運用管理、アドバイスおよびストラクチャリング業務に関してマン・インベストメンツに支払われる報酬をいう。
「担保および質権設定契約」	保証枠設定契約の下でのゼロ・クーポン債発行会社の債務に関して、ゼロ・クーポン債発行会社と保証銀行との間で締結される担保および質権設定契約をいう。
「担保保管会社」	ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア・エヌ・エー、または担保資産に関して、保証銀行およびゼロ・クーポン債発行会社により随時担保保管会社として任命されるその他の者をいう。
「担保資産」	担保および質権設定契約の条項に従い保証銀行および／もしくは担保保管会社が、または保証銀行とゼロ・クーポン債発行会社の合意する条件に従い第三者が、それぞれ随時保有するすべての適格担保をいう。
「副登録事務代行会社」	副登録事務代行契約における義務に基づき、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社に対する登録事務代行会社としての地位を有する、ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1102、クリケット・スクエア、バウンダリー・ホール、私書箱1093所在のメイブルズ・エフエス・リミテッド、または登録事務代行会社として適式に任命されるその他の者をいう。

「副登録事務代行契約」	副登録事務代行会社およびトレーディング・カンパニー間、ならびに副登録事務代行会社およびゼロ・クーポン債発行会社間の契約をいう。
「申込口座」	受託会社がファンドのために、受益証券に関して申込口座保管者において開設する口座をいう。
「申込口座保有者」	ファンドに関してチャネル諸島、JE4 8PJ、ジャージー、セント・エリエ、バス・ストリート71番、ロイヤル・バンク・ハウス所在のロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・インターナショナル・リミテッドをいう。
「税金」	あらゆる法域の政府当局が課す現在または将来の税金、課税、輸入税、関税、控除、源泉徴収またはその他類似の賦課金（これらの支払の不履行または遅延に関連して支払義務のある違約金を含むがこれらに限られない、保証銀行の純収益または利益にかかる税金を除く。）をいう。
「トレーディング・アドバイザー」	投資戦略を実施するために投資運用会社により直接的または間接的に選任されるトレーディング・アドバイザー（自らが展開する投資戦略のトレーディング・アドバイザーとしての地位を有する投資運用会社自身を含むことがある。）をいう。
「トレーディング・キャピタル」	トレーディング・カンパニーのすべての資産（株式資本を除く。）から負債を控除したものをいう。
「トレーディング・カンパニー」	ケイマン諸島において免除有限責任会社として設立されたマン IP 220インターナショナル・プリンシパル・プロテクテッド・トレーディング3リミテッドをいう。
「ファンド」	信託証書に従い、ケイマン諸島の法律に基づきユニット・トラストとして設定されたマン IP 220インターナショナル償還時元本確保型ファンド3をいう。
「信託証書」	ファンドの（随時改正済みでかつ本書に記載される）信託証書をいう。
「受託会社」	ファンドの受託会社としての地位を有するCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドおよびその承継者または信託証書の規定に従い認定される地位譲受人をいう。
「アンコミットメント取引契約」	トレーディング・カンパニーのポートフォリオのリバランスとパフォーマンス・ローン債の償還を行うために活用される、アンコミットメント・ベースの取引取決めをいう。

「受益証券口座」	（ ）会計上、受益証券の発行手取金が、ファンドの他の資産から独立して貸方記入され、（ ）会計上、受益証券口座に帰属する資産のインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインが発生し、ならびに（ ）会計上、受益証券に関連するすべての費用および負債ならびに受益証券の償還金の原資となるところの、ファンドの内部勘定をいう。
「米国」または「アメリカ合衆国」	アメリカ合衆国ならびにその領土および属領（すべての州およびコロンビア特別区を含む。）をいう。
「米国人」	（１）1933年証券法（改正済）のレギュレーションSに定義されている米国人をいい、随時、（ ）米国に居住する自然人、（ ）米国においてまたは米国内法に基づき設立され、創設されまたは組織されたパートナーシップ、会社またはその他の法人、（ ）遺産管理人または管財人が米国人である財団、（ ）受託者が米国人である信託、（ ）米国に所在する米国外の機関の代理機関または支店、（ ）米国人のためディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、（ ）米国で組織され、設立されまたは（個人の場合）米国に居住するディーラーまたはその他の受託者により保有される一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、（ ）（Ａ）米国外の法域の法律に基づき組織されまたは設立されている場合、および（Ｂ）証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的に米国人により設立されている場合（ただし、自然人、財団または信託ではない認定投資家（証券法に基づくルール501（a）で定義される。）により組織されまたは設立されかつ所有されている場合にはこの限りではない。）のパートナーシップまたは法人を随時含む米国人、ならびに（２）米国商品取引所法（改正済）に基づくルール4.7に規定されている「非米国人」ではない者をいう。
「受益者」	登録事務代行会社（または任命を受けた者）によって維持されるファンドの受益者名簿に受益証券の保有者として記載される者をいい、日本における販売会社が日本におけるファンドの受益者として記載される。 受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができる。
「受益者サービス代行会社」	アイルランドにおいて設立された法人であるマン・コーポレート・サービス（アイルランド）リミテッド、または受益者および名義書換事務代行サービスを行う者として随時登録事務代行会社により任命されたその他の者をいう。
「受益証券」	本書に従って一口当たり１米ドルで募集される、償還可能な受益証券をいう。

「米ドル」	アメリカ合衆国の法定通貨である米ドルをいう。
「評価日」	各暦月の最終日または毎暦月に少なくとも一回は評価日が設けられることを条件に受託会社が随時決定するその他の日をいい、第１評価日は平成20年10月の最終日とする。
「評価事務代行会社」	マン・グループの一員であるマン・バリュエーション・サービス・リミテッド、または保証銀行の事前の書面による承諾（かかる承諾は合理的な理由なく留保、遅滞または条件付で行われてはならない。）を得て随時評価事務代行会社に任命されるその他の者をいう。
「ゼロ・クーポン債」	ゼロ・クーポン債発行会社が、当該債券を表章する証書の要項に従い額面金額１米ドルにて発行し、ファンドのために受託会社が引き受ける、償還可能な保証付ゼロ・クーポン債をいう。
「ゼロ・クーポン債額面金額」	発行される各ゼロ・クーポン債の１米ドルの額面金額をいう。

（翻訳）

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

マンIP 220インターナショナル償還時元本確保型ファンド3

我々は、マンIP 220インターナショナル償還時元本確保型ファンド3（以下「ファンド」という。）の2012年4月30日現在の結合財政状態計算書ならびに同日に終了した年度の結合包括利益計算書、結合受益者帰属純資産計算書、結合資本変動計算書および結合キャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成される結合財務書類について監査を実施した。

本報告書は受託会社のためのみに作成している。我々の監査業務は、受託会社に対して、監査人の監査報告書に伝達義務のある事柄を記載することを目的としてのみ行われた。法律で許容されている最大の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書もしくは我々の意見について、ファンドおよび受託会社以外のものに対して責任を負わない。

本財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、欧州連合で適用されている国際財務報告基準および不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要と経営陣が判断する内部統制に準拠して本結合財務書類を作成し、適正に表示する責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該結合財務書類に対する意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに結合財務書類に重要な虚偽記載がないか否かについて合理的な保証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、結合財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は当該リスク評価を行うに当たって、結合財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、ファンドの経営陣により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、結合財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本結合財務書類は、欧州連合で適用されている国際財務報告基準に準拠して、2012年4月30日現在のマンIP 220インターナショナル償還時元本確保型ファンド3の財務状態ならびに同日に終了した年度における運用成績およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

〔署名〕

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2012年10月8日

Independent Auditors' Report

The Trustee

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

We have audited the accompanying combined financial statements of Man IP 220 International Principal Protected Fund 3 (the “Trust”) which comprise the combined statement of financial position as at 30 April 2012, and the combined statement of comprehensive income, the combined statement of changes in amounts attributable to Unitholders, the combined statement of changes in equity and combined statement of cash flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the trustee those matters we are required to state to them in an auditors’ report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management’s Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these combined financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted in the European Union, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of combined financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors’ Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these combined financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the combined financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the combined financial statements. The procedures selected depend on the auditors’ judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity’s preparation and fair presentation of the combined financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity’s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the combined financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying combined financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Man IP 220 International Principal Protected Fund 3 as at 30 April 2012, and of its financial performance and cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards, as adopted in the European Union.

Ernst & Young Ltd.

8 October 2012

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2011年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2011年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕
マーティン・フローネ、公認の監査人
パートナー

2012年3月14日

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

REPORT OF THE REVISEUR D ' ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2011 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors ' for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d ' entreprises agré é

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier*. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the *réviseur d ' entreprises agré é 's* judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the *réviseur d ' entreprises agré é* considers internal control relevant to the entity 's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity 's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2011, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte Audit, *Cabinet de révision agréé*

Martin Flaunet, *Réviseur d'entreprises agréé*
Partner

March 14, 2012

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

（翻訳）

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

マンＩＰ 220インターナショナル償還時元本確保型ファンド３

我々は、マンＩＰ 220インターナショナル償還時元本確保型ファンド３（以下「ファンド」という。）の2011年４月30日現在の結合財政状態計算書ならびに同日に終了した年度の結合包括利益計算書、結合受益者帰属純資産計算書、結合資本変動計算書および結合キャッシュ・フロー計算書および関連する１から14までの注記から構成される結合財務書類について監査を実施した。

本報告書は受託会社のためのみに作成している。我々の監査業務は、受託会社に対して、監査人の監査報告書に伝達義務のある事柄を記載することを目的としてのみ行われた。法律で許容されている最大の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書もしくは我々の意見について、ファンドおよび受託会社以外のものに対して責任を負わない。

本財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、英国で適用されている国際財務報告基準および不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要と経営陣が判断する内部統制に準拠して本財務書類を作成し、適正に表示する責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重要な虚偽記載がないか否かについて合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、ファンドの経営陣により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本結合財務書類は、英国で適用されている国際財務報告基準に準拠して、2011年４月30日現在のマンＩＰ 220インターナショナル償還時元本確保型ファンド３の財務状態ならびに同日に終了した年度における運用成績およびキャッシュ・フローを、真実かつ公正に表示しているものと認める。

〔署名〕

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2011年10月24日

Independent Auditors' Report

The Trustee

Man IP 220 International Principal Protected Fund 3

We have audited the accompanying combined financial statements of Man IP 220 International Principal Protected Fund 3 (the "Trust") which comprise the combined statement of financial position as at 30 April 2011, and the combined statement of comprehensive income, the combined statement of changed in amounts attributable to Unitholders and combined statement of changes in equity and combined statement of cash flows and the related notes 1 to 14, for the year then ended.

This report is made solely to the trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, as adopted in the United Kingdom and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the combined financial statements give a true and fair view of the financial position of Man IP 220 International Principal Protected Fund 3 as at 30 April 2011, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards, as adopted in the United Kingdom.

Ernst & Young Ltd.

24 October 2011

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2010年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示することに責任を負う。当該責任には、（a）不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、（b）適切な会計方針の選定および適用、ならびに（c）状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2010年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・エス・エイ、公認の監査法人

〔署名〕

マーティン・フローネ、公認の監査人

パートナー

2011年4月21日

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

REPORT OF THE REVISEUR D ' ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2010 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors ' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the réviseur d ' entreprises agré é

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d ' entreprise agré é, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d ' entreprise agré é considers internal control relevant to the entity ' s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2010 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the board of directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte S.A., Cabinet de révision agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

April 21, 2011

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。